

平成 27 および 28 年度
自己点検・自己評価報告書

点検・評価報告書

2016（平成 28）年度「短期大学認証評価」申請用

静岡県公立大学法人
静岡県立大学短期大学部

目次

序 章	1
第1章 理念・目的	3
第2章 教育研究組織.....	9
第3章 教員・教員組織.....	13
第4章 教育内容・方法・成果.....	23
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針.....	23
第2節 教育課程・教育内容.....	35
第3節 教育方法	46
第4節 成果	57
第5章 学生の受け入れ.....	67
第6章 学生支援	76
第7章 教育研究等環境.....	80
第8章 社会連携・社会貢献.....	86
第9章 管理運営・財務.....	91
第1節 管理運営	91
第2節 財務	95
第10章 内部質保証.....	99
第11章 特色ある取り組み.....	103
終 章	111

※本件「平成 27 および 28 年度 自己点検・自己評価報告書」は、「点検・評価報告書
(静岡県立大学短期大学部)」を兼備する。

序 章

本学は、昭和 26 年 5 月静岡市北安東に設置され、昭和 43 年 3 月に浜松市布橋に移設された、静岡女子短期大学を前身とする。開学以来「深い専門性と広い教養」を校是とし、静岡県の女子教育の中核として、時代の要請と地域の要望に応える有為な人材を養成してきた。静岡県立大学短期大学部は、昭和 62 年、静岡薬科大学、静岡女子大学との統合によって共学の短期大学として誕生した。平成 9 年には、浜松から移設された看護学科、新設の歯科衛生学科、社会福祉学科によって静岡キャンパスが設置され、浜松・静岡の 2 キャンパス体制となった。浜松校は平成 13 年 3 月にその歴史を閉じ、静岡文化芸術大学として新たな歩みを始めた。爾来、静岡県立大学短期大学部は医療福祉に特化した短期大学として歩みを続けている。

浜松校においては、平成 3 年度の短期大学設置基準の改正以後、自己点検・自己評価の体制を整え、積極的にこれに取り組んできた。平成 9 年開学の静岡校においても開学当初から自己点検・自己評価に取り組み、徐々にその内実を整えてきた。その結果は、短期大学部の行う教育研究の改善に役立てるとともに、各種印刷物・電子媒体・ウェブサイトによって学内外に公表してきた。これによって、社会への説明責任を果たすとともに、この事業の妥当性や意義を確認し、さらなる組織改革の契機としている。

平成 14 年度には外部評価を実施し、そこで得られた評価と助言は報告書としてまとめ学内外に公開した。平成 19 年 4 月には静岡県公立大学法人静岡県立大学短期大学部となり、新たに「たゆみなく発展する大学をめざす」、「卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進する」、「学生生活の質（QOL）を重視した勉学環境を整備する」、「大学の存在価値を向上させる経営体制を確立する」、「地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を目指す」を理念とし、それに基づいた目標を設定し、学術的、人的資源を最大限に活用した大学運営とその体制の確立を目指している。

公立大学法人化以降は、各事業年度、中期目標期間全体を通じての業務実績、中期目標達成状況について自己点検・評価を実施し、知事の附属機関である「静岡県公立大学法人評価委員会」の評価を受けている。平成 25 年 8 月には、法人評価委員会から、第 1 期中期目標期間における業務実績について、「全体として中期目標の達成状況が良好である」との評価を受け、その後の第 2 期中期目標期間においても、平成 26 事業年度における業務実績について「中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価を受けている。その評価結果は県議会に報告されるとともに、公式ウェブサイトなど各種メディアによって積極的に公表している。

平成 21 年度には、学校教育法に基づく認証評価機関（公益財団法人大学基準協会）による認証評価を受審し、同協会の基準に適合している旨の認定を受けた。ここで指摘のあった勧告事項及び助言事項については、運営委員会を中心に改善を勧め、平成 25

年7月にその結果を大学基準協会へ報告した。翌平成26年3月には「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との通知を受けたが、未だ改善を完遂していないと思われる助言事項については、自主的に改善の努力を続けている。

2回目となる今回の認証評価にあたり、平成26年9月に静岡県立大学自己評価委員会及び本学自己点検・自己評価委員会の合同による「大学認証評価委員会」（委員長：学長、委員：副学長、大学・短期大学部の各部局長ほか）と、各部局に専門部会を設置した。短期大学部の点検評価はすべて短期大学部の専門部会がこれにあたった。

本報告書では、各事業年度及び中期目標期間全体の業務実績・中期目標の達成状況に関する点検評価や、前回認証評価における勧告・助言事項に関する改善状況などを参照しつつ、本学の諸活動に関する方針や検証体制及び前回認証評価以降における改善・改革の取組などに重点をおき説明している。

本学は、平成28年4月に新たにこども学科を設置する。開学以来65年不変の校是を戴きつつ、時代・地域の要請に応えるべく新たな展開を迎えようとしている。そのような時期に総点検を行うのは真に時宜を得たものであり、今回の認証評価を本学のさらなる発展につなげていけるように努めていきたい。

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を適切に設定しているか。

平成18年3月静岡県議会において公立大学法人定款案及び評価委員会設置条例案が承認された。平成19年4月1日、法人化した静岡県公立大学法人静岡県立大学（以下、静岡県立大学）は、平成19年7月26日に教育研究審議会の議を経て、新たに法人の理念を次のように定めた。（資料1-1）

[理念]

- ・静岡県立大学は、たゆみなく発展する大学を目指します。
- ・静岡県立大学は、卓越した教育と高い学術性を備えた研究を推進します。
- ・静岡県立大学は、学生生活の質(QOL)を重視した勉学環境を整備します。
- ・静岡県立大学は、大学の存在価値を向上させる経営体制を確立します。
- ・静岡県立大学は、地域社会と協働する広く県民に開かれた大学を目指します。

この理念は、公立大学法人傘下の5学部と大学院、短期大学部、研究所の総力を結集して「県民の誇りとなる価値ある大学」の実現に向け教育研究活動を実践するとの前提の下に、公立大学法人全体として取り組む姿勢を示したものである。

この理念に基づき以下の目標が掲げられている。（資料1-1）

教育：学生を第一に考え、学生生活の質（QOL）の向上を図り、高度かつ秀逸できめ細やかな教育を提供することで、社会に貢献できる有為な人材を育成します。
研究：静岡県の最高学府としての自覚を持ち、独創性豊かで高い学術性を備え、国際的な評価に耐え得る研究を推進します。
地域貢献：県民の負託に応え、県政や産業界との連携を図りながら、卓越した教育と高い学術性を備えた研究による成果を地域に還元します。
国際交流：諸外国から学生・研究者を積極的に受け入れ、また世界に情報発信することにより、静岡県の国際交流の強力な推進力となります。

あらゆる行動はこれらの理念及び目標の実現に向けたものであり、同時に大学の質を保証する諸活動（中期目標、中期計画など）の指針となっている。

本短期大学部においては、これらの法人の理念・目標をもとに、前身である静岡女子短期大学の建学の精神である教養主義を継承し、学校教育法第108条第1項に定められた短期大学の主な目的である「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成すること」を踏まえ、学則（資料1-2）の第1条に次のように目的を定めている。

[目的]

本学は、一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成することを目的とする。

ここに言う一般教育とは科目群のことではなく、いわゆるリベラル・アーツのことであり、教養人がすべからず持つべき教養のことである。このように、自律した個人、教養人の育成をうたっているのは、医療福祉に特化した短期大学・大学が職業教育に重点を置く趨勢の中で極めてユニークであり、本学の教育研究活動の原点となっている。

また各学科等においては、前述の法人の理念及び本学の目的に基づき、学則の第2条の2に人材養成等教育研究上次のように目的を定めている。(資料1-3、p.41)

〈1〉看護学科

看護学科は、生命の尊厳と広い教養に基づく人間形成を目指して、看護に必要な専門知識・技術の教授を通し、変化する社会と科学の進歩の中で、保健医療のための看護実践者として貢献できる人材を養成することを理念としている。

看護に必要な専門的知識と技術を有し、看護の対象となる「人間」の多様性を理解し、他職種と協働して、対象のQOL (quality of life) を高める看護を実践できる人間性豊かな看護師を養成することを人材養成等教育研究上の目的としている。

〈2〉歯科衛生学科

歯科衛生士は、人々の歯科保健の向上のために、歯科予防処置、歯科保健指導及び歯科診療の補助を業とする専門職である。近年では、病院、保健・福祉施設における健康管理にも歯科衛生士が深く関わるようになってきており、保健・医療・福祉分野の他職種との密接な連携のもとに活動する場が広がりつつある。歯科衛生学科は、高度化する歯科保健医療に対応した専門知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成することを人材養成等教育研究上の目的としている。

〈3〉社会福祉学科

社会福祉学科は、地域の抱える福祉課題について学術的な調査研究を推進するとともに、主として対象者や家族の福祉の実現を総合的に図っていく相談援助技術や主として対象者に直接的な福祉を行う介護（生活支援）技術を学ばせ、地域や施設において、福祉を必要とする人々のQOL（quality of life）の確保・向上に寄与しうる高度な専門的知識と技術を持った人間性豊かな人材を養成することを理念としている。

社会福祉学科の人材養成等教育研究上の目的は以下の通りである。

社会福祉学科は、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己表現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成する。

ア 社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術を兼ね備えた社会福祉士を養成する。

イ 介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言ができる介護福祉士を養成する。

〈4〉一般教育等

短期大学部の目的のもと、リベラル・アーツを教授する教員群として開学以来学科相当の組織として設置された。医療福祉に特化した現在も教養科目を運営する責任部署である。

一般教育は、主体的判断力を持った自立的個人を養成するために、論理的思考能力・科学的観察力・批判的精神を培うことを人材養成等教育研究上の目的とする。

(2) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

静岡校開学5年目の平成14年度に各学科等の理念と教育目標とが公開された。現行の理念・目的・目標は、平成19年度の法人化に伴い制定され、受験生等に向けては、冊子体の大学案内（資料1-4）などにわかりやすく記載するとともに本学のウェブサイトにも公開している。冊子体の大学案内などはオープンキャンパス、県民の日の大学開放、進学相談会、大学見学（随時）などや、本学教員が高等学校を訪問する際などに配布している。ウェブサイトでは大学案内のダウンロードができるようにしてあり、学外に向けて広く周知することに努めている。

教職員に対しては、大学案内の配布や、理念・目的のインフォメーションボードへの掲示、新任教員にはさらに、FD新任研修で説明することで周知徹底をはかっている。

在学生に対するものとしては、毎年度当初、新入生を迎えてオリエンテーションを実施し、その中で、学生便覧（資料1-3）、履修要項（資料1-5）を配布して履修指導を行

い、学科の理念・教育目標についても、教員によって周知徹底をはかってきた。

本学の特徴としては、学内の研究教育活動及び組織改革(資料 1-6)について早くからウェブサイト上での公開を行っていることである。これはもちろん研究機関としての責務であると同時に県民に対する説明責任を確保する目的で行われている。そして、これらは同時に本学の理念・目的がいかに実現されているかを周知するためでもある。

(3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

本学では、平成 5 年度に自己評価委員会を設置して、静岡校開校後は平成 20 年度及び平成 26 年度の 2 回、全学の理念・目的を設置の経緯とも照らし合わせて自己点検・自己評価を実施した。

平成 20 年度の点検評価は、学校教育法に定められた認証評価機関による認証評価の受審に向けたものであり、自己点検・自己評価委員会によって全学の点検・評価を実施した。平成 21 年度に、公益財団法人大学基準協会による認証評価を受審し、同協会の大学基準に適合している旨の認定を受けている(資料 1-7)。

平成 26 年度の点検評価は、平成 21 年度の認証評価後行ってきた、理念、目的、教育目的・目標明確化の総括である。

平成 19 年における公立大学法人化以降は、法人の設立団体である静岡県が定めた中期目標(資料 1-8)に従い、6 年間を期間とする中期計画(資料 1-9)と、各事業年度の年度計画を定めるとともに、地方独立行政法人法の規定に基づき、各事業年度の業務実績について自己点検・自己評価を実施している。この点検・評価は、副学長を委員長とする静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会(資料 1-10)により実施し、知事の附属機関である静岡県公立大学法人評価委員会(資料 1-11)による評価を受けている。同評価委員会による評価結果は、知事から県議会に報告され、公表されている(資料 1-12)。そして、第 1 期中期目標期間(平成 19～24 年度)に係る業務実績について、全体として中期目標の達成状況が良好である旨の評価を受けている(資料 1-13)。

2. 点検・評価

●基準 1 の充足状況

前回の認証評価において、理念・目的について学内に混同があると述べた。まずこれを正すために、法人の理念、目標を基に、短期大学の主な目的を踏まえて、短期大学部の目的、各学科等の人材養成等教育研究上の目的(教育目的)及び教育目標として整備し、自己点検・自己評価報告書(資料 1-14)によって教職員への周知を行っている。

また、平成 20 年度の FD 委員会において、新任者・初任者研修が議論され、以降新任者に対して本学の理念・目的を周知するよう努めてきた(資料 1-18)。

定期的な検証についても、法人全体としては、法人の設立団体である静岡県が定めた

中期目標に従い、6年間を期間とする中期計画と、各事業年度の年度計画を定めるとともに、地方独立行政法人法の規定に基づき、各事業年度の業務実績について自己点検・評価の実施を行うシステムが整備されている。

以上のことから、基準1についてはおおむね充足していると考ええる。

①効果が上がっている事項

平成27年度入学生に対して行ったアンケート調査(資料1-15)の結果、「本学をどのような方法で知りましたか？」という質問に対して、「短大のホームページを見たから」が第3位に入っている。前述のようにウェブサイト上に、なるべく多くの情報を公開してきた効果であると思われる。また、第1位が「親、兄弟、親戚の紹介から」、第2位が「学校の先生の紹介から」さらに、第6位が「友人・知人の話から」となっており、これは、学校の先生だけではなく、家族や友人にまで本学の存在を認識してもらっていることを表していると考えられる。以上より、社会に対する公表は十分に行われているものと思われる。

また、前回の認証評価における勧告・助言事項についても順次改善に取り組み、平成25年度には、大学基準協会に改善経過を報告し、「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との通知を受けている。(資料1-16)

②改善すべき事項

評価項目(3)の、理念と目的を定期的に検証しているかどうかであるが、本学独自には「静岡県立大学の理念と目標」と「静岡県立大学短期大学部の教育目的」とを、定期的に検証するというシステムは構築していないので、今後どのように検証すべきか考えていきたい。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

本学は医療福祉系短期大学としては稀な教養主義を掲げている。これは長い歴史を誇った静岡女子短期大学の伝統を引き継いだもので、静岡県民に広く知られているところである。本学を知ったきっかけが高校教諭や親族からのものであったことがそれを物語っていると考ええる。今後は全国的に本学の理念・目標を発信していくことが求められると思われる。そのために入学者動向等の統計資料をそろえ、そこから情報発信の方途について検討していくこととしたい。

②改善すべき事項

「静岡県立大学の理念と目標」と「静岡県立大学短期大学部(本学)の教育目的」を定期的に検証するというシステムは構築していないので、定期的に検証するあり方につい

て、運営委員会（資料 1-17）において検討を行う。

4. 根拠資料

- 1-1 大学ウェブサイト「 理念と目標 」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/philosophy/001/index.html>)
- 1-2 本学ウェブサイト「静岡県立大学短期大学部学則」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/regulations/upimg/20150417164431395785846.pdf>)
- 1-3 平成 27 年度学生便覧
- 1-4 静岡県立大学短期大学部 大学案内 2014-2015 (CD-R)
- 1-5 平成 27 年度履修要項
- 1-6 本学ウェブサイト「沿革」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/introduction/002/index.html>)
- 1-7 本学ウェブサイト「認証評価結果」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/ninsyohyoka/index.html>)
- 1-8 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期目標（第 2 期：2013-2018）」
(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/001/upimg/201307011503022021062221.pdf)
- 1-9 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期計画（第 2 期：2013-2018）」
(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/002/upimg/201508171551501324469634.pdf)
- 1-10 静岡県公立大学法人中期・年度計画推進委員会規程 (CD-R)
- 1-11 静岡県公立大学法人評価委員会条例 (CD-R)
- 1-12 静岡県ウェブサイト「平成 26 事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」
(<http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-130/documents/kendai.pdf>)
- 1-13 静岡県ウェブサイト
「第 1 期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果」
(<http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-130/documents/24chuukikendai.pdf>)
- 1-14 本学ウェブサイト「平成 26 年度自己点検・自己評価報告書」
(http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/inspection_assessmen/upimg/201512080950081058495433.pdf)
- 1-15 静岡県立大学短期大学部入学に関するアンケート調査結果報告書 (CD-R)
- 1-16 「改善報告書」の検討結果について (CD-R)
- 1-17 静岡県立大学短期大学部運営委員会細則 (CD-R)
- 1-18 H27 年度 第 6 回 FD 委員会議事録 (CD-R)

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 短期大学の学科・専攻科等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

静岡県立大学短期大学部は、昭和 62 年に県立 3 大学（静岡薬科大学、静岡女子大学、静岡女子短期大学）を改組・統合して設立された 2 大学（静岡県立大学、静岡県立大学短期大学部）の 1 校として、文化教養学科、食物栄養学科、第一看護学科、第二看護学科の 4 学科からなる短期大学として浜松市に発足した。平成 9 年には移設した第一看護学科、第二看護学科と新設の歯科衛生学科、社会福祉学科（社会福祉専攻、介護福祉専攻）からなる静岡校が開設され、その後、平成 13 年 3 月の浜松校の閉校により、静岡県立大学短期大学部静岡校が静岡県立大学短期大学部となった。また、平成 18 年 3 月の第二看護学科の廃学科により、現在の 3 学科 2 専攻体制となった。しかしながら、看護学科は看護学部との統合が決定し、平成 26 年度より募集を停止した。平成 27 年度の収容定員は 400 名（看護学科：修業年限 3 年：定員 80 名、歯科衛生学科：修業年限 3 年：定員 40 名、社会福祉学科社会福祉専攻：修業年限 2 年：定員 50 名、社会福祉学科介護福祉専攻：修業年限 2 年：定員 50 名）であるが、こども学科の新設とそれに伴う社会福祉学科社会福祉専攻の定員減に伴い平成 28 年 4 月からは収容定員 400 名となる予定である。

教育研究組織は、学則（資料 2-1）で定められている。

本学の現組織は、平成 5 年の医療福祉系短期大学の設置趣旨である、「医学医術の進歩や人口構造の急速な高齢化の進展に伴う保健医療・福祉サービスの需要の増大・高度化・多様化と、これを支える保健医療・福祉の人材の供給体制の充実の要請に対応するため静岡市内に歯科衛生学科と社会福祉学科を設置し、併せて浜松市に所在する第一看護学科、第二看護学科を移設し収容定員を増加して、医療福祉系キャンパスを構成し、そこでの質の高い人材育成を通して、豊かで活力ある高齢社会の実現に貢献していこうとするものである。」に則ったものである。

また、各学科とは独立して一般教育教員群を設け、専任教員によって本学の教養教育を担い本学の目的である、単なる職業人養成機関ではなく教養主義に基づいた人材養成を行っている。

本学の目的である「時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」については、看護学科においては看護師、歯科衛生学科においては歯科衛生士、社会福祉学科においては、保育士、社会福祉士（社会福祉専攻）、介護福祉士（介護福祉専攻）を養成することによって、時代と地域社会の要請に込えている。学則第 2 条の 2 「人材養成等教育研究上の目的」には各専門職育成の目標を示し、それぞれのアドミッション・ポリシー（資料 2-2）、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー（資料 2-3 P315-

318) を示して対応している。そして、教育研究活動を実践し、地域社会はもとより広く有為な人材を輩出している。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

本学の教育研究組織に係る検証については、静岡県公立大学法人中期計画（第1期；2007～2012）（資料2-4）において、「①教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会の要請等に適切に対応するため、教育研究組織のあり方について不断の検討を行い、学部、研究科等の教育研究組織の統合・再編・見直しを行う。②教育研究組織の見直しについては、経営審議会、教育研究審議会等における審議など、学外者の意見を取り入れて検討を進める。」と定められていた（資料2-4 第31(2)）。これを踏まえ、法人定款（資料2-5）及び静岡県公立大学法人教育研究審議会規則（資料2-6）に基づき、教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究審議会を設置し、毎月1回定期的に開催して、教育研究組織をはじめ教育研究全般について、基本理念の実現が全学的に遂行されるよう努めている。

また、平成23年度には短期大学部運営委員会で（資料2-7）、短期大学部の教育や組織のあり方について検討を行っている。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

本学では、開学以来の理念・目的に基づきつつ、教育研究の進展や時代の変化、学生や地域など社会の要請等に適切に対応するため、教育研究組織のあり方について検討を行ってきた。そして、それぞれの学科の理念・目的、教育目標を掲げ、教育研究活動を実践し、地域社会はもとより広く有為な人材を輩出している。

以上のことから、基準2については、おおむね充足できているものと言える。

①効果が上がっている事項

認証評価機関（公益財団法人大学基準協会）による前回平成21年の認証評価以降も、教育研究組織のあり方について検討を行い、適切な見直しを行っている。前回認証評価以降における主要な教育研究組織の見直し状況は、次のとおりである。

前回認証評価以降における主要な教育研究組織の見直し状況

1 看護学科の看護学部との統合（平成26年4月）

看護教育を取り巻く状況を踏まえ、その質的充実を図り、有為な人材を育成し地域に還元していくため、3年課程の本学看護学科を募集停止し、4年課程の看護学部発展的に統合した。それに伴い、平成27年4月に本学キャンパス（小鹿キャンパス）に新看護学部棟を建設し、静岡県立大学谷田キャンパスと併用を開始した。

2 こども学科の新設(平成 28 年 4 月開学科予定) (資料 2-8)

平成 27 年 4 月より施行された「子ども・子育て支援新制度」により、今後増加が見込まれる認定こども園で働くためには保育士資格と幼稚園教員免許状の併有が必須となった。社会福祉専攻の中の保育者志望の学生の要望に応えるため、幼稚園教員養成課程と保育士養成課程の両方を備えたこども学科の設置に至った。

②改善すべき事項

看護学科の看護学部との統合で二学科体制(こども学科を入れると三学科)が目前に迫っている。各学科とも他職種との協働を謳っており、教育研究の面でも共同して行ってきた。組織変革によりそれに影響があるとは考えないが、短期大学部、小鹿キャンパスの運営をどう行うのかが、さしあたっての課題である。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

高学歴志向に応えるために、看護学科においては、医療の進歩と時代・社会の要請等に従い柔軟に組織の変革を行い、現在、平成 26 年度からの看護学部との統合の最中である。

卒業生から要望もあった(資料 2-9)、こども学科新設の組織改正により、保育士資格と幼稚園教員免許を持った学生を送りだすことができるようになる。

②改善すべき事項

前述のように、看護学科の看護学部との統合で、二学科体制(こども学科を入れると三学科)が目前に迫っている。まず、短期大学部と小鹿キャンパスの運営を、学長のイニシアティブの下に行うことが、課題である。

4. 根拠資料

2-1 本学ウェブサイト「静岡県立大学短期大学部学則」(既出 資料 1-2)

([http://oshika.u-shizuoka-](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/regulations/upimg/20150417164431395785846.pdf)

[ken.ac.jp/outline/regulations/upimg/20150417164431395785846.pdf](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/regulations/upimg/20150417164431395785846.pdf))

2-2 本学ウェブサイト 「学科案内」

(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/faculties/index.html>)

2-3 平成 27 年度履修要項(既出 資料 1-5)

2-4 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期計画(第 1 期:2007~2012)」

(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/002/upimg/201109071153281761324952.pdf)

f)

- 2-5 静岡県公立大学法人定款 (CD-R)
- 2-6 静岡県公立大学法人教育研究審議会規則 (CD-R)
- 2-7 短期大学部運営委員会（平成 23 年度第 2 回）議事録 (CD-R)
- 2-8 本学ウェブサイト「こども学科」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/faculties/child/index.html>)
- 2-9 短期大学に関するアンケート結果報告書～平成 26 年度卒業生～ (CD-R)

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉短期大学全体

本学では、第1章で述べた、法人の理念及び学則（資料 3-1）に定められた目的や、その実現に向けて定められた静岡県公立大学法人中期目標（第2期；2013～2018（平成25～30）年度）（資料 3-2 前文）に従い、教育内容や教育方法の充実を図るため、教職員の適正配置に努めている。

教員の募集、採用、昇任に係る基準及び手続については、法人定款（資料 3-3）、静岡県公立大学法人教員採用等規則（資料 3-4）、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則（資料 3-5）、資格審査委員会の設置及び運営に関する細則（資料 3-6）等に規定されている。これに従い、教員組織を編制している。

「静岡県公立大学法人静岡県立大学短期大学部学則」第5条に、「本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く」と定めている（資料 3-1 第5条）。また、教授、准教授、講師、助教、助手の資格については、「静岡県公立大学法人教員採用等規則」別表に定めている（資料 3-4）。

以上のように、教員組織の編制、さらには教員の資格を明確に定めている。ただし、教員組織の編制方針については、本学では特に具体的な形で明文化したものがなく、法人より示された短期大学部教員定数により編制されている。この定数は、評価項目（2）で説明している通り、文部科学省及び厚生労働省の示す設置基準に基づいて設置されており、必要教員数の最低基準でみれば本学の各学科はその必要教員数を大きく上回る配置が行われている。

また、評価項目（3）で説明している通り、適切な教員の募集・採用手続を踏むことによって、これまで特に支障なく教員組織を編制している。

次に本学の教員の組織的な連携体制についてであるが、本学では教授会（資料 3-22）を置いて全学的な教育・研究・運営について審議を行う体制が整えられている。教授会は、学長、教授、准教授、講師、助教をもって組織し、「静岡県立大学短期大学部教授会規程」第3条に掲げられた事項を審議する。

〈2〉看護学科

看護学科として求めている教員は、本学及び本学科の教育理念と教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシーを明確に理解し、本学科における教育を担当するにふさわしい教育上の能力と、担当分野における高い研究能力を有し、研究成果を学生教育に還元、さらには広く社会に提供する資質を有する者としている。

また、教員組織の編制方針については、本学及び本学科の教育理念と教育目的に基づき、学生に対して責任ある教育を行うために、文部科学省の設置基準に則った専任教員を配置するとともに、本学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを実現するために十分な教員組織を整備している。

〈3〉歯科衛生学科

歯科衛生学科として求めている教員は、本学及び本学科の教育理念と教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確に理解し、本学科における教育を担当するにふさわしい教育上の能力と、担当分野における高い研究能力を有し、研究成果を学生教育に還元、さらには広く社会に提供する資質を有する者としている。

また、教員組織の編制方針については、本学及び本学科の教育理念と教育目的に基づき、学生に対して責任ある教育を行うために、文部科学省の設置基準に則った専任教員を配置するとともに、本学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを実現するために十分な教員組織を整備している。

〈4〉社会福祉学科

社会福祉学科として求めている教員は、本学及び本学科の教育理念と教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを明確に理解し、本学科における教育を担当するにふさわしい教育上の能力と、担当分野における高い研究能力を有し、研究成果を学生教育に還元、さらには広く社会に提供する資質を有する者としている。

また、教員組織の編制方針については、本学及び本学科の教育理念と教育目的に基づき、学生に対して責任ある教育を行うために、文部科学省の設置基準に則った専任教員を配置するとともに、本学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを実現するために十分な教員組織を整備している。

(2) 学科・専攻科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

本学の編制方針に基づく教員組織の整備状況とその適切性についてであるが、本学の教員構成は、前述の通り、教授・准教授・講師・助教・助手より構成されることを、「静岡県公立大学法人静岡県立大学短期大学部学則」第5条において定めている。これに従って表 3-1 の通り法人から示された短期大学教員定数により教員組織を整備している。また、看護学科のみに、任期制の助手を置いており、これは助教の定数に含まれている。このように現在は、法人からは短期大学部総数としての定員が示されているが、学科・専攻科等の教育課程の編成上の理由から、従来、表 3-1 に示す人員が目安として存在している。

表 3-1 教 員 構 成

	短大定数	看護	一般教育	歯科衛生	社福専攻	介護専攻
教授	19	6	3	3	4	3
准教授	18	5	3	3	4	3
講師	15	5	2	4	1	3
助教	17	12	1	1	1	2
合計	69	28	9	11	10	11

現在看護学科は、静岡県立大学看護学部との統合の途上であり、平成 27 年度が統合計画上の最終年度であり、今年度(平成 28 年 3 月)末をもって、看護学科は廃学科の予定であった。それに伴い、平成 26 年より看護学科の教員に欠員が生じた場合でも補充は行われなかった。なお、看護学科の欠員は、非常勤あるいは特任教員という形での対応を行った。そこで、看護学科の定員を除いた場合の教員構成は、以下の通りとなる。

表 3-2 (看護学科を除いた)教 員 構 成

	定数	一般教育	歯科衛生	社福専攻	介護専攻
教授	13	3	3	4	3
准教授	13	3	3	4	3
講師	10	2	4	1	3
助教	5	1	1	1	2
合計	41	9	11	10	11

また、表 3-3 は、平成 27 年 5 月 1 日現在の実際の教員数である。

表 3-3 平成 27 年 5 月 1 日現在の教員構成

	合計教員数	一般教育	歯科衛生	社福専攻	介護専攻
教授	9	1	3	4	1
准教授	10	1	3	4	2
講師	11	3	4	1	3
助教	5	0	1	2	2
合計	35	5	11	11	8

一方、前述の法人より示された本学全体の専任教員組織の教員構成を考えた場合は、表 3-4 に示す通りであり、看護学科を除いた教員構成は表 3-5 の通りである。

表 3-4 教 員 構 成 (平成 27 年 5 月 1 日現在)

	教授	准教授	講師	助教	助手	計
定数	19	18	15	17		69
実数	13	12	16	10	2	53

表 3-5 教 員 構 成 (平成 27 年 5 月 1 日現在)

	教授	准教授	講師	助教	計
定数	13	13	10	5	41
実数	9	10	11	5	35

来年度(平成 28 年 4 月)からは、こども学科の新設を予定しており、現在の予定教員構成は以下の通りとなる。なお、こども学科では、既存の学科よりの移行教員以外に、教授 1 名、准教授 2 名の増員を考えており、採用予定者は決定している。

表 3-6 教 員 構 成 (平成 28 年 5 月 1 日予定)

	教授	准教授	講師	助教	計
定数	13	13	10	5	41
実数	11	12	12	5	40

学科別にみた教員の平均年齢は、一般教育等 58 歳、看護学科 50.7 歳、歯科衛生学科 53.7 歳、社会福祉学科社会福祉専攻 51.5 歳、社会福祉学科介護福祉専攻 47.1 歳であった。(資料 3-7)

また、職位別にみた平均年齢は、教授 58.9 歳、准教授 54.5 歳、講師 49.1 歳、助教 43.6 歳、助手 45.5 歳である。

平成 27 年 5 月 1 日現在の各学科の兼任教員数は、歯科衛生学科 26 名、社会福祉学科 52 名、一般教育が 14 名である。

これを基に各学科の、専門教育の必修科目のうち、専任教員が担当する科目の比率を見ると、看護学科で 100.0%、歯科衛生学科で 76.7%、社会福祉学科社会福祉専攻で 100.0%、社会福祉学科介護福祉専攻で 72.7%である。(資料 3-8)

一方、本学は看護師・歯科衛生士・保育士・社会福祉士(要 2 年の実務経験)・介護福祉士等の実務専門職を養成している。そのため、養成教育におけるカリキュラムは厚生労働省により法令で定められており、教員の資格としても実務経験を必要としていることが多い。例えば看護師養成における教員は臨床経験 5 年以上、歯科衛生士養成における教員資格は臨床経験 4 年以上、介護福祉士養成における教員資格は実務経験 5 年以上となっている。このように実務家教員を多数有している状況にある。

本学の教員組織を学科ごとに点検すると、以下のとおりである。

〔看護学科〕

看護に必要な専門的知識と技術を中心として、広く学ぶことができる体制を整えている。

〔歯科衛生学科〕

高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を中心として、広い視野から学ぶことができる教員組織を整えている。

〔社会福祉学科〕

多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を、多角的に学ぶ体制を整えている。

（社会福祉専攻）

相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成することに対応した教育体制が整備されている。

（介護福祉専攻）

日常生活を援助し必要な助言ができるような介護福祉士を養成するために、幅広い分野を学ぶことができる教員組織を整えている。

と評価できる。

また、本学における各学科は文部科学省及び厚生労働省の示す設置基準に基づいて設置されており、必要教員数の最低基準でみれば本学の各学科はその必要教員数を上回る配置が行われており、各学科が掲げる目的・教育目標を達成する上で大きな利点となっている。

すなわち、看護学科は、「保健師看護師助産師学校養成所指定規則」第4条第4号に基づき各職位、有資格者の教員も配置されている。

また、社会福祉学科介護福祉専攻では「社会福祉士介護福祉士学校職業開発校等養成施設指定規則」第5条第4号に基づく別表第2に定める数4人以上の専任教員を有し、第6号で求められる有資格者の員数も満たしている。

さらに、本学には教授会（資料3-22）の下に各種委員会が組織されているが、その外にも実習を伴うことから各学科、専攻が担当者を出して実習連絡調整委員会を組織している。それにより各学科間の実習期間の調整等、実習にまつわるさまざまな問題を出し合い互いに連絡調整が行われている。

教員間の連絡調整は、それぞれの学科で学科会議等あるいは教育検討会が組織されており、定例で月に1～2回、必要があれば臨時に開催され、教授内容の重複や遺漏を防ぐ等の教員間の連絡調整の場としての役割を果たしている。

表3-6に示すように、若干の下位職種への流用が認められるが、おおむね定数通りの教員配置であり、「短期大学設置基準」第22号に基づく別表第1に定められた必要教員数及び要件、専門職養成のためのそれぞれの規定を満たしており、各学科が掲げる目的・

教育目標を実現する教員組織として機能していると判断される。

(3) 教員の募集・任免・昇格等を適切に行っているか。

本学の教員の募集・任免・昇格等に関する規程及び手続の明確化と規程等に従った教員人事については以下の通り運営されている。

教員の募集・採用・昇任の手続きについては、「静岡県公立大学法人教員人事委員会規則」(資料 3-5)第 1 条に規定され、本学の教員の任用及び昇任の選考は、「静岡県公立大学法人教員採用等規則」(資料 3-4)に基づき、実施されている。また、その選考については、「静岡県公立大学法人教員人事委員会規則」第 10 条に規定する「資格審査委員会」を設置し、応募者の研究業績・教育能力等を適切に審査する。

教員の募集、任免、昇任に係る手続及び基準については、法人定款、静岡県公立大学法人教員採用等規則、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則、資格審査委員会の設置及び運営に関する細則等で規定されている。(資料 3-3. 4. 5.)

具体的な手続きとしては、欠員の発生等により教員の採用等が必要となった場合には、短期大学部部長は学長に対し募集の提案を行う。学長は、提案を受け、又は部長から必要に応じて意見を聴き、役員会に対して募集の発議を行う。役員会は、定款第 16 条第 1 項第 5 号に基づき、採用等の方針案を策定し、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則(平成 19 年規則第 12 号)第 1 条に規定する教員人事委員会(以下「教員人事委員会」という。)に対し当該方針案について、定数ほか経営事項との照合を指示する。教員人事委員会は、策定された方針案を、定款第 17 条に規定される経営審議会があらかじめ審議し決定した定款第 20 条第 1 項第 6 号の事項との照合を行い、その結果を役員会に報告する。役員会は、教員人事委員会の行った照合結果を加味して採用等方針を決定し学長へ報告する。学長は、公募の開始及び選考審査を教員人事委員会へ指示する。教員人事委員会は、公募を行うとともに、静岡県公立大学法人教員人事委員会規則第 10 条に規定する資格審査委員会を設置し、応募者の研究業績・教育能力の審査を指示する。資格審査委員会は、応募時の提出資料や原則として面接を行うなど、応募者のこれまでの研究実績等を審査し、応募資格に適合したすべての者について点数化等により順位付けを行った上で、教員人事委員会へ審査結果を報告する。教員人事委員会は、資格審査委員会の審査結果に加え、人件費等の経営的視点からの審査や、大学運営等教育研究分野以外の教員に求められる領域に関する審査を加味し、総合的視点から採用候補者 1 名を決定し学長へ推薦する。役員会は、教員人事委員会の推薦する者について、採用等方針との適合性を検証し学長に対し意見を述べる。学長は、役員会の意見を参考として、推薦された採用等候補者を全学的立場から選考し、理事長に対して採用等の申出を行う。理事長は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 70 条に基づき、学長から申出のあった候補者を任命する。

以上の手続きを経て、適切に教員人事を行っている。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

教員の資質の向上を図るための方策は、静岡県公立大学法人全体としての取り組みと本学独自のものとがある。

法人全体としては、平成 18 年度から教員評価制度について検討を開始し、翌平成 19 年度から平成 20 年度にかけて、全教員に対し教員業務実態調査を実施して、システム化に向けたデータの収集を行い、平成 22 年度の試行を経て、翌平成 23 年度から教員活動評価制度の正式導入に踏み切り、静岡県立大学教員活動評価規程（資料 3-9）により毎年度実施している。また、平成 26 年度には、業績優秀者に対して学長が表彰を行った。

この教員活動評価制度は、教育活動、研究活動、社会貢献等の活動及び大学運営等への寄与の 4 つについて領域別評価を行い、その結果を総合して総合評価を行っている。具体的な評価方法は、次のとおりである。

教員活動評価制度 評価方法

1 評価領域及び評価点の設定（資料 3-10）

各領域を評価項目に細分化し、学部等ごと各評価項目の評価点を設定する。

2 評価ウェイトの設定

各教員の職務の特殊性や専門性、各教員からの意見などを考慮し、教員ごと各領域の評価ウェイトを決定する。なお、評価ウェイトの合計は 100 とする。

3 評価結果

領域ごとの評価結果に、評価ウェイトを加味し、さらに被評価者からの「教員活動実績説明書」により数値化できない要素を考慮した上で、総合的に評価を行う。

4 評価対象年度

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間の活動を、翌年度に評価する。

ただし、研究活動については、過去 5 年間（原則暦年）の活動を対象とする。

本学独自の資質向上策としては、FD 委員会を設置し（資料 3-11）、教員個々人の資質能力と本学の教育力の開発を図っている。

上記の方針に基づき、学生に対する「授業評価アンケート」を毎年度、前期と後期各 1 回実施し、各教員に結果をフィードバックして授業改善に活用している。具体的には、それぞれの教員が翌年度のシラバスを作成する際に、「授業評価アンケート」の結果（資料 3-12）を利用し、各々の授業改善を行っている。

また、研究倫理教育として、全教員を対象に研究倫理講習会（資料 3-20）を毎年実施している。さらに、研究費不正防止のための全教員対象の e-Learning（資料 3-21）を平成 27 年度から行っている。

(5) 短期大学と併設大学との関係は適切であるか

本学と併設大学は、静岡県公立大学法人に属する短期大学・大学であり、本校の学長は併設大学である静岡県立大学の学長が兼務している。また共通の理念と目標（「第1章. 理念・目的」に記載）を有しており、本学ではその目標を具現化するための教育目的・教育目標を、それぞれの学科・専攻、一般教育等において掲げている。

ところで、静岡県立大学は五学部と一学府、三研究科からなる大学院（以下、学部と大学院を総称して「県立大学」とする）を有し、県立大学の学則には「短期大学部を併設する」と記されている。しかしながら学校教育法上、短期大学部は、静岡県立大学短期大学部として独立した存在の短期大学であり、教員定数も法人より短期大学部として固有の定数を得ている。

本学と県立大学の各学部等の教育研究に関する活動は、各々の教授会を中心として行われているが、一方、全学的な議案に関しては、定例（原則月に1回の開催）の教育研究審議会（資料 3-13）及び大学運営会議（資料 3-14）が合同開催されている。また、センター機構の活動（健康支援、キャリア支援）及びいくつかの委員会活動（図書館情報、研究倫理審査、ハラスメント、教員人事等）は、本学の委員会組織とは別立ての全学合同委員会としても実施しており、双方の教育研究の状況を把握し協力することが可能なシステムとなっている。これら合同のセンター機構と委員会は、規程により、委員に本学と県立大学双方の教員（事務職員を含む場合もある）が含まれており、定められた任務を果たしている。

本学と県立大学との人的交流であるが、まず教育面では、「第4章. 教育内容・方法・成果」のカリキュラムのうち、県立大学の教員が本学の授業科目（臨床検査法、薬理学等）を担当し、本学の教員が県立大学の授業科目（運動と健康の生理学、身体運動科学 A1 等）を担当するなど、相互に非常勤講師として出向している。また、本学教員と県立大学教員との間での共同研究も行われている。これは、全く他分野の研究活動においても、研究費、US フォーラム（資料 3-19）等で、共同研究を行っている場合も多々ある。さらに、本学と県立大学における学生同士の人的交流による活動については、クラブ・サークル活動を中心に、それぞれの大学祭（橘花祭、剣祭）等を通じて行われている。

2. 点検・評価

●基準3の充足状況

静岡県公立大学法人第2期中期目標の第2「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に定められた「教育の実施体制の整備」に基づき、教員組織を編制しており、適切に定めている。中期計画等の自己評価は、中期・年度計画推進委員会で実施しており、静岡県公立大学法人評価委員会による評価も受けている。

本学の教員構成は、表 3-6 の通り適切に整備している。教員の募集・採用・昇任の手續きについては、静岡県公立大学法人教員採用等規則（資料 3-4）等で適切に規定して

おり、また、その選考についても選考基準を適切に定めている。以上のように基準3については、十分満たしている。

①効果が上がっている事項

法人独自の教員定数の配置により、看護学科における看護師養成設置基準、歯科衛生学科の歯科衛生士養成設置基準、社会福祉学科社会福祉専攻における保育士養成基準、同学科介護福祉士養成基準がそれぞれ定める教員数をいずれも上回って配置されている。これは大きな利点であり長所であると思われる。

FD活動は、常にPDCAサイクルを意識し、個々の事業のより効果的な遂行が図られてきた。これによって教育者としての自覚が高まってきたと言える。

併設県立大学との間で教員が互いに非常勤として出向することは、教員の交流や経費節減の面からも重要な対策である。県立大学看護学部が小鹿キャンパスに移設してきたことから、施設面を含め今後はさらに人的交流は活発化するものと考えられる。

②改善すべき事項

教員の昇任においても原則公募制度を採用しているが、組織の活力を維持するためには昇任制度のさらなる検討も必要と考える。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

谷田キャンパスとの良好な関係を今後も継続していきたい。時間的・距離的制約があるとはいえ、事前の日程や時間調整が十分行なわれるならば、交流はさらに拡大するものと考えられる。また、両大学の教務委員会（資料3-15、3-16）が中心になり、相互に非常勤の形で人的交流を拡大させることを共通認識として、各教員への啓発と協力要請を図る。さらに、各教員にとっても協力することが有利に働くようなインセンティブが付与される方法が検討されれば、併設県立大学との関係はさらに良好なものになると考えられる。

②改善すべき事項

昇任人事を適性に行うことが組織の活力を維持するために重要と考える。もちろん、競争原理の導入も大切であるが、組織運営とのバランスの上で成されなければならないと考えられるため、大学運営会議における提案（資料3-18）と併せて、さらなる検討が必要と考える。

教員活動評価は、公平性と妥当性が十分に検討された上で実施されなければ、不公平感が増大するだけで組織の活性化にはつながらない。また、見かけ上の業績だけでなく、個々の教員が基本的な研究能力の維持につとめているかも評価しなくてはならないと

考える。

4. 根拠資料

- 3-1 本学ウェブサイト「静岡県立大学短期大学部学則」(既出 資料 1-2)
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/regulations/upimg/20150417164431395785846.pdf>)
- 3-2 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期目標 (第2期: 2013-2018)」
(既出 1-8) (http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/001/upimg/201307011503022021062221.pdf)
- 3-3 静岡県公立大学法人定款 (既出 資料 2-5) (CD-R)
- 3-4 静岡県公立大学法人教員採用等規則 (CD-R)
- 3-5 静岡県公立大学法人教員人事委員会規則 (CD-R)
- 3-6 資格審査委員会の設置及び運営に関する細則 (CD-R)
- 3-7 学科別の教員の年齢構成 (CD-R)
- 3-8 専門教育の必修科目の専任比率 (CD-R)
- 3-9 静岡県立大学教員活動評価規程 (CD-R)
- 3-10 教員活動評価計算書 (CD-R)
- 3-11 静岡県立大学短期大学部 FD 委員会細則 (CD-R)
- 3-12 本学ウェブサイト「平成 26 年度 FD 活動報告書」
(http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/inspection_assessmen/upimg/201512041655221660125489.pdf)
- 3-13 静岡県公立大学法人教育研究審議会規則 (既出 資料 2-6) (CD-R)
- 3-14 静岡県立大学運営会議規程 (CD-R)
- 3-15 静岡県立大学教務委員会規程 (CD-R)
- 3-16 静岡県立大学短期大学部教務委員会規程 (CD-R)
- 3-17 専任教員の教育・研究業績 (CD-R)
- 3-18 大学運営会議 資料 (CD-R)
- 3-19 大学ウェブサイト「US フォーラム 2015 ハイライト」
(<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/event/usforum2015/upimg/201509181105311533746553.pdf>)
- 3-20 平成 27 年度 静岡県立大学研究倫理講習会 (CD-R)
- 3-21 C I T I J a p a n (CD-R)
- 3-22 静岡県立大学短期大学部教授会規程 (CD-R)

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

＜1＞短期大学全体

本学では、大学の理念に基づき、目的、各学科等における人材養成等教育研究上の目的（教育目的）、教育目標を定め、教育目標に沿ってディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を定めている。

本学のディプロマ・ポリシーは、履修要項（資料4-1-1）に掲載するとともに、ウェブサイト（資料4-1-2）に明示し、学内外に公表している。卒業要件をみたした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する（学則第36の2）。学則の規定により卒業した者には、本学学位規定の定めるところにより短期大学士の学位を授与する（学則第37の2）。教育課程、卒業に必要な単位数、学位規定は、学生便覧（資料4-1-3）に明示している。教育課程、卒業に必要な単位数、学則に関しては、ウェブサイトでも明示し、学内外に公表している。

全学科・専攻に共通する「教養課程（一般教育）」は、保健医療・福祉分野の向上に貢献できる有為な人材を育成するため、その基盤としての豊かな人間性や総合的判断力を培うことを目標としている。開講される科目は、7つの群から構成されており、ほぼすべての群から選択履修するよう卒業要件で定めている（学則第27条 別表、履修要項（資料4-1-1）の 2 教育目標及び 4 履修方法 参照）。

＜2＞看護学科

看護学科は、人材養成等教育研究上の目的（教育目的）に沿って教育目標を以下の通り定めている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 常に相手を思いやり尊重することができる能力を養う。② 幅広い一般教養と専門知識を統合し、看護の対象を理解する能力を養う。③ 知識と専門技術を統合し、個別性のある看護を実践できる能力を養う。④ 自らの看護を評価しさらに発展させることができる能力を養う。⑤ 社会環境や医療の動向を理解し、将来的に災害などのさまざまな場で他職種と協働しながら実践できる能力を養う。⑥ 内省する能力と自らの心身を健全に保持する能力を養う。 |
|--|

これらの教育目標に基づき、以下の通りディプロマ・ポリシーを定めている。

看護学科では、看護に必要な専門的知識と技術を有し、看護の対象となる「人間」の多様性を理解し、他職種と協働して、対象のQOL（Quality of life）を高める看護を実践する人間性豊かな看護師の育成を目指しています。これを実現すべく、学科の教育目的に沿って設定された教養科目、専門科目を履修し、卒業までに所定の単位を修得した者は、短期大学士（看護学）の学位が授与されます。

なお、本学科に3年以上在学し、単位数を修得した者は看護師国家試験受験資格を取得できます。

看護学科のディプロマ・ポリシーは、履修要項及びウェブサイトにも明示されている。また、学科の教育目標に沿って設定された教養科目、専門科目を履修し、卒業までに所定の単位を修得した者は、短期大学士（看護学）の学位が授与される。なお、上述のように本学科に3年以上在籍し、卒業単位数を修得した者は看護師国家試験受験資格を取得できることも明示されている。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生学科は、人材養成等教育研究上の目的（教育目的）に沿って教育目標を以下の通り定めている。

- ① 対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握して、適切に対応できる幅広い知識と豊かな人間性を養う。
- ② 臨床現場における歯科衛生士の役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる能力を養う。
- ③ 専門的知識と技術に裏付けられた歯科衛生士として、地域における歯科保健活動を推進できる能力を養う。
- ④ 保健・医療・福祉の複合化のなかで、高齢者や障害者などを対象とする歯科保健指導及び管理を適切に行うために、豊かな協調性と良識をもった社会人として、異なる職種のスタッフと連携や協力ができる知識や態度を養う。

これらの教育目標に基づき、以下の通りディプロマ・ポリシーを定めている。

歯科衛生学科では、高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を育成することを目的としています。これを達成するために、学科の教育目標に沿って編成された教養科目及び専門科目を履修し、所定の修業年限（3年）以上在籍し、所定の条件を満たした上で卒業単位数を修得した者は、卒業が認定され、短期大学士（歯科衛生学）の学位が授与されます。

なお、本学科に3年以上在学し、所定の条件を満たした上で卒業単位数を修得した者は、歯科衛生士国家試験受験資格を取得できます。

歯科衛生学科のディプロマ・ポリシーは、履修要項及びウェブサイトにも明示されている。また、学科の教育目標に沿って設定された教養科目、専門科目を履修し、卒業まで

に所定の単位を修得した者は、短期大学士（歯科衛生学）の学位が授与される。なお、上述のように本学科に3年以上在籍し、卒業単位数を修得した者は歯科衛生士国家試験受験資格を取得できることも明示されている。

＜4＞社会福祉学科

社会福祉学科は、人材養成等教育研究上の目的（教育目的）に沿って教育目標を以下の通り定めている。

- ①地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的発展向上させる能力を養う。
- ②多様な福祉ニーズに対応できるように、総合的に物事を判断できる能力を養う。
- ③対象者の自立と自己実現を目指して、保健・医療分野と連携し協働できる能力を養う。
- ④人に対して暖かい眼差しを持ち、あらゆる場面において人権を尊重することができる能力を養う。
- ⑤社会福祉専攻では、相談援助のできる保育士と、高度な社会福祉専門的知識と技術を兼ね備えた社会福祉士を育成する。また、介護福祉専攻では、視野が広く応用力のある介護福祉士を育成する。

これらの教育目標に基づき、以下の通りディプロマ・ポリシーを定めている。

社会福祉学科では、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる人間性豊かな社会福祉専門職を育成することを目的としています。これを達成するために、学科の教育目標に沿って設定された教養科目及び専門科目を履修し、所定の修業年限（2年）以上在籍し、所定の条件を満たした上で卒業単位数を修得した者は、卒業を認定され、短期大学士（社会福祉学）の学位が授与されます。

なお、社会福祉専攻に2年以上在学し、所定の条件を満たした上で卒業した者は、保育士資格を取得できます。また、必要な授業科目を履修した者は、卒業後指定施設（相談援助業務等）の実務2年により社会福祉士国家試験を受験できます。

介護福祉専攻に2年以上在学し、所定の条件を満たした上で卒業した者は、介護福祉士国家試験受験資格を取得できます。

社会福祉学科のディプロマ・ポリシーは、履修要項及びウェブサイトにも明示されている。また、学科の教育目標に沿って設定された教養科目、専門科目を履修し、卒業までに所定の単位を修得した者は、短期大学士（社会福祉学）の学位が授与される。なお、上述のように本学に2年以上在籍し、「社会福祉学科社会福祉専攻履修科目表」の保育士資格欄に従い履修し、卒業した者は保育士資格を取得できること、「社会福祉学科社会福祉専攻履修科目表」の社会福祉士指定科目欄に従い履修し、卒業した後、指定された職種に就き2年以上の実務経験を経ると社会福祉士国家試験受験資格が取得できること、「社会福祉学科社会福祉専攻履修科目表」または「社会福祉学科介護福祉専攻履

修科目表」の社会福祉主事任用資格欄に従い履修し、卒業した者は社会福祉主事任用資格が取得できることも履修要項に明示されている。また、本学科介護福祉専攻に2年以上在籍し、卒業単位数を修得した者は介護福祉士資格を取得できること、なお、卒業が平成28年度以降になる学生は国家試験を受験の上、合格する必要があることも明示(資料 4-1-13) されている。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

＜1＞短期大学全体

本学のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）は、履修要項（資料 4-1-1）及びウェブサイト（資料 4-1-4）で明示し、学内外に公表している。

静岡県立大学短期大学部は、「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」という本学の目的に基づき、看護学科、歯科衛生学科、社会福祉学科を設置し、各学科では学科の教育目的（人材養成等教育研究上の目的）に基づいた教育目標に沿って教養科目（一般教育）及び専門科目（専門教育）による教育課程を編成している。

＜2＞看護学科

看護学科では、教育理念に基づいた次の教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に学習できるように配置してカリキュラムを編成している。

教養科目は、保健医療・福祉分野の向上に貢献できる有為な人材を育成するため、その基盤としての豊かな人間性や総合的判断力を培うことを目標に設定している。

専門科目は、看護に必要な専門的知識と技術を有し、看護の対象となる「人間」の多様性を理解し、他職種と協働して、対象のQOL（Quality of life）を高める看護を実践できるように必要な授業科目を設定している。

看護学科のカリキュラム・ポリシーは、教育目標に基づき、履修要項（資料 4-1-1）及びウェブサイト（資料 4-1-4）において、以下のように記載し、明示している。

看護学科では、教育理念に基づいた教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に学習できるように配置してカリキュラムを編成している。

教養科目は、保健医療・福祉分野の向上に貢献できる有為な人材を育成するため、その基盤としての豊かな人間性や総合的判断力を培うことを目標に設定している。

専門科目は、看護に必要な専門的知識と技術を有し、看護の対象となる「人間」の多様性を理解し、他職種と協働して、対象のQOL（Quality of life）を高める看護を実践できるように必要な授業科目を設定している。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生学科は、「高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を教授し、歯科衛生の方法を用いて他職種と協働し、人びとの生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する」という教育目的に基づき設定した教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に配置している。カリキュラムは、1年次に教養科目、専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目を、2年次に専門科目の講義と学内実習科目、他科と連携した科目等を、3年次に多彩な学外実習を行いながら高齢者や障害のある方への支援の方法をさらに深く学べるように編成している。

歯科衛生学科のカリキュラム・ポリシーは、教育目標に基づき、履修要項（資料 4-1-1）及びウェブサイト（資料 4-1-4）において、以下のように記載し、明示している。

歯科衛生学科では、「高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する」という教育目的に基づき設定した4つの教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に配置している。カリキュラムは、1年次に教養科目、専門基礎教育科目、専門職業人としての役割を理解するための科目、2年次に専門科目の講義と学内実習科目、他科と連携した科目等、3年次に多彩な学外実習を行いながら高齢者や障害のある方への支援の方法をさらに深く学べるように編成している。

＜4＞社会福祉学科

社会福祉学科は社会福祉専攻及び介護福祉専攻二つの専攻から構成されている。

「社会福祉学科は、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成する。

ア 社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成する。

イ 介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言ができる介護福祉士を養成する」という教育目的に基づき設定した次の5つの教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に学習できるように配置してカリキュラムを編成している。

社会福祉学科のカリキュラム・ポリシーは教育目標に基づき、履修要項（資料 4-1-1）及びウェブサイト（資料 4-1-4）において、以下のように記載し、明示している。

社会福祉学科は社会福祉専攻及び介護福祉専攻二つの専攻から構成されているが、「社会福祉学科は、多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を

養成する。

ア 社会福祉専攻では、保育ニーズに対応した相談援助のできる保育士と、専門的知識と技術とを兼ね備えた社会福祉士を養成する。

イ 介護福祉専攻では、高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言ができる介護福祉士を養成する」という教育目的に基づき設定した教育目標に沿って、教養科目、専門科目を系統的、段階的に学習できるように配慮してカリキュラムを編成している。

〈5〉一般教育

全学科・専攻に共通する一般教育（教養科目）のカリキュラム・ポリシーは、履修要項（資料 4-1-1）及びウェブサイト（資料 4-1-4）において、以下のように記載し、明示している。

一般教育においては、主体的判断力を持った自立的個人を養成するために、論理的思考能力・科学的観察力・批判的精神を培うことを目的に、以下の教育目標に基づいて、7つの群からなるカリキュラムを編成している。

「人間理解」群

人間あるいは人間存在のあり方という根本問題を探索考察し、人間の行為の原理を解明することにより、人間性への理解を深め、生命の尊重と人間の尊厳を理解する豊かな人間性をもった個の育成を目指す。

「人間と現代社会」群

高度に成熟しつつある現代社会における、法律や政治、経済、国際社会のあり方などを考察することにより、現代社会に対する理解を深め、時代の要請に的確に対応できる判断力と実践力を備えた個の育成を目指す。

「地域と生活」群

地域と生活の視点から、文化や社会、経済などを考察し、その発展に貢献することができる個の育成を目指す。

「人間と自然環境」群

人とその生活を取り巻く物質、食物、生物、地球などといった環境を自然科学の観点から学ぶことによって、人が環境にどのように関わってゆくべきかを考えることのできる個の育成を目指す。

「知の技法」群

英語力や情報処理能力を高め、在学中はもとより生涯にわたる学習を続けるための基盤を養う。

「健康とスポーツ」群

現代生活における人の健康を考察するとともに、テニス、バドミントンなどのスポーツ実践を通じて健全な運動習慣を身につけ、生涯にわたって心身の健康を保つこと

ができる個の育成を目指す。

「総合」群

複数の群にわたる内容を持つ科目が総合の視点から開講される。

上記の方針より、できるだけ多くの群から履修されるように各学科・専攻で、卒業要件としての指定がなされている。

それぞれの群の教育目標を含む詳細は、履修要項に明示されている。(学則第 27 条 別表、履修要項 2 教育目標及び 4 履修方法 参照)

(3) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を短期大学構成員（教職員及び学生等）に周知し、社会に公表しているか。

＜1＞短期大学全体

本学ウェブサイトにおいて、学則及び中期目標等を掲載するとともに、教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー（及びディプロマ・ポリシー）を掲載している。このページへのアクセスは学外者も可能であり、誰でも自由に閲覧できる。また、受験生に対しては、冊子体の大学案内（資料 4-1-5）に教育目標、募集要項（資料 4-1-6）にアドミッション・ポリシーを掲載し、教職員及び学生等に対しては、冊子体の履修要項（資料 4-1-1）に教育目標とカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載し、周知している。これらの方法により、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を本学構成員（教職員及び学生等）に周知するとともに、広く社会一般に公表している。

＜2＞看護学科

教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを本学ウェブサイト（資料 4-1-2.4）に掲載している。冊子体の大学案内（資料 4-1-5）に教育目標を掲載している。冊子体の履修要項に教育目標、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載している。

＜3＞歯科衛生学科

教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを本学ウェブサイト（資料 4-1-2.4）に掲載している。冊子体の大学案内（資料 4-1-5）に教育目標を掲載している。募集要項（資料 4-1-6.7.8）にアドミッション・ポリシーを掲載している。冊子体の履修要項に教育目標、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載している。

＜4＞社会福祉学科

教育目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポ

リシーを本学ウェブサイト（資料 4-1-2. 4）に掲載している。冊子体の大学案内（資料 4-1-5）に教育目標を掲載している。募集要項（資料 4-1-6. 7. 8. 9）にアドミッション・ポリシーを掲載している。冊子体の履修要項に教育目標、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載している。

＜5＞一般教育

教育目標、カリキュラム・ポリシーを本学ウェブサイト（資料 4-1-4）に掲載している。冊子体の大学案内（資料 4-1-5）に教育目標を掲載している。冊子体の履修要項（資料 4-1-1）に教育目標、カリキュラム・ポリシーを掲載している。

（4）教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

＜1＞短期大学全体

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証については、教育研究審議会の審議事項であり、毎月 1 回定期的に開催して、これらをはじめ教育全般について、基本理念の実現が遂行されるよう努めている。

個々の事項に関しては、以下に示す通り各学科等において検証を行っている。

さらに、本学においては、毎月 1 回定期的に短期大学部教務委員会を開催することにより、随時、検証を行っている。教務委員会委員は、学生部長、各学科の教員から各 1 名、学生室長、その他学長が指名する者によって構成されている。教務委員会規程（資料 4-1-10）には、審議事項として、「本学の教育課程に関する事項」が挙げられている。

＜2＞看護学科

看護学科履修科目表に基づいて実施している。看護学科では、毎年度各領域で講義、演習、実習についての自己評価を行い、次年度の教育に反映させている。また、毎年 8 月と 2 月に学科全体での実習を中心とした評価、検討会議を持ち、年度の後半や次年度の教育に活用している。さらに各領域から選出されたカリキュラム検討委員会が設置されており、学科として自己評価を行っている。学科での検討結果から規程等の変更が必要な場合は前述の通り、教務委員会等の委員会を経て、教授会、教育研究審議会、役員会において審議決定している。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生学科では、毎月 2 回、定期的に学科会議を開催している。歯科衛生学科における教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学科会議において審議を行っている。そして歯科衛生学科においても、学科での検討結果から規程等の変更が必要な場合は前述の通り、教務委員会等の委員会を経て、教授会、教育研究審

議会、役員会の順に審議し決定している。

＜4＞社会福祉学科

社会福祉学科では、毎月1回、定期的に学科会議を開催している。社会福祉学科における教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、学科会議において審議を行っている。さらに、毎月1回、定期的に各専攻別の会議を開催して、教育課程の編成・実施方針について審議を行っている。そして社会福祉学科においても、学科での検討結果から規程等の変更が必要な場合は前述の通り、教務委員会等の委員会を経て、教授会、教育研究審議会、役員会の順に審議し決定している。

＜5＞一般教育

教育目標、教育課程の編成・実施方針の適切性を常時検討しており、今年度は、長年議論となっていたリテラシーの低い学生に対して、現在のカリキュラム外の科目「リテラシー入門」（資料4-1-11）を実験的に集中講義として開講した。この科目の次年度以降の扱い、カリキュラムでの位置づけ等は講義の結果を踏まえて、今後議論が進められる予定である。

一般教育が抱える教育目標、教育課程の編成・実施方針の適切性に関する問題点は少なくないが、毎年議論を続けており、一般教育等で修正が必要と判断された場合は、教務委員会等の委員会を経て、教授会、教育研究審議会、役員会の順に審議し決定している。

2. 点検・評価

●基準4(1)の充足状況

教育目標を定め、明示するとともに、教育目標の達成に向けて、アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）及びディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）を定め、明示している。これらの教育目標や3つのポリシーは、本学ウェブサイト（資料4-1-2）への掲載により、学生及び教職員に周知されるとともに、広く社会一般に公表されている。また、受験生に対しては、冊子体の大学案内（資料4-1-5）に教育目標、募集要項（資料4-1-6.7.8.9）にアドミッション・ポリシーを掲載し、教職員及び学生等に対しては、冊子体の履修要項（資料4-1-1）に教育目標とカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載し、周知している。教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性の検証は教育研究審議会の審議事項であり、毎月1回定期的に開催して、これらをはじめ教育研究全般について、基本理念の実現が全学的に遂行されるよう努めている。

以上のことから、基準4(1)については、おおむね充足できているものと言える。

①効果が上がっている事項

＜1＞短期大学全体

設定、明示した教育目標及び3つのポリシーは、各学科でのカリキュラムの検証や見直しにおける拠り所となっている。また学生による授業評価アンケート（資料 4-1-12）などの FD 活動と連携して、学生の学習意欲の向上と理解の促進を検証しつつ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則した授業形態や授業方法の拡充に努めている。

＜2＞看護学科

冊子体の履修要項を毎年度発行し、年度初めのガイダンスにおいて、その中に掲載されている教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを学生に周知している。

＜3＞歯科衛生学科

冊子体の履修要項を毎年度発行し、年度初めのガイダンスにおいて、その中に掲載されている教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを学生に周知している。

＜4＞社会福祉学科

冊子体の履修要項を毎年度発行し、年度初めのガイダンスにおいて、その中に掲載されている教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを学生に周知している。

②改善すべき事項

教育目標や3つのポリシーは、本学ウェブサイトへの掲載により周知・公表しており、また、受験生に対しては冊子体の大学案内に教育目標、募集要項にアドミッション・ポリシーを掲載し、教職員及び学生等に対しては冊子体の履修要項に教育目標とカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを掲載し、周知・公表しているが、冊子体の大学案内には教育目的と教育目標のみが掲載されており、3つのポリシーのすべてが掲載されていない現状にある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞短期大学全体

教育目標及び3つのポリシーをもとに、各学科でのカリキュラムの検証や見直しを継続して行っている。今後も、学生による授業評価アンケートなどの FD 活動と連携して、

学生の学習意欲の向上と理解の促進を検証しつつ、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則した授業形態や授業方法の確保に努める。

＜2＞看護学科

今後も、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの周知を継続する。看護学科は平成 25 年度の入学生を最後に募集停止しているが、今後も理念・目的の到達に努めたい。

＜3＞歯科衛生学科

今後も、教育目標、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの周知を継続する。それと同時に、変化を続ける時代の要請と地域社会の要望にこたえるよう、定期的に検証を行っていく。

＜4＞社会福祉学科

「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成すること」の具体的な実現を継続できるよう、定期的カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを検証していく。

②改善すべき事項

教育目標や 3 つのポリシーは、本学のウェブサイト（資料 4-1-2）等へ掲載し、教育目標とアドミッション・ポリシーは募集要項（資料 4-1-6）、教育目標とカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーは履修要項（資料 4-1-1）に掲載して、周知・公表しているが、冊子体の大学案内（資料 4-1-5）には教育目的と教育目標のみが掲載されている。早急に、冊子体の大学案内にも 3 つのポリシーを掲載し、周知・公表の推進を更に進める予定である。

4. 根拠資料

4-1-1 平成 27 年度履修要項 (既出 資料 1-5)

4-1-2 本学ウェブサイト 「ディプロマ・ポリシー」

([http://oshika.u-shizuoka-](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/jyuhoukouhyou/006/upimg/201603091613011683405454.pdf)

[ken.ac.jp/outline/jyuhoukouhyou/006/upimg/201603091613011683405454.pdf](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/jyuhoukouhyou/006/upimg/201603091613011683405454.pdf))

4-1-3 平成 27 年度学生便覧 (既出 資料 1-3)

4-1-4 本学ウェブサイト 「カリキュラム・ポリシー」

([http://oshika.u-shizuoka-](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/jyuhoukouhyou/005/upimg/201603091559181049809594.pdf)

[ken.ac.jp/outline/jyuhoukouhyou/005/upimg/201603091559181049809594.pdf](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/jyuhoukouhyou/005/upimg/201603091559181049809594.pdf))

4-1-5 静岡県立大学短期大学部 大学案内 2014-2015 (既出 資料 1-4) (CD-R)

4-1-6 平成 27 年度一般選抜学生募集要項

4-1-7 平成 27 年度社会人特別選抜学生募集要項

4-1-8 平成 27 年度推薦入学学生募集要項

4-1-9 平成 27 年度私費外国人留学生特別選抜学生募集要項

4-1-10 静岡県公立大学短期大学部教務委員会規程 (既出 資料 3-16) (CD-R)

4-1-11 一般教育 導入教育 2015 (CD-R)

4-1-12 本学ウェブサイト 「平成 26 年度 FD 活動報告書」 (既出 資料 3-12)

([http://oshika.u-shizuoka-](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/inspection_assessmen/upimg/201512041655221660125489.pdf)

[ken.ac.jp/outline/inspection_assessmen/upimg/201512041655221660125489.pdf](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/inspection_assessmen/upimg/201512041655221660125489.pdf))

4-1-13 本学ウェブサイト 「介護福祉士資格取得と国家試験」

([http://oshika.u-shizuoka-](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/faculties/syafuku3/kaigohukusisi/index.html)

[ken.ac.jp/faculties/syafuku3/kaigohukusisi/index.html](http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/faculties/syafuku3/kaigohukusisi/index.html))

第2節 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

<1>短期大学全体

本学のカリキュラム・ポリシーに定められた「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」という目的に基づき、看護学科、歯科衛生学科、社会福祉学科を設置し、各学科では学科の教育目的に基づいた教育目標に沿って一般教育（教養科目）及び専門教育（専門科目）を編成している。

<2>看護学科

看護学科の「専門教育」は、他職種との協働についての理解を深めるための「学科共通科目」、看護師に必要な医学や人文分野の基礎知識を習得するための「専門基礎分野」、看護師として必要な専門知識と技術を修得するための「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」に分類して科目を配し、看護師国家試験受験資格取得のために必要な科目は必須としている。

実習に関しては、学生が3年間のカリキュラム上における実習の位置づけを把握し、基礎分野と各看護領域の関連を把握しながら学べるように配慮した。実習の学習構造を把握しやすくするため、段階別、領域別の実習の到達レベルと特色を明確にしている。

第一段階（1年生前期・後期、2年生前期）の目標は、以下の3点である。

- 1 人が生活を営む上で必要な環境（人、もの）を理解する。
- 2 人が生活を営む上で必要な能力を理解する。
- 3 自らの健康管理が適切にできる。

第二段階（2年生中期以降）の目標は、「疾病や治療と対象者の生活の関係性（疾病・治療による生活への影響）を理解し、生活の支援を行う。」としている。

第三段階（3年生領域別実習前期）の目標は、「対象者に生じている病状のダイナミクスを理解した上でニーズをとらえ、健康問題を解決することが出来る。」としている。

第四段階（3年領域別実習後期）の目標は、「対象者に生じている現象を、過去、現在、未来という視点のみならず、家族、地域、所属組織という視点からも拡大してとらえ、対象者が自らの力を最大限、発揮できるよう関わることが出来る。」として、実習を体系的に編成している。

<3>歯科衛生学科

歯科衛生学科の「専門教育」は、教育段階に応じた教育目標を持ついくつかの科目群によって構成されている（資料4-2-1 履修要項 p.83-p.87 履修科目表）。

そして、「専門科目」は「専門基礎教育科目」と「専門教育科目」の2段階で成り立っている。「専門基礎教育科目」は疾患理解のための医学系科目や患者理解のための社会、心理学系科目によって構成され、「専門教育科目」は歯科衛生領域のより専門的な知識、技術の修得に主眼を置いた科目で構成されている。また、科目編成は、歯科衛生士養成所指定規則に適合している。歯科衛生士の国家試験受験資格取得のために必要な科目はすべて必修科目となっており、学生の資格取得をカリキュラム面からも支援している。(資料 4-2-1 履修要項 p. 83-p. 87 履修科目表)

「必修科目と選択科目の配分」に関して、「専門基礎教育」における必修科目は 23 科目 (23 単位)、選択科目は 1 科目 (1 単位)、「専門教育」における必修科目は 38 科目 (57 単位)、選択科目は 12 科目 (12 単位)である。その結果、卒業要件単位数に対する「必修科目」単位数の割合は 81.8%に上る。

＜4＞社会福祉学科

社会福祉専攻の「専門教育」は、対人援助や専門職連携の方法を学ぶ「学科共通科目」、保育や社会福祉の専門職として身に付けるべき対人援助の基礎的な知識・技術及び応用的・実践的な専門知識と技術を修得するための「社会福祉士専門科目」「社会福祉士・保育士共通科目」「保育士専門科目」、さらに、学生の関心を高め、ゼミナール形式で行なわれる「総括科目」から構成されている。

介護福祉専攻の「専門教育」は、介護の基盤となる教養や倫理的態度の涵養に資する「人間と社会」、多職種協働や適切な介護の提供に必要な根拠としての「こころとからだのしくみ」、尊厳の保持、自立支援の考え方を踏まえ、生活を支えるための「介護」の3領域に、「医療的ケア」を含めた4つの領域と「総括科目」から成り立っている。

「総括科目」には、卒業時共通試験対策として介護福祉演習を置いている(資料 4-2-1 履修要項 P243-261 履修科目表)。

現場の実習を中心に据えた2年課程において「教養教育」→「専門基礎教育」→「専門教育」と順序立てた科目配置には困難が伴うが、「教養教育」科目はなるべく1年次に、「専門科目」のうち、基礎的な対人援助の知識や技術を修得する科目は1年後期から2年前期に、「専門科目」のうち、応用すべき対人援助の知識や技術を修得する科目は2年次にそれぞれ配置している。

＜5＞一般教育

本学における「教養教育」については履修要項(資料 4-2-1)に「保健・医療・福祉の各分野に貢献できる有為な人材を育成するため、その基盤としての豊かな人間性と総合的判断力を培うこと」と記されている。これは、短期大学設置基準第5条を念頭に置いたものである。これを達成するにはまず、幅広い分野からの知識を得ることが重要である。

本学では、学生が自身の興味に従いさまざまな分野から「教養教育」科目を選択できるよう幅広い分野から全 27 科目を提供している。しかし同時に、学生が自らの興味に偏った選択をすることのないように配慮もしている。すなわち「教養教育」科目を特徴によって 7 群に分け、ほぼすべての群から選択履修するよう卒業要件で定めている。また、すべての「教養教育」科目は、科目ごとだけでなく群ごとにも教育目的を有するが、本学の「教養教育」の目標と軌道が沿うように配慮されている。

医療・保健・福祉職者の養成を目指す本学では、「倫理性を培う教育」は重要課題であり、全学科が意識している問題である。「教養教育」では「人間理解」「人間と現代社会」の科目群（「現代と哲学」「現代と歴史」「生命と倫理」など）がこれを担っている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉 短期大学全体

本学では、第 2 期中期目標及び各学科のカリキュラム・ポリシーに従い、教養教育と専門教育の有機的連携を図っている。また、自身の目指す専門職種以外の保健医療福祉系職種を理解し協働を推進していく基礎力を培うことを目的とし、全学生を対象とした「学科共通科目」を設定しているが、これは保健・医療・福祉分野の複合した本学の利点を生かした試みであるといえる。

〈2〉看護学科

看護学科では、教育目標に到達するために下記の通り各学年の到達目標と科目構造の明確化を図り、それに基づいた教育を提供している。

1 年次の到達目標は、「生活者としての人（心身の機能、生活する能力）を理解し、自らも含めて「健康を維持するための生活」の基礎知識を獲得する。」と、「人を尊重し、自らを成長させる人との相互作用（コミュニケーション含む）について深く考える。」の二点を挙げ、具体的な科目名は看護理論、看護倫理、ヘルスアセスメント、メンタルマネジメント、家族看護論、高齢者のヘルスアセスメント、基礎看護実習Ⅰ等である。ヘルスアセスメントでは、学生が「専門基礎教育」における基礎医学教育（特に生理学、解剖学、病理学、病態学）で学んだ基礎知識を「専門教育」でなされる看護学学習に生かしていく思考過程を学べるよう、専門基礎科目の教員と看護教員が連携して教育に携わっている。

2 年次の到達目標は、「「病むという状況」の中に置かれた人を理解し（ホリスティックな視点）、「健康を維持、回復するためのケア」の方法を学ぶ。」「倫理的な配慮のあるケアとは何かを探究する。」の二点を挙げ、具体的な科目名は、症状アセスメント、各領域の看護学、臨床検査、基礎看護実習Ⅱ等である。

3 年次の到達目標は、「医療現場に身を置き、患者のニーズを察し、病状をプロセスとしてとらえ、予測しながら、安全、安楽、自立を促進するケアを探究し、実践する。」

「実践を内省し、自らの看護観を育てる。」「臨床の場で、他職種との協働の実際を学ぶ。」の三点を挙げ、具体的な科目名は、移行実習、各領域実習、発展実習である。

「看護学科3年間の実習の目的」は、病院や地域の医療、福祉施設での実習を通じ、①看護の対象となる人のニーズ、対象者の置かれた状況を把握し、対象者が自らの健康を維持・回復するために必要となる支援を、対象者を尊重し、適切に行うことができる能力を養う、②実習で出会う人々との関わりを通して、学生が内省し、自らをコントロールする力を養い、人間として成長していく基礎力を獲得するである。平成27年度看護学科実習要項（資料4-2-2）に示されたように、看護学科の各臨地実習の目的とねらい（目標）に基づき、実習が行われている。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生学科では、平成18年度に2年制教育から3年制教育に移行した際、多様な疾患に罹患した高齢患者の増加や、継続的な指導管理による再発防止への対応など、歯科医療への患者ニーズの多様化を背景に、歯科衛生士に求められている介護や福祉等に関する知識の習得や臨地実習の充実などの社会的要請に対応するための科目を新規に設定した。また、「歯科衛生倫理」を新設し、倫理性の教育の充実を図った。

臨地実習は、「学内での講義、演習及び実習により修得した知識や技術を臨床現場での実践を通して相互に関連づけ、さらに習熟させるとともに患者や歯科保健指導の対象者などへの理解を深め、歯科衛生士像を具体化する」を目的としている。

臨地実習Ⅰでは、歯科医院実習Ⅰ期、口腔外科実習、幼稚園・小学校実習、臨地実習Ⅱでは歯科医院実習Ⅱ期、高齢者施設実習、地域歯科保健実習、臨地実習Ⅲでは歯科医院実習Ⅲ期、障害児実習を実施している。（資料4-2-3）。現在もカリキュラム・ポリシーに基づき、3年制課程の教育を実践している。

また、推薦入学者に対しては、事前学習の図書を指定し、レポート提出を求める入学前教育を実施している。

＜4＞社会福祉学科

社会福祉学科においては、教養科目及び専門科目（実習を含む）で構成されている指定の条件で社会福祉専攻は合計66単位以上、介護福祉専攻は99単位以上履修することを卒業要件としている。

教育内容として「人への深い関心を持ち人間の尊厳と権利を理解しようとする態度を養う。他者を大切にする優しさ・豊かな人間性といった福祉の仕事への適性を養う。社会科学としての社会福祉の理論と実践に関心を持ち、地域社会に貢献しようとする意欲を養う。」といったことを可能にする教育内容を提供している。

ア 社会福祉専攻

社会福祉士指定科目として、「専門科目」から19科目が必修となっているほか、「教

養科目」2科目を含めた3科目から1科目及び「専門科目」から1科目を選択することとなっている。

社会福祉士専門科目では、「人・社会・生活」及び「相談支援の理念と方法」については、社会福祉士に求められる、福祉課題を抱えた者からの相談への対応や、これを受けて総合的かつ包括的にサービスを提供することの必要性、その在り方等に係る専門的知識、福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、利用者の自立支援の観点から地域において適切なサービスの選択を支援する技術、サービス提供者間のネットワークの形成を図る技術、専門職としての高い自覚と倫理の確立や利用者本位の立場に立った活動の実践を身につけるために、「地域の基盤整備」についてはサービス提供者間のネットワークの形成を図る技術、地域の福祉ニーズを把握し、不足するサービスの創出を働きかける技術を身につけるために、「サービス関連」については、虐待防止、就労支援、権利擁護、孤立防止、生きがい創出、健康維持等に関わる関連サービスに関わる基礎的知識を身につけるために、「実習」については、以上の知識及び技術を身につけるために、それぞれ設置されている。

保育士資格を取得するために、「教養科目」3科目及び「専門科目」27科目が必修となっているほか、「専門科目」16科目から6単位を選択し、4科目設置されている実習及び実習指導から2科目を選択することになっている。

保育の必修科目は、6つの系列から構成されている

- ① 「保育の本質・目的に関する科目」は、保育原理、教育原理、児童家庭福祉、社会福祉、社会的養護の意義、相談援助の概要を修得させる内容を提供している。
- ② 「保育の対象理解に関する科目」は、保育者の役割、保育実践のための心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、家庭の意義と機能、保育の計画、展開、評価などを修得させるための内容を提供している。
- ③ 「保育の内容・方法に関する科目」は、保育所保育指針に基づく保育の基本と保育内容を理解し、子どもの発達を「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の5領域の観点からとらえ、子ども理解を深めながら学ぶための内容を提供している。
- ④ 「保育の表現技術」は、保育を行う上で必要な技術、身体表現、音楽表現、造形表現、言語表現を総合的に習得させる内容を提供している。
- ⑤ 「保育実習」(資料4-2-4)は、保育実習の意義目的を理解し、実効ある保育実習のために事前講義を学び、実際の実習においては、保育所、児童福祉施設での保育の実際を学ぶための内容を提供している。
- ⑥ 「総合演習」は、保育の課題「少子化、児童虐待、長時間保育と子どもの発達、幼稚園・認定子ども園・小学校の連携」について分析、考察、検討を行い、子どもや保護者に対する援助の技術・方法を学ぶ。さらに保育士資格を取得するために習得したすべての科目や実習の学びを踏まえ、知識技能を修得したことを確認するための内容となっている。

イ 介護福祉専攻

介護福祉専攻の専門科目群は4つの領域に分かれており、講義と演習によって、介護福祉士の資格取得に必要な知識・技術を修得できるように組み立てられている。

「人間と社会」領域では、「人間の尊厳と自立」、「人間関係とコミュニケーション」、「社会の理解」、「その他」に分けられている12科目において、介護実践の基盤となる教養と、社会保障の制度施策についての基盤的な知識を修得させるための内容を提供している。

「こころとからだのしくみ」領域では、「こころとからだのしくみ」、「障害者の理解」、「認知症の理解」、「発達と老化の理解」に分けられている10科目において、介護実践に必要な心と身体の仕組みについての知識や、認知症や知的障害、精神障害、発達障害などにおける心理社会的なケアに関する基礎的知識を修得させるための内容を提供している。

「介護」領域では、「介護の基本」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護総合演習」、「介護実習」に分けられている26科目において、基本的な介護の知識・技術をはじめ、自立支援や介護過程の展開方法についての知識を修得させるための内容を提供している。

「医療的ケア」領域に含まれる3科目においては、医療職との連携のもとに医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得させるための内容を提供している。

2. 点検・評価

●基準4（2）の充足状況

各学科におけるカリキュラム・ポリシー及び中期目標の達成を目指して、教養科目と専門科目の有機的連携を図っており、中期計画等の自己評価は、中期・年度計画推進委員会で実施しており、静岡県公立大学法人評価委員会による評価も受けている。

保健・医療・福祉ニーズに対応して、教養科目に新科目「情報と生活」を開設した。また、学外実習に関して、巡回指導の充実や指導者会議を定期的を開催することにより、医療機関、福祉施設、相談援助機関等での学外実習の指導者との連携を、密に取ることにより実習教育の充実を図ってきた。

以上のことから、基準4（2）については、おおむね充足できているものと言える。

①効果が上がっている事項

＜1＞ 短期大学全体及び一般教育

教養教育については、7分野27科目という幅広い科目が設定されており、短期大学設置基準第5条にある「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵

養する」ための基盤が整っている。また、学内 LAN 及びインターネット接続環境を整備し、全学生に電子メールアドレスを与えるとともに、情報リテラシー教育を行うことで、学生が情報処理をその後の勉学のツールとして役立てている。また、全学生を対象とした「学科共通科目」を設けており、保健・医療・福祉分野の専門職として不可欠な多職種連携の基礎となっている。

＜2＞看護学科

教育効果を上げるために、「教養教育」「専門基礎教育」科目の内容が「専門教育」科目や看護実践にどのように連結していくかを明確化した授業を実施してきた。具体的には①1年前期に基礎医学系、基礎看護系科目履修のために必要な基礎知識として「看護のための化学基礎」の単位数増と高校での化学、生物学未履修者に受講を強く勧める、②コミュニケーション能力育成の基礎を形成するために「メンタルマネジメント」を導入する、③看護的思考方法の能力育成のため、「ヘルスアセスメント」「症状アセスメント」を実施する、などである。

以上から限られた年限の中で教育課程の段階をできるだけ踏まえ、さらに文部科学省から要請のある「看護師に必要なコミュニケーション能力の養成」「実習の充実」をカリキュラムに盛り込んだ教育ができていると考える。

＜3＞歯科衛生学科

校内教員と実習施設における指導教員（歯科医師、歯科衛生士）との共通認識を深める手段として、臨地実習指導教員会議（資料 4-2-5）において歯科衛生過程についての研修会を実施するなど、臨地実習において、歯科衛生過程（歯科衛生士の思考プロセス）に基づいた学生指導の実現に向けて努力した。

＜4＞社会福祉学科

ア 社会福祉専攻

資格取得に必要な科目履修にとどまらず、学習の総括と応用・発展を図るゼミナール形式の科目（「社会福祉演習」と「保育実践演習・卒業研究」）を配置している。

社会福祉士と保育士の養成カリキュラムを組み込むため、保育士養成カリキュラムの改訂に合わせ、社会福祉援助技術現場実習を、ソーシャルワーク実習（資料 4-2-6）と名称を変え、実習時期も変更して実施している。この結果、前期実習と後期実習の間隔が2か月から4か月に広がり、前期実習の反省・振り返りの時間を十分取ることが出来、後期実習に生かすことが出来るようになった。実習先の配置については、学生との面談を行い、できる限り希望に添うような実習配置を行っている。現場経験をより多く経験させるため、今後とも前期実習・後期実習の実習先を異なる種別の福祉施設・機関に配置するようにしていく。

イ 介護福祉専攻

福祉現場におけるリーダー養成のために「福祉経営とリーダーシップ」を、高齢者・障害者の文化的な生活支援と認知症患者への治療的な支援を行うために「介護レクリエーションⅠ～Ⅳ」を、本学独自のカリキュラムとして開講している。平成26年度に「医療的ケア」が追加されたが、他の科目と時間数調整し教育内容の質の維持を図っている。

②改善すべき事項

＜1＞短期大学全体

本学は全学科が専門職の養成課程であるため、各学科とも密度の濃いカリキュラム編成となっている。そのため、理念・目的及びカリキュラム・ポリシーに基づく効果的なカリキュラム編成や、少人数型授業を展開していく上で、施設（講義室、演習室、実習室等）の確保が困難な場合がある。また、カリキュラムの過密が原因して教養科目が一部同時開講となっており、教養科目の選択の幅が事実上狭められている現状もある。その他、学生の学びたいという興味を尊重するために「教養教育」科目をすべて選択科目としたため、医療系教育の基礎として重要な生物学や化学を履修しない学生がみられる。

＜2＞看護学科

医療の高度化や社会の変化に対応できるより質の高い看護師の養成を目指しているため、カリキュラムは過密にならざるを得ない。そのため、学生が入学後に自分の適性や将来の希望について迷いを生じても自分の内面を見つめ考えを深める時間的余裕がない。

廃学科を控え、常勤の教員が欠員状態であることと、平成25年度入学生が111人と多かったことから、学生一人一人に十二分に配慮した教育がなされるよう努めている。

＜3＞歯科衛生学科

臨地実習においては、一般の患者を対象とした実習が行われる。社会情勢の変化とともに、個人情報の管理の厳密化がさらに求められるようになった。それに対応するための方策として、臨地実習前の学生指導をさらに強化する。

＜4＞社会福祉学科

社会福祉専攻では、目指す資格（保育士資格と社会福祉士受験資格）によって「教養教育」科目群に必修となる科目があり、資格取得のための履修方法が複雑である。

社会福祉、介護福祉の両専攻ともに、必修と選択科目とを2年間の修業年限内でバランス良く配置したいところであるが、実際は、「教養科目」「専門科目」とも1年次に多く配置されタイトな時間割になっており、2年次は選択科目が目立つものとなっている。

このため、選択科目では設置の意図に反して履修者数の少ない科目もみられる。

また、実習先が県内に広く点在していることから、教員は実習期間中、学内不在時間が長くなり、講義と実習が重なる6月と10月は在学生への対応が不十分になる。さらに、学内の講義を多数受け持つ教員には巡回が負担になる場合が多く、静岡市内での実習施設の確保が望まれる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

<1>短期大学全体

教養教育については、今後も幅広い科目設定を維持しながら、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための基盤となるよう定期的に検証を行っていく。また、学内LAN及びインターネット接続環境は引き続き整備・拡充を行い、リスク管理を含めた学生及び教職員への情報リテラシー教育を継続して実施する。

<2>看護学科

実習目的、目標の達成のため、頻繁に、実習病院との打ち合わせ、反省評価会議を設けており、毎年、実習施設全体に対して年度末反省会を開催している。そのため、臨床側の教育に対する協力が行われ、実習の内容が常に向上するようなシステムを構築し、稼働させている。

<3>歯科衛生学科

臨地実習に関して実習施設の指導教員（歯科医師、歯科衛生士）と教育内容、教育目標、学生指導について等を共有し、意見交換を行う会議を実施することにより臨地実習の質の向上に努めている。また、学内教員は学生に対して毎週、実習記録表の点検及び面談・指導を行い（資料4-2-7）臨地実習の内容について現状と課題を把握することによって、臨地実習の質の向上に繋げている。

<4>社会福祉学科

ア 社会福祉専攻

平成21年4月の社会福祉士養成課程カリキュラム改正及び平成23年4月の保育士養成課程カリキュラム改正をうけ、専攻内の社会福祉専攻教育検討会で思慮し、学生からの講義・演習における要望事項等も参考に、科目間の重複部分の抽出を行い、2年間の「教育課程」で「教養教育」から「専門教育」へ、スムーズに移行できるよう同年に教育カリキュラムを変更している。

イ 介護福祉専攻

学習効果の向上と既修得学習の復習を行うことによる実践教育への橋渡しの科目と

して、また介護福祉士国家試験の完全施行に備えて、「介護福祉演習」を通年科目として設置した。さらに、介護福祉士国家試験に対応するために、平成 26 年度より、歯科衛生学科・社会福祉学科合同の国家試験対策委員会を設置し、情報交換を行い、より効果的な国家試験対策の検討を始めている（資料 4-2-8）。

②改善すべき事項

＜1＞短期大学全体

短期大学の専門職養成課程が密度の濃いカリキュラム編成となることは避けられないが、施設の使用については、各学科及び小鹿キャンパス内の看護学部と協議し、調整する。また、選択科目である「教養教育」科目については、各学科で履修が望ましい科目を明示し、学生の自主性を尊重しながら教育目標の達成に向けた履修指導を行っている。

＜2＞看護学科

自分の適性や将来の希望について迷いが生じた学生を早期に発見し、保護者を含めて面談を実施していく。

臨地実習の指導体制については、今後も実習グループごとに担当教員が引率する形態は維持しつつ、病棟の学生指導者（看護師）との連携を強め学生がよりスムーズに臨床現場に適応できるよう、臨場感を重視した指導を展開することに努める。

限定された実習期間で実習目標にあった患者選定が難しい分野（母性看護、周手術期成人看護、終末期看護）では、実習目標に合致した症例の多い実習施設に依頼していく努力を継続していく。

＜3＞歯科衛生学科

患者の個人情報の管理に関しては、より一層の厳密化が求められるようになった。学生が、それを習得したかを確認するためのチェックリストを作成し、学内実習及びオリエンテーション時に指導を行っていく。

＜4＞社会福祉学科

ア 社会福祉専攻

保育士資格と社会福祉士資格の両方の取得を学生が目指す場合、学生が不利益をこうむることのないよう、授業に支障がない時期に、保育実習とソーシャルワーク実習の 2 つの実習が重ならないように実習期間を確保することが必要と考える。

イ 介護福祉専攻

平成 21 年度の新カリキュラムの導入から、実習施設や実習巡回体制や『実習の手引き』（資料 4-2-9）などの見直しを、毎年行っている。特に、実習で用いる『実習の手

引き』を学生にとって一層理解しやすく、かつ活用の利便性を向上させるため、全面的な改訂を進めていく。

4. 根拠資料

- 4-2-1 平成 27 年度履修要項（既出 資料 1-5）
- 4-2-2 平成 27 年度 看護学科 実習要項 (CD-R)
- 4-2-3 平成 27 年度 歯科衛生学科臨地実習要項
- 4-2-4 平成 27 年度 保育実習の手引き
- 4-2-5 平成 26 年度歯科衛生学科臨地実習指導教員会議 (CD-R)
- 4-2-6 ソーシャルワーク実習の手引き
- 4-2-7 臨地実習ファイルチェック担当教員一覧 (CD-R)
- 4-2-8 H26 年度計画最重点取組 (CD-R)
- 4-2-9 平成 27 年度 介護実習の手引き

第3節 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法及び学習指導を適切に行っているか。

〈1〉短期大学全体

本学では、学則に定めるとおり、教養科目及び専門科目の授業科目を開設し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則って教育を実施している。各学科・専攻はそれぞれの専門領域に応じた授業形態を採用し、授業の方法及び内容、学生のニーズを踏まえた履修すべき教養科目、専門科目の履修順の目安等を冊子体の履修要項（資料4-3-1）及びウェブサイト（資料4-3-2）に明示している。

また、単位の計算法については、学則に次の通り定めている（資料4-3-3、第22条）。

（単位の計算法）

第22条 各授業の単位数は、1単位の履修時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- （1）講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- （2）演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。
- （3）実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

1年間の授業時間については、学則に定める通り定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則としている（資料4-3-3、第23条）。授業は前期・後期の2学期に分けて実施し、15週をもって1学期、30週をもって1学年としている。その他、定期試験や集中講義等に5週を割り当てている（資料4-3-4）。

なお、本学では、1年間の履修登録単位数の上限は設定していないが、各学科の特性に応じた教育課程の編成を行っており、教育目標の達成に向け、講義、演習、実習をバランスよく配置している。また、一年間の授業の計画及び学生生活に関すること、学生支援、各種相談窓口については学生便覧（資料4-3-5）に明示した上で、学習指導を行っている。

学生全員を対象とした履修指導は、学生室が中心となって行なっている。履修方法の指導は、履修方法や履修科目の登録方法などを記した冊子体の履修要項（資料4-3-1）及び学生便覧（資料4-3-5）を全学生と教員に配付することにはじまる。年度当初（前期）には、学生室によるガイダンスとともに全体オリエンテーション及び学科オリエンテーションを実施し、履修指導を行っている。後期についても適宜、学生室及び教務委

員等が履修についての注意事項を伝えて、履修上の手続きのミスを防ぐようにしている。講義の時間割（資料 4-3-6、資料 4-3-7）については、前期、後期別に決定後紙媒体で掲示するとともに、学生及び教職員が Web 学生支援システム（資料 4-3-8）上で履修科目や時間割の確認ができるようにしている。学生室では随時、学生の履修相談に応じるとともに、履修登録の指導を行っている。

学生室では、常に科目履修や単位修得状況確認、教育施設設備の調整などを通じ学生の学習支援を行っているほか、「目安箱」（資料 4-3-5、p. 9）に投書された学生からの疑問や意見については学生部長を中心として解決にあたっている。

各科目担当者は、授業内で予習・復習等の指示を行ったり、課題を提出させたりすることで学生の自習を促し、単位の実質化を図っている。

また、平成 20 年度から全学的にチューター制度（資料 4-3-9）を導入し、各学科では、チューター、学生委員、教務委員等を中心に、学習習慣作りの支援を含めて個々の学生に応じた学習指導を行っている。

＜2＞看護学科

看護学科では、「教養教育」「専門基礎教育」「専門教育」間の有機的連携を促進し、学生が「教養教育」や「専門基礎教育」で得た知識を有効に看護のツールとして活用できるよう配慮して講義・演習・実習をバランスよく配置している。また、学生が基礎医学教育で学んだ基礎知識を看護学学習に生かして学べるよう「ヘルスアセスメント」を 1 年後期に開講している。「専門教育」では学内教育から 3 年次の臨地実習に違和感なく移行できるよう、1 年次と 2 年次に学生の学習段階を考慮した臨地実習（「基礎看護実習Ⅰ及びⅡ」）を配置するとともに 3 年次には「移行実習」を配置している。

看護学科のチューターは学生との交流をはかり、学生の抱える問題の把握に努め、さらに国家試験受験にむけての学習支援、具体的な勉強法のアドバイスや、成績不振の学生に対する学習習慣作りの支援、学習個人指導なども行なっている。チューターのほか、学生の就学継続上の問題の相談を担当する学生委員と、学生の科目履修に関する問題の相談を担当する教務委員も学習指導を担当している。学生の出席状況等の情報は、科目担当教員からチューターと教務委員、学生委員に知らされ、チューターは両委員と協力して学生の問題の解決支援にあたっている。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生学科では、教育目標の達成に向け、講義・演習・実習をバランスよく配置している。また、原則として基礎知識を講義科目で学び、単位を修得した後に実習科目を履修できることとし、履修順を履修要項に明示している（資料 4-3-1、p. 9）。

歯科衛生学科では各学年に担任を配し、日常的な学生生活の指導にあたっている。また、学外実習については別に担当を設定し、事前のオリエンテーション等を適切に行っ

ているほか、教務委員、学生委員が日常的に学生の履修や生活の指導、アドバイス等に当たっている。また、平成 20 年度からはチューター制度を導入し、学科教員全員で各学年 3～4 人ずつ受け持ち学生の相談窓口としている。各担当教員の役割は以下のとおりである。

- ・チューター：修学面、生活全般、進路面、健康面での相談等に関する事
- ・学年担任（各学年）：生活指導、学科ガイダンス、大学祭、卒業式等に関する事
- ・教務委員：履修、時間割、前後期試験、教材、テキスト等に関する事
- ・学生委員：休学、退学、復学、学生支援全般に関する事
- ・就職担当：就職ガイダンス、就職指導（在学生、卒業生）に関する事
- ・実習担当：学内実習オリエンテーション、学外実習オリエンテーション及び学生実習反省会に関する事
- ・国家試験担当：国家試験、模擬試験、国家試験対策補講に関する事

＜4＞社会福祉学科

社会福祉学科の場合、社会福祉専攻において保育士を目指す学生の「保育表現技術（音楽）」では、ピアノや管楽器などの演奏技術を学習する。それらの教授方法は個別対応が望ましい。本学ではこれを実行するため、毎回の授業では学生一人当たり 20 分のレッスン時間を確保している。

介護福祉専攻では、介護技術の習得には理論の理解を基礎として、教員の技術方法を見て正しく再現し、それを教員に確認してもらい、さらに練習を重ねる過程が必要である。そのため、「基礎介護技術、応用介護技術、発展介護技術」では教員 1 人の担当が 12 人程度におさまるよう小グループ化するなどの工夫をして指導に当たっている。

社会福祉学科では、学習の総括と応用・発展を図るため、専攻の枠にとらわれずに学生が教員の提示したテーマから興味あるものを追求できるようゼミナール形式の科目を設定している。

学習指導については、基本的にチューター、教務委員、学生委員が連携しながら、日常的に学生の履修や生活の指導、アドバイス等に当たっている。また指導を徹底させるため、教務委員は社会福祉・介護福祉の両専攻に一人ずつ配置し、授業における出席・履修状況、日常生活の動向を把握し、欠席が目立つ学生や成績不振など指導の必要な学生には、教務・学生委員及びチューターと連絡を取りながら対応している。社会福祉専攻では、多くの学生がゼミナール『社会福祉演習』を履修し、両専攻のいずれかの教員のゼミナールに属していることから、ゼミナール担当教員も協力する。

＜5＞一般教育

教養科目の授業形態は、実技である「体育実技」以外は講義・演習であるが、学生が内容に興味を持ち、授業に参加できるように配慮して教育を行っている。

教養科目の学習指導に関しては、入学時のガイダンスで教育方針及び学習について全般的な指導がなされているが、個々の科目について各科目担当者に委ねられている。また、常勤教員は、授業時間以外に週 2 時間程度のオフィスアワーを設定し、学生のニーズに対応した個別の学習指導を行っている。

教養科目は、学生の人数と比較して数が多く、一部の科目を除けば少人数となっており、きめ細かい授業が可能である。

(2) シラバスに基づいて授業を展開しているか。

授業は、シラバスを基本として展開している。シラバスは、開講科目ごとに作成し、年度初めに全学生、全教員に配布される印刷体の履修要項（資料 4-3-1）及び Web 学生サービス支援システム上（資料 4-3-8）に掲載している。シラバスは全科目同一の書式を使用し、科目名、学科（専攻）・学年、単位数、開講年度学期、授業区分、聴講の可否、担当教員、授業の目的（GIO）、授業の到達目標（SB0s）、授業の計画と内容、評価の方法、テキスト、参考書、学生へのメッセージを記載している。シラバスの記載方法については、学生室、教務委員を通して全教員に周知している。また、科目担当者から提出されたシラバス原稿は学生室及び学科教務委員が確認後、必要に応じて修正等を依頼し、記載内容の適正化を図っている。

なお、授業の目的、目標の明示等の授業のあり方については、平成 14 年度から授業方法改善の取り組みの一環として実施している授業評価アンケート（資料 4-3-10）を通じて確認している。授業評価アンケートは、「(1) 授業の目的、目標が明示されていた。」「(2) 授業は計画的に展開されていた。(授業内容の構成や流れは適切であった。)」

「授業の目的、目標から見て、授業の難易度は適切であった。」等の項目で構成されており、その結果については科目担当者に還元し検討後、FD 委員会で検証し、「FD 活動報告書＜自己点検・自己評価報告書＞」で公表している。

(3) 成績評価及び単位認定を適切に行っているか。

〈1〉短期大学全体

本学は、短期大学設置基準第 11 条の 2 第 2 項に従い、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行っている。成績評価については、学生便覧（資料 4-3-5）及びホームページに記載している学則第 26 条（成績の評価）に「授業科目の試験の成績は、秀・優・良・可・不可の 5 種の評語を持って表し、秀・優・良・可を合格とする」と規定されており、それに基づき、静岡県立大学短期大学部履修細則（資料 4-3-11）に必要な事項を定め、履修要項「6 試験及び成績査定」

（資料 4-3-1 p. 16-17）に「秀・優・良・可・不可の 5 種の評語をもって表し、秀・優・良・可を合格とする。成績評価の区分は、100 点を満点としたとき、秀：100～90、優：

89～80、良：79～70、可：69～60、不可：59 点以下を目安とする」と成績について明記している。また、「講義・演習及び実験・実習・実技の受講が実施回数の 8 割に満たないときは、科目担当者が認めた場合を除き、修得の認定をしない」こと、「試験に関する取り扱い」として、試験、試験の種類、追試験、再試験、受験上の注意等を明示している。成績評価はこれらの規定に基づいて実施されている。

単位の認定については、学則第 24 条（単位の授与）に規定されており、これに基づき、試験及び成績の評価の実施に関して履修細則に定め、履修要項及びホームページに記載し、学生に周知している。そして成績評価の方法についてはシラバスに科目ごとに明示された「評価の方法」に従って教員が判定しており、シラバスは冊子体の履修要項（資料 4-3-1）及び Web 学生サービス支援システム（資料 4-3-8）で学生に周知している。

なお、他学等における修得単位については、学則第 25 条（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）、第 25 条の 2（短期大学又は大学以外の教育施設等における学修）、第 25 条の 3（入学前の既修得単位の認定）に定めている。また、第 25 条の 4（単位互換に関する規定）において、「前 3 条の規定により履修した授業科目に関する単位については、教授会の議に基づき、卒業の要件となる単位として認定することができる」「単位互換に関し必要な事項は別に定める」と規定されている。既修得単位認定に関しては、静岡県立大学短期大学部既修得単位認定に関する規程（資料 4-3-12）で定めている。

また、成績評価に関して学生から意見を述べる機会を設けるために、平成 18 年度より「成績不服申立制度（成績の確認願）」が開始され、学生の履修科目の成績に対する不服の申し立て要領（資料 4-3-13）により手続きを行う。履修細則（資料 4-3-1、p. 319-321）第 20 条に「履修した科目（学外実習を含む。）の成績について疑義があるときは、別に定める要領に基づき、成績を入手した日から起算して 7 日以内に確認願を学生室に提出することができる」と定め、冊子体の履修要項（資料 4-3-1）及びウェブサイト上の履修要項（資料 4-3-8）で学生に周知している。

＜2＞看護学科

成績評価については、学則及び履修要項で定められた基準に従い、成績評価を実施している。シラバスには成績評価項目とその割合が明示されているが、さらに各科目担当者教員が授業開始時に説明を加えることが通例であり、これにより成績評価の基準を明確にしている。単位認定については、学則に基づき単位認定を実施している。

＜3＞歯科衛生学科

成績評価については、学則及び履修要項で定められた基準に従い成績評価を実施している。シラバスには成績評価項目とその割合が明示されているが、各教員が授業開始時

に説明を加えることが通例であり、これにより成績評価の基準を明確にしている。臨地実習科目については、実習指導教員の評価、各実習担当教員の評価、実習記録、観察記録等の複数の項目により総合評価を行っている（資料 4-3-1、p. 151-153、資料 4-3-14、p. 1-2、30-34）。単位認定については、学則に基づき単位認定を実施している。

〈4〉社会福祉学科

成績評価については、学則及び履修要項で定められた基準に従い、成績評価を実施しているが、これは入学時及び新年度のガイダンスで学生に説明して周知を図っている。シラバスには成績評価の方法とその割合が明示されているが、さらに各教員が授業開始時に説明を加えることが通例であり、これにより成績評価の基準を明確にしている。実習関連科目については、実習指導教員の評価、各実習担当教員の評価、実習記録（日誌）、実習報告会、実習報告集等の複数の項目により総合評価を行っている。また、複数教員で担当するオムニバス形式の科目では、各教員間で連携を取りながら、適切な成績評価が行えるような体制を取っている。

単位認定については、学則に基づき単位認定を実施している。実習関連科目については、各実習運営委員会等の審議を経たのちに単位認定を実施している。

〈5〉一般教育

成績評価については、学則及び履修要項で定められた基準に従い、成績評価を実施している。シラバスにはレポート・試験等の、成績点に占める割合が明示されているが、さらに各教員が授業開始時に説明を加えることが通例であり、これにより成績評価の基準を明確にしている。単位認定については、学則に基づき、単位認定を実施している。

また、例年数名の既修得単位認定の申請があるが、本学よりも規模の大きい4年生大学卒業者が大半を占め、既修得科目の内容もレベルが高いことが大多数で、認定は比較的容易である。

2. 点検・評価

●基準4-3の充足状況

教育方法及び学習指導については、各学科等において、それぞれの教育目標の達成に適した授業形態を採用し、全学的な履修ガイダンス（資料 4-3-15）やオリエンテーションを実施した上で、チューター、学生室、教務委員、学生委員、学科教員等が協力して学習指導を行っている。また、授業はシラバスに基づいて展開することを基本とし、シラバスは全授業科目において同一の書式を使用し、確認、修正により記載内容の統一を図っている。平成 27 年度からは「評価の方法」で成績評価の方法の詳細とその割合を記載することを徹底し、学生に評価方法とその割合が明示されている。単位の認定については学則等に基づいて公正に行っており、既修得単位認定は静岡県立大学短期大学部

既修得単位認定に関する規程に基づいて実施している。また、成績評価に関して学生から意見を述べる機会が設けられている。これらのことから、同基準を充足している。

①効果が上がっている事項

＜1＞短期大学全体

平成 20 年度に導入されたチューター制度については、入学・進級時オリエンテーション、臨地実習オリエンテーションなどの際に学科における教員の担当、役割を周知することに加え、チューター制度の活用を学生に呼びかけてきた結果、学生はチューターに自主的に相談する等、制度を活用するようになっている。また、年度当初のオリエンテーション時に科目履修と卒業要件について学科の特性に合わせた具体的な説明を実施すると同時に、履修確認を必ず行なうように指導している。これにより、卒業要件を欠いたり、資格取得に必要な科目の履修漏れを生じたりすることをなくし、卒業時の確実な資格取得に結び付けている。

＜2＞看護学科

学習に関する学生の相談窓口はチューターとなっているが、学習や履修において特に指導を要する学生については、学科会議で議題に挙げ、気づいた教員から学科全体に情報提供を行い、教員全体で共有を図り対応に努めることにより、単位修得および卒業を支援している。

＜3＞歯科衛生学科

講義科目の成績評価は、科目担当者が責任をもって行っているが、学生の出欠状況や成績不振者等については学科会議で情報共有を図り、早期の対応に努めることにより、単位修得および卒業を支援している。学内実習科目の実技については、期の途中で形成的評価を目的に実技試験を実施し、学生の技術レベルの確保を図るとともに、自主的な技能習得を支援している。

＜4＞社会福祉学科

チューター、ゼミナール担当教員などが中心となり、学生へのきめ細かい履修指導、学習支援を行っている。さらに、年度当初に 1 年生を対象として教務委員による科目履修と卒業要件に関する質問時間を設定するとともに、2 年生を対象としてチューターによる現状確認ならびに丁寧な履修指導を行うことにより、単位修得および卒業を支援している。

また、履修状況が不十分な傾向がみられる学生については、学科会議や各専攻別会議などで情報を共有し、できるだけ早期に対応できるような態勢を整えている。

＜5＞一般教育

教養科目は少人数の科目が多いため、その利点を生かし、詳細な履修の説明、学習指導や学生の学力に応じた授業を実施している。

②改善すべき事項

＜1＞短期大学全体

学生への学習指導は各担当が協力し、実施しているが、手厚い学習指導が一部の学生の自己管理能力の育成を阻害し、依存心を助長する結果になっている場合が存在する。本学は学則第1条で定める通り、「実際的な応用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成すること」を目的としており、自己管理能力と自ら学ぶ姿勢を育成することが課題である。

シラバス作成に関しては、毎年継続して記載内容の統一及び改善を図っており、内容は充実してきたが、現在実施している授業評価アンケートには授業内容・方法とシラバスとの整合性を直接的に確認できる質問項目が設定されていない。また、成績評価については、平成26年度入学生より従来の「優・良・可・不可」の4段階評価から「秀・優・良・可・不可」の5段階評価に移行したが、完全なGPA制度の導入はまだ検討されていない。

＜2＞看護学科

科目履修については、教務委員が中心となって説明や指導を行っているが、学生数が多いため、教務委員だけでは看過する可能性がある。卒業要件を欠く学生を出さないための対応が必要である。

＜3＞歯科衛生学科

科目履修登録については、年度当初のオリエンテーションで学生室が全体説明を行い、学科教務委員が各学年に対して学科ガイダンスで説明を行っている。また、新入生に対しては情報処理教育担当者がWeb学生サービス支援システムの基本操作及び科目履修登録の説明及び演習を行っているが、新入生及び2年生においては期の途中から開講する選択科目の履修登録漏れがみられる場合がある。

＜4＞社会福祉学科

チューター制度の活用を学生に呼びかけてきた結果、チューターに自主的に相談する等、制度を活用するようになっている学生が多くなっている一方で、社会福祉専攻では、選択した実習や科目により、チューターとの関わりが少ない学生がおり、制度が活用しにくい状況もみられる。

また、自己管理能力が乏しかったり、自ら学ぶ姿勢が見られなかったりする学生ほど、

なかなか教員に相談等をしない傾向がみられる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞短期大学全体

学習指導においては、チューター制度を継続するとともに、チューター、学生室、教務委員、学生委員、学科教員等の各担当者が窓口となって学生への履修指導、学習支援を行い、学生が状況に応じてより適切なアドバイスを受けることができるようにする。卒業要件と資格取得に必要な科目の履修については、引き続き年度当初のオリエンテーションで学科の事情に合わせた具体的な説明を実施すると同時に、学生が自ら履修確認を行えるよう、チューター、学生室、教務委員、学生委員、学科教員が履修指導を行い、卒業および卒業時の確実な資格取得に結び付ける。

＜2＞看護学科

最終年度の学生について、各担当者が協力して卒業および卒業時の資格取得を支援する。万一、成績不良による卒業延期者や資格試験不合格者が発生した場合は、早急に学科会議で問題点の共有と今後の指導方法について協議し、次年度の確実な卒業と資格取得を支援する。

＜3＞歯科衛生学科

学習指導に関しては、引き続き学生の出欠状況や成績不振等については学科会議で情報の共有を図り、早期の支援を実施する。また、学内実習科目の形成的評価目的の実技試験を継続するとともに、内容を検討し、学生の技術レベルのより一層の向上につながるよう支援を行う。

＜4＞社会福祉学科

今後もチューター、ゼミナール担当教員などが中心となり、学生へのきめ細かい履修指導、学習支援を継続する。年度当初の1年生を対象とする教務委員による履修に関する質問時間の設定や、2年生を対象とする現状確認を引き続き実施するとともに、学生の自立心と自己管理能力の向上を目指した履修指導を行うことにより、単位修得および卒業を支援する。

また、履修状況が不十分な傾向がみられる学生については、今後も学科会議や各専攻別会議などで情報を共有し、早期の支援を実施する。

＜5＞一般教育

学生の学力に応じた授業を実施する上での試験的な取り組みとして、平成27年度に

導入教育・リテラシー教育のための試験的な集中講義「リテラシー入門」を開講した。この授業は、リテラシーの低い学生に対してその改善を試みるというもので、単位はなく、少人数、受講者を教員が指名するという通常の講義とは異なる形式でなされた。講義の成果等は現在調査中であるが、導入教育・リテラシー教育の在り方は、今後、さらに一般教育で議論がなされる予定である。

②改善すべき事項

＜1＞短期大学全体

学生への学習指導においては、今後も各担当が協力し、継続して実施するが、学生の自立心と自己管理能力の向上を目指した学習指導および支援内容となるように配慮する。

授業評価アンケートに、シラバスに基づく授業展開に関する設問がないことについては、早急の改善が必要であるため、平成 27 年度の FD 委員会で検討（資料 4-3-16）し、平成 28 年度の授業評価アンケートには、「授業はシラバスに基づいて展開されていたか」等の直接シラバスとの整合性を確認する項目を追加する予定である。また、成績評価については、GPA の導入に向け、GPA の長所及び短所を理解し、短所を補完するサブシステムを検討するための議論を開始する。

＜2＞看護学科

卒業要件を欠く学生を出さないための対応として、単位修得状況および卒業要件の確認については、教務委員が中心となって学生指導を行うとともに、チューターは担当学生の単位修得状況を確認する。

万一、卒業要件を欠く学生や資格試験不合格者が発生した場合は、早急に学科会議で問題点の共有と今後の指導方法について協議し、個別の学習指導、履修指導、保護者との面談等を実施し、次年度の確実な卒業と資格取得を支援する。

＜3＞歯科衛生学科

科目履修登録については、引き続き学生室による年度当初のオリエンテーション、学科教務委員による各学年に対する説明を行うとともに、新入生及び 2 年生においては期の途中から開講する選択科目の履修登録漏れがないよう、確認すべき科目名を明示して科目履修登録指導を行う。

＜4＞社会福祉学科

チューター制度を引き続き活用するが、選択した実習や科目により、チューターとの関わりが少なく、制度を利用しにくい学生に対しては、学生の要望を確認した上で、チューターの変更や、他教員の相談窓口としての活用などの選択肢の提案を考慮する。ま

た、学生へのできる限りの学習指導は今後も継続していくが、各学生の自己管理能力と自ら学ぶ姿勢の育成とのバランスを取りながら、その学生にとって必要な支援内容を整理し、効果的な学習指導および支援となるように配慮する。

4. 根拠資料

- 4-3-1 平成 27 年度履修要項 (既出 資料 1-5)
- 4-3-2 本学ウェブサイト 「授業・試験・成績について」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/about/index.html>)
- 4-3-3 本学ウェブサイト「静岡県立大学短期大学部学則」(既出 資料 1-2)
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/regulations/upimg/20150417164431395785846.pdf>)
- 4-3-4 本学ウェブサイト「平成 27 年度 年間行事日程表」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/schedule/index.html>)
- 4-3-5 平成 27 年度学生便覧 (既出 資料 1-3)
- 4-3-6 平成 27 年度 前期 講義時間割 (CD-R)
- 4-3-7 平成 27 年度 後期 講義時間割 (CD-R)
- 4-3-8 本学ウェブサイト 「Web 学生サービス支援システム」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/about/Web/index.html>)
- 4-3-9 チューター制度 (CD-R)
- 4-3-10 本学ウェブサイト「平成 26 年度 FD 活動報告書」(既出 資料 3-12)
(http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/inspection_assessmen/upimg/201512041655221660125489.pdf)
- 4-3-11 静岡県立大学短期大学部履修細則 (CD-R)
- 4-3-12 静岡県立大学短期大学部既修得単位認定に関する規程 (CD-R)
- 4-3-13 学生の履修科目の成績に対する不服申立て要領 (CD-R)
- 4-3-14 平成 27 年度 歯科衛生学科臨地実習要項 (既出 資料 4-2-3)
- 4-3-15 平成 27 年 4 月授業前ガイダンス日程 (CD-R)
- 4-3-16 平成 27 年度第 3 回 FD 委員会議事録 (CD-R)

第4節 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

＜1＞短期大学全体

本学では、学則（資料4-4-1、p. 41-49）に定められた本学の目的である「一般教育を重んじ、これと密接な関連を保ちつつ、深く専門の学芸を教授研究し、実際的な应用能力の展開を図り、時代の要請と地域社会の要望にこたえうる有為な人材を育成する」ことを目指して、カリキュラム・ポリシー（資料4-4-2、p. 315-317）に沿った体系的な教育課程を編成し、ディプロマ・ポリシー（資料4-4-2、p. 318）に基づいて卒業認定、学位授与を行っている。各学科・専攻の卒業要件及び国家資格または国家試験受験資格の取得方法についても学則で定めており、学生便覧（資料4-4-1）や履修要項（資料4-4-2）、ホームページ（資料4-4-3）に明記し、学生が目標を達成できるよう、教育及び学生支援を実施している。

その成果として、看護師、歯科衛生士の各国家試験については、本学新卒者の合格率はいずれも全受験者の合格率を上回り、高水準を維持している（資料4-4-4）。また、社会福祉学科社会福祉専攻卒業生の約7割から9割は保育士資格を取得しており、社会福祉学科介護福祉専攻卒業生の介護福祉士資格取得率は100%を継続している（資料4-4-4）。平成27年3月卒業者のうち、就職希望者の就職率は看護学科、歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻が100%、社会福祉学科介護福祉専攻が96.4%であり、直近3年間はほぼ100%で推移している（資料4-4-5）。

＜2＞看護学科

看護学科には、6つの教育目標が定められており、授業評価アンケート集計結果をみると、「この授業の内容はよく理解できた」「この授業は、新たに考えたり学んだりすることの多い内容であった」などの総合評価で前期・後期とも4点（5点満点）以上であった。

また、学びの結果、看護学科の新卒者の国家試験合格率は、平成21年度以降全国の合格率平均を上回っている。また、既卒者合格率も全国平均を大きく上回っている（資料4-4-4）。

さらに、看護学科では、就職率が極めて高く（資料4-4-5）、卒業生のほぼ80%以上は病院に勤務する看護師として社会に巣立っている（資料4-4-6 P18）。進学した卒業生も、進学先は看護系四年制大学や保健師、助産師養成の専攻科であるので、いずれは医療の現場に関わることになると考えられる。

以上より、教育目標に沿った成果が上がっていると考ええる。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生学科には、4つの教育目標が定められており、これに基づく授業後の授業評価アンケート集計結果をみると、「この授業の内容は良く理解できた」「この授業は、新たに考えたり学んだりすることの多い内容であった」などの総合評価で、前期・後期とも4点（5点満点）以上と高い評価であった。また、歯科衛生学科における国家試験合格率は、平成18年度の3年制移行後は100%を継続している（資料4-4-4）。これらのことから、歯科衛生学科の教育は「対象者の生活環境や全身の健康状態などを総合的に把握して、適切に対応できる幅広い知識と豊かな人間性を養う」ための学びとして学生に提供されていると考える。

卒業後の進路については、就職希望者の90%以上は歯科診療所に就職しており、その他、病院、市区町村保健センター、特別養護老人ホーム等への就職者もみられる（資料4-4-6 P28）。これらは、「臨床現場における歯科衛生士の役割と責務を自覚し、的確にそれを遂行することができる能力を養う」「専門的知識と技術に裏付けられた歯科衛生士として、地域における歯科保健活動を推進できる能力を養う」「保健・医療・福祉の複合化のなかで、高齢者や障害者などを対象とする歯科保健指導及び管理を適切に行うために、豊かな協調性と良識をもった社会人として、異なる職種のスタッフと連携や協力ができる知識や態度を養う」という目標に対しての成果であると考えられる。

＜4＞社会福祉学科

社会福祉学科の教育目標は、前述したように5点である。その学修成果を測定するには様々なアプローチが考えられる。

社会福祉専攻では、保育士を目指す学生に対して、2年次に学習を総括する必修通年科目として「保育実践演習・卒業研究」を課している。この科目は、保育に関する現代的な課題についての分析・考察・検討を行い、問題解決のための対応、判断方法について学びを深めるというねらいを持つ「保育実践演習」と、学修した力を総合的に駆使して学生各自の課題に取り組む「卒業研究」を合わせた本学独自の科目として位置づけられている。学生は、少人数制の各ゼミナールで指導を受け、学びの集大成としての成果物を仕上げる。当科目を履修することにより、最終的に、本学の教育目標に即した「地域社会の変化に関心を持ち、福祉の担い手として主体的発展向上させる能力」を身につけた「相談援助のできる保育士」が養成されており、これは保育士としての就職状況が保育所保育士から保育所以外の児童福祉施設保育士に至るまで多岐にわたっていることから確認できる。（資料4-4-6）。また、社会福祉士を目指す学生は卒業後実務経験2年でその受験資格が得られることから、実務経験を積んだ本学卒業生を対象に毎秋、社会福祉士国家試験対策講座（資料4-4-7）を開講している。

平成27年1月に実施された第27回社会福祉士国家試験では、本学卒業生23人が受験し、6人が合格した。全体での合格率は、27.0%で、本学の合格率は26.1%であった。

(資料 4-4-8) 部門別 (短大部門) では、全国 9 位の合格率であったが、4 年制大学も含めた静岡県内での合格率は、1 位であった。

介護福祉専攻では、平成 23 年度の国家試験導入に向けた対策のために、2 年次履修科目として「介護福祉演習」を必修で設置した。国家試験導入が延期されたものの、介護福祉士養成協議会より義務付けられている卒業時共通試験に対応させ、学生の学習到達度の把握に活用している。また、介護福祉士養成科目の担当教員に試験結果をフィードバックさせることで、教育の質の向上を図っている。その結果、全体に卒業時共通試験の成績は向上している。

〈5〉一般教育

一般教育は、保健医療・福祉分野の向上に貢献できる有意な人材を育成するため、その基盤としての豊かな人間性や総合的判断力を培うことを目標としており、実際に成果を確認できるのは卒業後であると思われる。しかしながら、本学卒業者のうち、就職希望者の就職率はほぼ 100% であり、各国家試験の合格率も高いことから、一般教育もそれらの成果の一端を担っていると考える。現在、一般教育で成果の一端を確認できる方法としては、在校生の授業評価アンケートの結果と、卒業時に実施する卒業生を対象としたアンケート結果がある。

(2) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉短期大学全体

本学では、短期大学部設置基準第 11 条の 2 に従い、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するために、静岡県立大学短期大学部教授会規定 (資料 4-4-9) 第 9 条の規定に基づく専門委員会として、FD 委員会 (資料 4-4-10) が置かれている。

また、平成 14 年度より、全ての教員の担当科目において学生による授業評価アンケートを実施しており、5 段階評価の集計結果及び自由記述の全てを本人に通知している。全ての教員は、授業評価の結果に基づいた改善点等を評価コメントとして記述することが義務づけられている。教員のコメントは、翌年に公開される FD 委員会報告書 (資料 4-4-11) に掲載し、学生への説明責任を果たすと同時に、授業評価の結果を授業計画・授業方法の改善に生かす工夫がされている。また、FD 委員会は授業アンケート事業のほか、授業公開 (公開授業・模擬授業) の実施、FD 講演会の実施も担当しており、授業評価アンケートで把握した課題を次年度以降の FD 講演会等に生かしている。

教育環境等を含めた学生の要望に関しては、平成 18 年度から匿名による投書箱「目安箱」を設置し学生からの意見を聴取している。投書の回収は学生室、学生委員会が行い、速やかにしかるべき担当委員会・部署からの回答を専用掲示板に掲示する形で行わ

れている。設置場所などを検討し、学生が利用しやすいものになるよう、改善を重ねている。

また、卒業時には、卒業生を対象としたアンケートを実施し、教育内容の適切性等を確認している（資料 4-4-12）。その結果はメールで全教職員に周知し、教授会で報告（資料 4-4-13）するとともに、結果をもとに本学における、よりよい高等教育と短期大学部のあり方を検討し、教育活動に反映させるよう努めている。

＜2＞看護学科

科目担当教員は、授業評価アンケート結果に基づいて現状及び授業についての自己評価と今後の改善・工夫について書面で報告するとともに、次年度の授業改善に取り組んでいる。

平成 26 年度卒業生に対して卒業時に行ったアンケート結果（資料 4-4-12）においては、「本学での教育は、総合的にみて適切であったか」の設問に対し「良い・わからない・悪い」の 3 段階評価で「良い」とする回答は 77.0%であり、他の学科（専攻）に比べてやや低くなっている。「専門職としての患者・利用者理解の教育が、適切であったか」は、同 3 段階評価で「良い」が 82.4%であり、教育内容についての調査の中で最も高い結果を示している。また「実習の時間数や記録物の量は適切であったか」では「良い」が 52.7%と調査の中で最も低い結果となった。

＜3＞歯科衛生学科

科目担当教員は、授業評価アンケート結果に基づいて現状及び授業についての自己評価と今後の改善・工夫について書面で報告するとともに、次年度の授業改善に取り組んでいる。

平成 26 年度卒業生に対して卒業時に行ったアンケート結果（資料 4-4-12）においては、「本学での教育は、総合的にみて適切であったか」の設問に対し「良い・わからない・悪い」の 3 段階評価で「良い」とする回答は 85.4%であった。「専門職としての倫理・価値についての教育が適切であったか」と「専門職としての患者・利用者理解の教育が、適切であったか」は、同 3 段階評価で「良い」が 87.8%であり、教育内容についての調査の中で最も高い結果を示している。また「自己管理（健康）についての教育が適切になされていたか」では「良い」が 75.6%と最も低い結果となった。

＜4＞社会福祉学科

ア 社会福祉専攻

科目担当教員は、授業評価アンケート結果に基づいて現状及び授業についての自己評価と今後の改善・工夫について書面で報告するとともに、次年度の授業改善に取り組んでいる。平成 26 年度卒業生に対して卒業時に行ったアンケート結果（資料 4-4-12）に

おいては、「本学での教育は、総合的にみて適切であったか」の設問に対し、「良い・わからない・悪い」の3段階評価で「良い」とする回答は87.5%となっている。「専門職領域での知識の面での教育が適切であったか」は、同3段階評価で「良い」が93.8%と高く、教育内容についての調査の中で最も高い結果を示している。また「自己管理（健康）についての教育が適切になされていたか」では58.3%と最も低い結果となった。

イ 介護福祉専攻

平成26年度卒業生に対して卒業時に行ったアンケート結果（資料4-4-12）においては、「本学での教育は、総合的にみて適切であったか」の設問に対し、「良い・わからない・悪い」の3段階評価で「良い」とする回答は82.5%であった。「専門職としての患者・利用者理解の教育が、適切であったか」は、同3段階評価で「良い」が85.7%であり、教育内容についての調査の中で最も高い結果を示している。また「実習の時間数や記録物の量は適切であったか」では「良い」が65.1%と最も低い結果となった。

＜5＞一般教育

科目担当教員は、授業評価アンケート結果に基づいて現状及び授業についての自己評価と今後の改善・工夫について書面で報告するとともに、次年度の授業改善に取り組んでいる。平成26年度卒業生に対して卒業時に行ったアンケート結果（資料4-4-12）においては、「教養科目の教育は適切であったか」の設問に対し「良い・わからない・悪い」の3段階評価で「良い」とする回答は全体で78.3%であり、学科・専攻別では、看護学科が74.3%、歯科衛生学科が82.9%、社会福祉学科社会福祉専攻が83.3%、社会福祉学科介護福祉専攻が76.2%であった。

(3) 学位授与（卒業認定）を適切に行っているか。

＜1＞短期大学全体

本学では、学則で卒業及び資格に関する基準を定めており、卒業要件を満たした者については、学則及び学位規定（資料4-4-14）に基づき、卒業認定及び学位授与の手続きを行っている。

卒業の要件に関しては、学則（資料4-4-3）第36条（卒業の要件）に定めており、卒業認定に関しては、学則第36条の2（卒業）に「前条の卒業要件をみたした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する」と定めている。

学位授与に関しては、学則第37条の2（学位授与）において、「第36条の2の規定により卒業した者には、本学学位規定の定めるところにより短期大学士の学位を授与する」と定めている。付記する専攻分野に関しては、学位規程（資料4-4-14）第2条（付記する専攻分野）において、「本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は、学科ごとに次のとおりとする」とし、「看護学科：看護学、歯科衛生学科：歯科衛生学、社会福祉学科：社会福祉学」と規定している。また、学位記の授

与に関しては、学位規定第4条（学位記の授与）において、「学長は、学則第37条の2の規定に基づき、卒業を認定した者に所定の学位記を授与する」と定めている。

＜2＞看護学科

看護学科においては、履修要項に示す卒業要件（資料4-4-2、p.7-8）を満たした学生に対し、ディプロマ・ポリシー（資料4-4-2、p.318）に則り、所定の手続きを経て学位を授与している。卒業に必要な単位数は109単位以上である。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生学科においては、履修要項に示す卒業要件（資料4-4-2、p.9-10）を満たした学生に対し、ディプロマ・ポリシー（資料4-4-2、p.318）に則り、所定の手続きを経て学位を授与している。卒業に必要な単位数は102単位以上である。

＜4＞社会福祉学科

ア 社会福祉専攻

社会福祉学科社会福祉専攻においては、履修要項に示す卒業要件（資料4-4-2、p.11-13）を満たした学生に対し、ディプロマ・ポリシー（資料4-4-2、p.318）に則り、所定の手続きを経て学位を授与している。卒業に必要な単位数は66単位以上である。

イ 介護福祉専攻

社会福祉学科介護福祉専攻においては、履修要項に示す卒業要件（資料4-4-2、p.14）を満たした学生に対し、ディプロマ・ポリシー（資料4-4-2、p.318）に則り、所定の手続きを経て学位を授与している。卒業に必要な単位数は99単位以上である。

2. 点検・評価

●基準4-4の充足状況

教育成果については、国家資格の取得状況、国家試験受験資格取得状況、国家試験合格率、就職実績、卒業時アンケート等により確認している。本学では、教育目標に沿って教育課程を編成しているが、国家資格取得率、国家試験合格率及び就職率の高さから、教育の成果は基準に達していると思われる。また、卒業認定及び学位授与の手続きは、学位授与学則及び学位授与規定に基づき厳正に実施しており、適切に行われている。

①効果が上がっている事項

＜1＞短期大学全体

現在までの看護学科、歯科衛生学科の卒業生は、ほぼ全員が卒業年度の看護師国家試験、歯科衛生士国家試験を受験している。その結果、看護学科の新卒者の国家試験合格率は、平成21年度以降全国の合格率平均を上回っており、既卒者合格率も全国平均を

大きく上回っている。また、歯科衛生学科は3年制移行後の卒業者の歯科衛生士国家試験合格率は100%を継続している。また、社会福祉学科の就職希望者の就職率は、社会福祉専攻、介護福祉専攻ともに高い就職率を維持している。

＜2＞看護学科

看護学科の教育内容、方法は、実践看護師養成を第一義に考え、国家試験対策については、看護学科国家試験委員会を中心に、チューターによる個別指導も行い、高い合格率を維持してきた。また、各々の教員は毎年、国家試験問題の確認を行い、授業の内容に組み入れ、国家試験対策の補講も実施しており、高い国家試験合格率につなげている。

就職については、キャリア支援員を中心にチューターが窓口となって支援しており、就職希望者の高い就職率につなげている。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生学科の3年制移行後の卒業者の歯科衛生士国家試験合格率は100%を継続している。歯科衛生学科の教育内容、方法は教育目標に基づき、「豊かな人間性」を育む「人としての教育」を重視して編成されたものであるが、歯科衛生士国家試験を対象としても適正なものであると考える。

＜4＞社会福祉学科

平成26年度の卒業生数は、社会福祉専攻50名、介護福祉専攻66名であり、このうち就職希望者数は、社会福祉専攻43名、介護福祉専攻55名であった。希望者のうち、就職決定者数は、社会福祉専攻43名（100%）、介護福祉専攻53名（96.4%）であり、いずれも高い就職率であると考えられる。

②改善すべき事項

＜1＞短期大学全体

看護学科及び歯科衛生学科の学生は、3年次の臨地実習期間中に国家試験受験のための学習を並行して行っている。今後も高い国家試験合格率を継続するためには、学生が自ら学習する姿勢と習慣を身につけ、学習意欲を維持するための心身の自己管理能力の育成が課題である。卒業時に行ったアンケート結果では、歯科衛生学科と社会福祉学科社会福祉専攻で「自己管理（健康）についての教育が適切になされていたか」の項目における「良い」の割合が低かったため、自己管理についての教育の充実が求められる。また、看護学科と社会福祉学科介護福祉専攻では「実習の時間数や記録物の量は適切であったか」の項目における「良い」の割合が低かったため、資格取得に必要な実習時間数や記録物について、学生の理解を図る必要がある。

＜2＞看護学科

教育成果の一層の向上のためには、教務委員、学生委員、キャリア支援委員、国家試験委員、チューター、実習担当教員のさらなる連携が必要と考える。そのためには、学外実習指導等により学科会議に出席できない現状を改善し、全員が出席できる体制作りも必要と考える。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生士は人々の健康支援を行う専門職であることから、自己管理（健康）についての教育は重要である。卒業生アンケートの結果では、「自己管理（健康）についての教育が適切になされていたか」では「良い」が75.6%と教育内容についての調査の中で最も低い結果となったが、その理由については明らかになっていないため、検討が必要と考える。

＜4＞社会福祉学科

社会福祉士国家試験の受験資格は、卒業後2年の実務経験で得られるが、現場で働きながら、なおかつ受験勉強を進めるのは並大抵のことではない。受験勉強に対する意識づけの意味でも、現在毎年秋に開催している社会福祉士国家試験対策講座をもう少し前倒しして、できるだけ早期に受験に対する意識を高める必要があると考える。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

＜1＞短期大学全体

今後も教育目標に沿った教育を継続し、卒業および卒業時等の資格取得を支援する。看護学科は、学科最終年度の学生の全員卒業および新卒者の国家試験合格率100%を目指し、歯科衛生学科は卒業者の歯科衛生士国家試験合格率100%の継続を目指す。また、社会福祉学科の就職希望者の就職率は、社会福祉専攻、介護福祉専攻ともに高い就職率を維持する。また、資格取得のみならず、専門職としての質の向上を図るため、卒業認定及び学位授与の手続きは、学位授与学則及び学位授与規定に基づき、引き続き厳正に実施する。

＜2＞看護学科

引き続き模擬試験の受験の指導や国家試験補講の充実、成績不良者に対する個別指導を強化し、学科最終年度の学生の全員卒業と国家試験合格率100%を目指す。

また、就職については、引き続きキャリア支援員を中心にチューターが窓口となって支援し、就職希望者の高い就職率を維持する。

＜3＞歯科衛生学科

歯科衛生学科では歯科衛生士国家試験合格率は3年制移行後 100%を継続しており、これまでの国家試験対策は十分に機能しているといえる。今後もこの合格率を維持するため、引き続き教育内容の充実及び方法の適正化を図るとともに、学生のニーズに対応した学習指導を行う。また、今後も履修において支援が必要な学生に対しては、学科で情報を共有し、学生室と連携して個別支援及び指導を行う。

＜4＞社会福祉学科

今後もチューター、学生委員、キャリア支援委員などを中心に、きめの細かい指導を行い、高い就職率を維持する。学生数に対して教員数が多いという本学の特長の一つでもある「少人数教育」の利点を活かし、教員と学生との日頃からの活発なコミュニケーションによって学生の成長を支援し、今後より一層教育成果が上がる教育となるよう教育課程や教育内容・方法の改善に努める。

②改善すべき事項

＜1＞短期大学全体

今後も看護師国家試験、歯科衛生士国家試験において、高い国家試験合格率を維持することや、卒業後に実務経験を積み、社会福祉士国家試験に合格するためには、学生が自ら学習する姿勢と習慣を身につけ、学習意欲を維持するための心身の自己管理能力の育成が課題である。入学後、授業前ガイダンスで早期に自己管理についての教育を全員に実施するとともに、個々の学生の状況に合わせて、チューターや各教職員が継続して学生の自己管理能力を育成するための個別指導を行う。また、資格取得のためには多くの実習時間や記録物の提出等が必要となるが、学生によっては同じ時間数の実習を他の学生より負担に感じたり、他の学生より記録物の作成に時間がかかったりする場合がある。それらの学生に対しては、学生の自己管理能力の向上を図りながら、個別に必要な支援を実施する。

＜2＞看護学科

看護師国家試験合格率 100%を目指し、高い就職率を維持するためには、教務委員、学生委員、キャリア支援委員、国家試験委員、チューター、実習担当教員の連携をより強化して学生指導および支援を実施する。また、学外実習指導等により学科会議に出席できない現状を改善し、学科会議に全員が出席できる体制を確立する。

＜3＞歯科衛生学科

卒業生アンケートの結果をもとに、学科教員、学生室、健康支援センター分所、保健室が連携し、学生全体及び個々の学生のニーズを踏まえた、「自己管理（健康）」につい

ての教育」の充実を図る。

＜4＞社会福祉学科

社会福祉学科における社会福祉士国家試験受験については、現在実施している対策講座への受講者数を増加させる取り組みとして、対策講座開催の情報が卒業生に等しく行き渡るよう、広報活動を強化する。また、講座の開催日や講座内容についても再検討の時期にきていると思われる。受験勉強に対する意識づけの意味では、現在毎年秋に開催している社会福祉士国家試験対策講座をもう少し前倒しして、できるだけ早期に受験に対する意識を高める必要があると考えるが、適切な開催時期および内容の検討を行うため、卒業生に対するニーズ調査を実施する。また、不合格者に対する再受験の意欲向上や、合格のための具体的な方策についても調査結果をもとに検討する。

4. 根拠資料

- 4-4-1 平成 27 年度学生便覧（既出 資料 1-3）
- 4-4-2 平成 27 年度履修要項（既出 資料 1-5）
- 4-4-3 本学ウェブサイト 「学則」（既出 資料 1-2）
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/regulations/upimg/20150417164431395785846.pdf>)
- 4-4-4 看護師、歯科衛生士国家試験及び資格取得状況 (CD-R)
- 4-4-5 本学ウェブサイト「就職内定率」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/career/syuusyoku100/index.html>)
- 4-4-6 進路のしおり
- 4-4-7 本学ウェブサイト 「社会福祉士国家試験対策講座」
(http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/for_worker/004-1/index.html)
- 4-4-8 社会福祉士カリキュラム及び国家試験受験者の状況 (CD-R)
- 4-4-9 静岡県立大学短期大学部教授会規定（既出 資料 3-22） (CD-R)
- 4-4-10 静岡県立大学短期大学部 FD 委員会細則（既出 資料 3-11 (CD-R)）
- 4-4-11 本学ウェブサイト「平成 26 年度 FD 活動報告書」（既出 資料 3-12）
(http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/inspection_assessmen/upimg/201512041655221660125489.pdf)
- 4-4-12 短期大学部に関するアンケート結果報告書～平成 26 年度卒業生～（既出 資料 2-9） (CD-R)
- 4-4-13 9 月定例教授会議事録 (CD-R)
- 4-4-14 静岡県立大学短期大学部学位規程 (CD-R)

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈1〉短期大学全体

各学科は、それぞれの教育目的及び教育目標に沿って「求める学生像」を定めており、それに相応しい学生を受け入れることを入学者の受け入れ方針としている。受け入れ方針は各学科とも、豊かな教養と人間性を持った個の育成をめざす教養教育を基に、保健・医療・福祉職としての倫理観を涵養するにふさわしい人間性と、看護師、歯科衛生士、保育士、社会福祉士（国家試験受験資格）、介護福祉士の資格取得に必要な専門教育を学ぶに十分な基礎学力の両者を素地として有している学生の獲得をめざしたものになっている。また、「求める学生像」に相応しい学生を得るために、入学者選抜においては当該分野で学ぼうとする意欲と、学ぶ前提となる高等学校卒業程度の基礎学力を有していることを受け入れ方針として重視している。

「求める学生像」は学生募集要項（資料5-1）、ウェブサイト、入試説明会資料（資料5-2）等に明記し広く外部に明示している。

障害等により修学上、特別な配慮を希望する入学志願者に関しては、出願に先立ち、本学の学生室において事前に協議する機会を設けている。特別選抜入試に社会人入学の枠を設け（資料5-3）、多様な学生の受け入れ方針を策定している。

〈2〉看護学科（募集停止）

看護学科では、「知識」と「専門技術」だけでなく「豊かな人間性」をも備えた「専門職者としての看護師」を育成することを目指している。そして、アドミッション・ポリシー（資料5-4）として以下を掲げている。

- ・誠実で思いやりのある人
- ・他者の尊厳と権利を重んじることができる人
- ・協調性をもって行動できる人
- ・看護・保健医療と福祉のために貢献したいと考えている人
- ・必要な学力を有し、学習意欲の高い人

〈3〉歯科衛生学科

歯科衛生学科では、「高度化する歯科保健医療に対応した専門的知識と技術を有し、他職種と協働して、歯科衛生の方法を用いて人々の生涯にわたる健康づくりに貢献できる人間性豊かな歯科衛生士を養成する」を教育目的としている。その教育目的を実現するために、教育目標を定めるとともに、「歯科衛生学科の求める学生像」として、アドミッションポリシー（資料5-5）として以下を掲げている。

- ・健康に関心を持ち、歯科医師等とともに歯科医療を担う歯科衛生士をめざす人
- ・基礎的な知識・能力を有して、自ら考えて学ぼうとする人
- ・人間としての成長をめざす人

〈4〉社会福祉学科

社会福祉学科では、「多様化する福祉ニーズに対応した専門的知識と技術を有し、福祉サービスを必要とする人々の自立と自己実現を支援できる感性豊かな社会福祉専門職を養成する」ことを教育目的としている。

また教育目標は、「多様化・高度化する福祉・保育・介護ニーズに対応することができる幅広い専門的知識と技術をもつ人材を育成すること」である。特に、社会福祉専攻では「相談援助のできる保育士と、高度な社会福祉専門的知識と技術を兼ね備えた社会福祉士を育成すること」を、介護福祉専攻では「高齢者や心身に障害を抱える人々が自立した生活ができるように、日常生活を援助し必要な助言を行う、広い視野と応用力を備えた介護福祉士を養成すること」をそれぞれ目標にしている。社会福祉学科のアドミッション・ポリシー（資料5-6）として以下を掲げている。

- ・社会福祉士、保育士、介護福祉士等の資格を目指す人
- ・社会的な常識や礼儀をわきま、他人への思いやりを持てる人
- ・福祉の仕事の理念と実践に関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲を持つ人

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

〈1〉短期大学全体

本学の入学者選抜試験は、本学において小論文試験と面接試験を実施する推薦入学、社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜と大学入試センター試験を利用する一般選抜とがある。それらのいずれについても以下に記す、各委員会と入学者選抜実施本部が統括し、公正かつ適切に実施している。

入学者選抜の適正なあり方を審議し、その厳正な執行を図るため、静岡県立大学短期大学部運営委員会（資料5-7）、入学者選抜実施委員会（資料5-8）及び入学者選抜実施本部（資料5-9）を置くことが、入学者選抜監理規程（資料5-10）によって定められている。

運営委員会は、入学者選抜に関する制度などの重要な事項を、入学者選抜実施委員会は日程及び実施方法を定めた年間計画などの具体的事項を所掌し、入学者選抜実施本部は入学者選抜を統括実施している。そして、選抜結果は教授会（資料5-11）の審議を経て学長により決定される。また、入学願書等の受付事務は学生室が担当している。

本学の学生募集の周知は、①本校にて催す入試説明会、オープンキャンパスによる周知、②本学以外の会場に本学教員が出向いて行なう周知、③インターネット上での周知によって実施されている。

一般選抜における集計及び合否決定は、公正性と公平性をもって適切に行われている。一般選抜では、大学入試センター試験結果の点数から基礎学力を客観的に評価している。入学辞退があった場合には、あらかじめ定められた日程及び手順に従って入学者選抜実施委員会が選抜試験総得点の高得点順に補充合格を行い、学長に報告して了承を得ている。

推薦入学をはじめとする特別選抜でも、一般選抜と同様に、公正性と公平性をもって適切に行われている。推薦入学では、高等学校から提出される調査書評定平均点により基礎学力を評価しており、出願要件として、歯科衛生学科は評定平均点が4.0以上、社会福祉学科社会福祉専攻は3.8以上、社会福祉学科介護福祉専攻は3.8程度を目安としている。学習意欲や適性等は、高等学校長による推薦と、面接における各学科専攻の評価基準に基づき評価している。小論文試験で文章の読解力、思考能力、表現力等を試し、合わせて高等学校から提出された書類審査点を加えて総合評価することにより入学者を選抜している。

社会人特別選抜ならびに私費外国人留学生特別選抜では、小論文試験によって読解力、思考能力、表現力等をみて、面接で学習意欲や適性等を評価している。

選抜試験結果は、一般選抜では本学掲示板とウェブサイトに掲載するとともに、合格した受験生に郵便にて通知している。推薦入学では高等学校長経由で志願者本人に通知している。また、社会人特別選抜及び私費外国人留学生特別選抜では合否ともに本人に結果を郵送している。

各入学試験の募集人員、試験科目の配点等の入学者選抜に関わる基準は、入学者選抜要領(資料5-2 P12)及び学生募集要項に明確に記載し公表している。

また、入学試験に関する情報公開については、入学者選抜情報公開方針(資料5-12)により、自ら広く公開する情報、希望に基づき提供する情報、本人の申出に基づき開示する情報、非公開とする情報が定められている。

〈2〉看護学科

看護学科では、平成25年度入学生を最後に、募集を停止している。平成25年度までは、看護学科学生の受け入れ方針(資料5-4)を示し、またそれに従って学生募集、入学者選抜を上記の方法で公正、適切に行っていた。入学者選抜基準の公表及び受験生への説明責任は、前述の資料5-1、5-2で果たされている。

〈3〉歯科衛生学科

歯科衛生学科では、歯科衛生学科学生の受け入れ方針(資料5-5)を示し、またそれ

に従った学生募集、入学者選抜を上記の方法で公正、適切に行っている。入学者選抜基準の公表及び受験生への説明責任は、前述の資料 5-1、5-2 で果たされている。

〈4〉社会福祉学科

社会福祉学科では、両専攻とも同様な学生の受け入れ方針（資料 5-6）を提示し、またそれに従った学生募集、入学者選抜を上記の方法で公正、適切に行っている。入学者選抜基準の公表及び受験生への説明責任は、前述の資料 5-1、5-2 で果たされている。

(3) 適切な定員を確保し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉短期大学全体

本学の入試制度は、一般選抜と特別選抜である推薦入学、社会人特別選抜及び私費外国人留学生特別選抜（社会福祉学科のみ）であるが、合格者数が入学者数とほぼ一致するのは推薦入学のみであり、他は合格しても入学の手続きに至らない、あるいは最終的に入学辞退となる事例が存在する。

時期的に最後に実施される一般選抜の倍率が比較的高いことによって、それ以前に行なわれる社会人特別選抜、私費外国人留学生特別選抜の合格者数の減少があった場合でも、学生の収容定員を最終的に充足させることができるという長所がある。ちなみに実際の本学の定員と在籍学生数の比率は 1.05 であり、その比率は適性である。

しかしながら、全体として志願者数は中長期的には漸減しており、倍率が高いといっても、近年は一般選抜では合格者の入学辞退が多くなっている傾向にあり、毎年入学定員を過不足なくおさめるために、一般選抜合格者数の見極めに心血を注いでいる。さらに、数年来社会福祉学科において入学志願者数が減少し、特に介護福祉専攻ではその傾向が顕著であり、近い将来の入学定員確保が危惧されている。

平成 27 年度に社会福祉学科社会福祉専攻の推薦入学の選抜募集人員を 20 名程度（入学定員の約 40%）から 25 名程度（入学定員の約 50 %）に変更した。社会福祉学科介護福祉専攻の募集人員も 25 名程度（入学定員の約 50 %）であり、平成 25 年度より県外高校からも推薦入学に出願ができるように変更された。これは、全国的な介護福祉士養成校への志願者数の減少に対応するため、広く全国から志願者を募集しようとする試みであった。また、看護学科は静岡県立大学看護学部との統合のため、平成 25 年度入学生を最後に募集停止となっている。

〈2〉看護学科

看護学科の入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率は、一般選抜においては、各年度の歩留率を参考に考慮されていた。推薦入学等特別選抜においては、合格者数が入学者数とほぼ一致していた。かつては、募集人数に対して過剰

に多かったり少なかったりすることは少なく安定していたが、近年は多少の読み違いが発生した年も存在した。(資料 5-13)

〈3〉 歯科衛生学科

歯科衛生学科の入学定員に対する入学者数の比率と、収容定員に対する在籍学生数の比率は、適切にコントロールされている。推薦入学等、特別選抜においては、合格者数が入学者数とほぼ一致している。一般選抜においては、各年度の歩留率を参考に、毎年度合格者を決定しているのであるが、近年は年度による変動が大きいきらいがあり、対応に苦慮している。(資料 5-13)

〈4〉 社会福祉学科

社会福祉学科の推薦入学等の特別選抜においては、合格者数が入学者数とほぼ一致している。また、入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率は、毎年度、ほぼ一定で安定している。しかしながら、安定しているのは社会福祉学科全体としてであり、専攻別で見ると、例年社会福祉専攻でやや過剰気味であり、介護福祉専攻では定員割れの年もあり、今後の定員充足が危惧されている。(資料 5-13)

(4) 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集と入学者選抜を公正かつ適切に実施しているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉 短期大学全体

本学の入学者選抜試験実施体制を公正で透明性の高いものに行っている長所の第一は、入試実施に関わる年間業務を三つの委員会（「短期大学部運営委員会（入学者選抜に関する制度などの重要な事項を所掌）」、「入学者選抜実施委員会（年間計画、日程及び実施方法などの具体的事項を所掌）」、「実施本部（入学者選抜実施当日の統括実施を所掌）」で遺漏なきよう分担し、ルーチン化していることである。短期大学部運営委員会と入学者選抜実施委員会では月に一度会議を設け、二つの委員会は互いに密に連携を取っている。これによって作業を均質化し、年度によるばらつきを排除し公正な選抜の実施ができています。

また、長所の第二は、①選抜の本体である面接や小論文の採点に多数の教員が関わる。②得点集計やコンピュータへの入力など、人が関わらざるを得ない業務には必ず担当者とは別の複数の教員によるチェックを行う、③総合得点集計や並び替えにコンピュータを導入している、④コンピュータの出した結果をさらに教員がチェックする、⑤採点集計と合否判定に関連する作業を通じて学生の氏名は一切用いられず、受験番号によってデータが処理される、などによって過誤の発生と不正の入り込む余地を極力排除している点である。また、入学辞退者への対処手順もルール化してあることにより、公正性が保たれている。

さらに、長所の第三は、平成19年度入試から導入された「入試問題部会による、作問委員会によって作成された選抜試験問題の妥当性や適切性の検討」にみられるような、状況の変化に伴う入学者選抜体制の可変性が確保されていることである。これは、学生部長が短期大学部運営委員会委員と入学者選抜実施委員会委員長を兼務していることがよい結果を生んでいる。すなわち、入学者選抜の実務中に見出された公正性に負の影響を与える可能性のある問題点を、直ちに短期大学部運営委員会で検討することが可能で、選抜実施体制の変更をも含んだ対応システムが確立している点である。さらに、本学には教養教育の重視という伝統があり、一般教養科目専任の教員が在籍しているため、高校の教育内容に配慮した選抜試験問題の検討などに学内教員で対応できる。このため、選抜試験問題に対する公正性と適切性の追求ができ、さらに選抜試験問題のクオリティの向上をはかることができるという利点が生かされている。

〈2〉看護学科

入学者選抜実施委員会及び看護学科では、当該年度の入学者選抜試験実施上の反省点を踏まえて問題点を把握し、次年度以降の改善に努めるとともに、入学者選抜の結果を検証してきた。その結果、選抜制度の改善が提案された場合は短期大学部運営委員会で検討を行い、教授会の審議を経た後、その結果を次年度以降の入学者選抜に反映させてきた。

〈3〉歯科衛生学科

入学者選抜実施委員会及び歯科衛生学科では、当該年度の入学者選抜試験実施上の反省点を踏まえて問題点を把握し、次年度以降の改善に努めるとともに、入学者選抜の結果を検証している。その結果、選抜制度の改善が提案された場合は短期大学部運営委員会で検討を行い、教授会の審議を経た後、その結果を次年度以降の入学者選抜に反映させている。

〈4〉社会福祉学科

入学者選抜実施委員会及び社会福祉学科では、当該年度の入学者選抜試験実施上の反省点を踏まえて問題点を把握し、次年度以降の改善に努めるとともに、入学者選抜の結果を検証している。その結果、選抜制度の改善が提案された場合は短期大学部運営委員会で検討を行い、教授会の審議を経た後、その結果を次年度以降の入学者選抜に反映させている。

2. 点検・評価

●基準5の充足状況

一般選抜においては、大学入試センター試験受験者を対象とし、必修科目として国語と外国語（英語）、選択科目として看護学科と歯科衛生学科では数学、理科から、社会福祉学科では数学、理科、地理歴史及び公民から一科目を選択する計3科目の合計点により選抜を行なっている。また、選択科目に関しては、受験した選択範囲の科目の中でもっとも高得点の科目を採用しており、本学独自による個別試験は行なっていない。志願者倍率は本学全体で3.6倍程度となっている。しかしながら全国的な傾向と同様、本学においても介護福祉専攻の志望者数は減少しつつあり、本学全体としての実質倍率（合格者/受験者）は1.4倍弱である。

大学入試センター試験利用の長所は、本学の入学生に求めるところの第一である、高等学校卒業程度の学力の基本的な部分を評価できる、という点である。また、選択科目の範囲を広げることにより、いわゆる文系、理系双方の学生の受験を可能にしている。個別試験を実施しないことにより、全国から（遠方から）も比較的多数の受験生を集めることができている。

しかしながら、保健医療福祉系専門職者の養成を最大の目的としている本学において、学力とともに入学生に求める重要な要素である「保健医療福祉系専門職者に相応しいやさしさや共感力や協調性などの人間性」を、一般選抜では内申書でしか類推することができないことは、センター利用入学試験の短所である。

推薦入学選抜においては、県内（介護福祉専攻は県内外）高等学校より、高等学校卒業程度の基礎学力を有し、本学各学科専攻に適性のある志望者の推薦を受けており、1校から推薦できる人数は、学科または専攻ごとに3名（歯科衛生学科は2名）となっている。自宅から通学できる学校として本学への入学を強く希望する近隣地域の受験生が多く推薦されてくるという点は、公立である本校の推薦入学選抜の長所といえる。しかし、問題点としては志願者が全体として漸減傾向にあり、平成27年度選抜試験においては、社会福祉学科、特に介護福祉専攻の志願者が減少し、全体の志願者倍率は1.3倍であった。

社会人特別選抜においては、小論文と面接による選抜が行われ、学科目試験は課していない。社会人にとっては受験が容易であると考えられるが、志願者は減少している。

一方、平成27年度入学試験から、高等学校新課程を経た受験生が入学することになるため、今後、理系一般教養科目や専門科目教育にどのような影響があるか注視している。

以上のことから、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

歯科衛生学科において、卒業生の過去5年間の歯科衛生士国家試験受験資格取得状況

及び歯科衛生士国家試験合格率は、22年度が卒業者40名中40名（100%）、23年度が卒業者40名中40名（100%）、24年度が39名中39名（100%）、25年度が卒業者40名中40名（100%）、26年度が42名中42名（100%）であることから、アドミッション・ポリシーの「健康に関心を持ち、歯科医師等とともに歯科医療を担う歯科衛生士をめざす人」に合致した学生の受け入れが実現していると考え。また、過去5年間の卒業生全員が新卒で歯科衛生士国家試験に合格していることから、アドミッション・ポリシーの「基礎的な知識・能力を有していて、自ら考えて学ぼうとする人」にも合致した学生の受け入れが実現していると考え。さらに、卒業生の就職・進学状況からは、卒業生がアドミッション・ポリシーの「人間としての成長をめざす人」として、卒業後も人間としての成長をめざす姿勢を有していると考え。

社会福祉学科において、卒業生の過去3年間の資格取得状況は、保育士では、24年度が卒業者56名中41名（73.2%）、25年度が卒業者61名中48名（78.7%）、26年度が卒業者50名中44名（88.8%）となっている。同じく介護福祉士では、24年度が卒業者39名中39名（100%）、25年度が卒業者34名中34名（100%）、26年度が卒業者66名中66名（100%）となっている。いずれも高い取得率となっており、アドミッション・ポリシーの「社会福祉士、保育士、介護福祉士等の資格を目指す人」に合致した学生の受け入れが実現していると考え。また、進路先は、四年制大学への編入学が1～2割程度、一般企業等への就職が若干名で、それ以外の学生は福祉関連の職業に就職している。また、四年制大学への編入学もそのほとんどが福祉関係の大学へと編入学している。これは、アドミッション・ポリシーの「福祉の仕事の理念と実践に関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲を持つ人」に合致した学生の受け入れが実現していることのあらわれと考える。アドミッション・ポリシーの「社会的な常識や礼儀をわきまえ、他人への思いやりを持てる人」については、数値として表れない部分であるが、実習先からの評価から特に問題となる学生についての指摘はほとんど無く、この点でも達成できているものと考えられる。

②改善すべき事項

入学志願者の減少に対応するべく、より効果的な学生募集方法と入学者選抜の実施のために、入試広報の充実を推進していきたいと考える。

また、これまで行なわれてきた一般選抜における合格者数の見極めの際に用いられる、過年度の歩留率など、入学者選抜実施委員会での資料の再検討が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

各学科では、それぞれの教育目的及び教育目標に沿って定めた学生の受け入れ方針によって、保健・医療・福祉職の専門家を育成し、卒業生の資格取得状況や定期的な

内部点検によって検証されている。これらは効果を上げていると考えているため、なお一層の発展のために定期的に検証を行っていく必要がある。

②改善すべき事項

より効果的な学生募集と入学者選抜の実施のために、入試広報の充実を推進していきたいと考える。また、入学者選抜の実際においても、より精度を高めた入試制度とするべく、入学者選抜に係わる諸委員会、運営委員会における検討を実施したい。

4. 根拠資料

- 5-1 平成 27 年度一般選抜学生募集要項（既出 資料 4-1-6）
- 5-2 入試説明会資料（平成 27 年度入試）
- 5-3 平成 27 年度社会人特別選抜学生募集要項（既出 資料 4-1-7）
- 5-4 本学ウェブサイト「看護学科 アドミSSION・ポリシー」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/faculties/nursing/003/index.html>)
- 5-5 本学ウェブサイト「歯科衛生学科 アドミSSION・ポリシー」
(http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/faculties/dental_health/003/index.html)
- 5-6 本学ウェブサイト「社会福祉学科 アドミSSION・ポリシー」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/faculties/syafuku3/policy/index.html>)
- 5-7 静岡県立大学短期大学部運営委員会細則（既出 資料 1-17）（CD-R）
- 5-8 静岡県立大学短期大学部入学者選抜実施委員会規程（CD-R）
- 5-9 静岡県立大学短期大学部入学者選抜実施本部規程（CD-R）
- 5-10 静岡県立大学短期大学部入学者選抜監理規程（CD-R）
- 5-11 静岡県立大学短期大学部教授会規程（既出 資料 3-22）（CD-R）
- 5-12 静岡県立大学短期大学部入学者選抜情報公開方針（CD-R）
- 5-13 本学ウェブサイト「過去の入試実施結果」
(http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/admissions/execution_result/index.html)

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるように学生支援に関する方針を明確に定めているか。

本学では、「静岡県公立大学法人第2期中期目標」（資料6-1）教育研究等の質の向上に関する目標」の「1 教育（3）学生への支援」において、学習・生活支援として「学生が十分な自主的学習を行い、健康で充実した学生生活を享受できるようにするため、学習環境の整備や学習・生活支援体制の充実に努める」、進路支援として「全ての学生が希望する進路へ進むことができるようにするため、学生の就職・進学活動を支援する」、社会活動支援として「豊かな人間性と社会性を育むため、学生の自主的な社会活動を奨励し、支援する」との方針を明確に定めている。

(2) 学生の修学支援を適切に行っているか。

平成20年度より、従来の学科・専攻の対応に加え、全学的にチューター制度（資料6-2）を導入し、学生からの休・退学を含むあらゆる相談や修学支援に対応している。

留年者及び休・退学者についての状況把握とその対応は、主に学科・専攻におけるチューターや指導教員などと学生室職員とによって行われ、学生委員会（資料6-3）で経緯を報告し、教職員間でも情報を共有している。チューター等は、留年や復学した学生に対しては、履修内容や履修登録の確認など修学上の支援を行い、また、退学希望者に対しては、まず本人及び保護者とも十分な面談を行い、本人の希望を最優先に考慮した支援を行っている。

補習は、実習も含めて全学科で実施している。

また、資格取得に必修である看護師や歯科衛生士国家試験受験については、各学科に国家試験対策委員において国家試験に対する学生の支援を行っている。

本学の校舎内には、障害者用トイレ、エレベーター、玄関スロープを完備するなどバリアフリー化がなされている。障害等でサポートが必要な学生は、現在は在籍していないが、過去に車いす利用の学生が入学し支援した実績がある。

さらに、経済的支援として本学には「授業料免除の制度」（資料6-4）があり、「経済的困窮世帯の子弟に対する授業料免除」と「災害被害世帯の子弟に対する授業料減額」を行なっている。平成26年度における授業料免除は、前期・後期全額減免20人、半額減免4人、後期全額減免1人、半額減免1人であった。また、各種奨学金（資料6-5 P16）については、平成26年度において全学生の累計で43.2%の学生が利用している。

(3) 学生の生活支援を適切に行っているか。

学生の身体面での健康支援として、主として健康支援センター分所において①新学期

当初の健康診断（歯科検診を含む）、②健康支援センター分所看護師（嘱託員）による新学期オリエンテーション時の生活全般に関する保健指導、③随時身体に関する各種相談を実施し、④学内発生の怪我や体調不良に対する応急処置と症状に応じて医療機関への紹介や受診の手配及び搬送、⑤学生に関する情報収集と交換のためのスタッフミーティングを行っている。

健康診断の項目は学校教育法に定められた項目の他に、血圧測定、血液（貧血）検査、HBs 抗体抗原検査、ツベルクリン反応及び小児期感染症（麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・百日咳）抗体価検査を実施し、学生の安全衛生へ配慮している。

学生の心の健康支援としては、非常勤カウンセラー（臨床心理士）による学生相談室（資料 6-6）を設置している。学生の相談希望者の増加に応じて、平成 22 年度以降はカウンセラーを 3 名に増員させ、平成 27 年度からはカウンセリング個室を増加し対応している。

本学では、ハラスメント防止・対策のために規程と組織を整備している。規程としては、「静岡県公立大学法人ハラスメントの防止等に関する規程」（資料 6-7）に基づき、「静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」（資料 6-8）を整備している。組織としては、平成 23 年度から本学を含む静岡県公立大学法人全体として「ハラスメント防止・対策委員会」を発足させ、体制を強化し取り組んでいる。

また、ハラスメントに関する相談に応じるために、ハラスメント相談窓口を設置しており、相談員に関する規則は、「静岡県立大学ハラスメントの相談に関する規程」（資料 6-9）に定めてある。なお、委員会の構成員や相談員のジェンダーバランスにも配慮を行っている。

また、短期大学部独自としてもハラスメント防止委員会（資料 6-10）を組織し、対策・相談体制の周知、防止ならびに適切な措置に努めている。具体的な周知方法としては、本学ウェブサイトがあり、学生に対しては、年度初めのオリエンテーション時にハラスメント対策に関するガイダンスを行い、毎年度ハラスメント防止研修会（資料 6-11）を開催し、学生便覧及びポスターによって相談体制等の周知にも努めている。一方、教職員への啓発・研修活動としてはハラスメント防止研修会を、毎年度行っている。なお、平成 26 年度から非常勤講師あてのハラスメント防止依頼を、また、実習施設長あての依頼は、平成 25 年度後期より毎年度行っている。

(4) 学生の進路支援を適切に行っているか。

本学の進路選択支援は、主にキャリア支援委員会、キャリア支援センター分所、キャリア支援分室という三つの部署と各学科のチューターや委員等の連携・協力のもとで実施されている。

キャリア支援センター分所は、就職活動と進学活動の支援、卒業生の支援、学生の相談に対する対応を行っている。

進路選択支援の核となる事業は就職・進路ガイダンスによる合同就職説明会を、社会福祉学科では就職・進学説明会や県福祉人材センターによるガイダンス、就職・進学内定者と1年生との意見交換会等を行っている。

全学生を対象とした支援事業としては、平成26年度を例とすれば、8月にマナー講座の一環としてフレッシュ・メイクアップ講座を、12月には進学を希望する1、2年生向けの進学ガイダンスを実施している。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

静岡県公立大学法人第2期中期目標の第2「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」に定められた「学習・生活支援」「進路支援」「社会活動支援」の3つの支援方針に基づき、学習環境や健康増進支援、就職支援などの取り組みを推進しており、就職内定率については、最近3年間はほぼ100%を継続しており、国家試験合格率についても高い水準を維持している。さらに中期計画等の自己評価は、中期・年度計画推進委員会で実施しており、静岡県公立大学法人評価委員会による評価も受けている。

以上のことから基準6については、おおむね充足できていると考える。

①効果が上がっている事項

学生の修学支援として、従来の学科・専攻の対応に加え、チューターを中心とした身近な教員や学生委員などが協同し、柔軟に対応している。

経済的支援については、希望者に希望額がおおむね貸与されており、制度的支援が行われている。本学の「授業料減免の制度」利用者は、平成26年度においては、全学生数の4.7%程度であり、申請者全員が減免となっている。

心身の健康の保持・増進について、学生や教職員の利便性を考慮し、カウンセラー数、開催日数、枠などを増加し、カウンセリング個室の増加など環境改善・整備を行っている。また、定期健康診断受診率は、学生への健康づくりの啓発活動等の結果から極めて高く、平成26年度においても98.9%であった。

進路支援においては、アンケート結果からも就職希望者ならびに進学希望者の大多数は、希望職種への就職や希望学部へ進学していると考えられ、本学学生は「自分に合った進路を適切に選択」しているものと推測される。

②改善すべき事項

学生からの意見集約について、日々の学生生活改善については目安箱に投函された意見や要望に迅速に応える形で行なわれており、学生生活の快適さの向上に繋がっていると思われる。しかしながら、卒業時における学生生活満足度調査は行われているが、定期的な日々の学生生活満足度調査及びそれに関するデータの蓄積がないことが改善点であると考ええる。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

チューター制度については、修学支援はもちろんのこと、キャリア支援委員等を含めて、就職・進路相談に応じ、面接や小論文指導をさらに推進していく。

現在、進路支援において、保育士・幼稚園教諭免許状の両方を有することができない本学の保育士希望者は、平成 27 年度から採用試験受験資格を変更した静岡市などは受験ができなくなってしまうが、平成 28 年度のこども学科の設置が認可されたことにより、今後の進路の選択肢が広げられることが期待される。また、本学に入学後に自分の進路選択を悩むことがないよう、入学希望者には入学生募集の広報段階から保健医療福祉系の仕事の意義や、やりがいについて知らせるだけでなく、短期大学で学ぶことの楽しさや資格取得の実際についても、今まで以上に周知していくことを検討している。

また、定期健康診断の全員受診を目指すために、入学時のガイダンスを継続して行い、健康支援センター分所スタッフ及びカウンセラーと教員による合同スタッフミーティングの開催を行う。

②改善すべき事項

学生からの日々の意見集約について、定期的な学生生活満足度アンケートの実施を検討していきたい。またそれによる、学生生活満足度に関するデータの蓄積を行っていきたい。

4. 根拠資料

6-1 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期目標（第2期：2013-2018）」

（既出 資料 1-8）(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/001/upimg/201307011503022021062221.pdf)

6-2 チューター制度（既出 資料 4-3-9）(CD-R)

6-3 静岡県立大学短期大学部学生委員会規程 (CD-R)

6-4 授業料減免のしおり (CD-R)

6-5 平成 27 年度学生便覧（既出 資料 1-3）

6-6 平成 27 年度学生相談ご案内 (CD-R)

6-7 静岡県立大学法人ハラスメントの防止及び対策に関する規程 (CD-R)

6-8 静岡県立大学ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン (CD-R)

6-9 静岡県立大学ハラスメントの相談に関する規程 (CD-R)

6-10 静岡県立大学短期大学部ハラスメント防止委員会細則 (CD-R)

6-11 ハラスメント防止研修会 (CD-R)

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学は、「静岡県公立大学法人第2期中期目標（平成25～30年度）」（資料7-1）において、教育環境の整備の方針を「教育活動を効果的に行うため、施設・設備、図書、資料等の教育環境について、全学的な視点から計画的な整備に努める。」としている。また、研究環境の整備については、「全学的な視点から施設・設備の有効活用を図るとともに、必要な研究環境の整備に努める。」と定めている。

この方針に基づき、「静岡県公立大学法人第2期中期計画」（資料7-2）において設定している教育環境の整備は、次のとおりである。

- ・施設・設備の現状を把握し、ファシリティマネジメントの視点に立って、老朽施設・設備の計画的な改修を進めるとともに、効率的・効果的な利用を図る。
- ・全学的な教育方針に沿った施設設備や電子資料を含む図書館資料の整備充実を努め、各種のメディアの積極的な利用の促進を図る。
- ・情報システムの円滑な利用や情報リテラシー教育支援のため、全学共用実習室及び各学部実習室のパソコン等の更新を、利用目的、利用者の規模等の利用環境を考慮して計画的に進める。
- ・情報ネットワークについては、データ通信料の増加、セキュリティの向上及び利用形態の多様化に対応するため、最新の技術動向を踏まえ、学内基盤ネットワークの更新などの改善を図る。

また、研究環境の整備については次のとおりである。

- ・電子資料やデータベースの整備充実を図るとともに、学術・情報資源のネットワーク化及びアーカイブ化を推進する。
- ・老朽化した共同利用研究機器の計画的な更新を進める。
- ・臨床研究や動物実験を実施するための国際水準を踏まえた研究体制の充実を図る。

さらに、教員研究費については、「静岡県公立大学法人第2期中期計画」、「研究活動の改善」に次のように述べられている。

- ・学内の研究費の配分は、重点研究分野、若手研究者育成、学部横断プロジェクト等を考慮し、外部評価制度を活用した重点的・選択的な配分とする。

一方、平成28年度にはこども学科が新設されるため、必要な改修を計画的に行っていく。

(2) 十分な校地・校舎及び施設・設備を整備しているか。

本学の校地は芝生グラウンド、テニスコート等で構成され、周辺は木々で囲まれた緑豊かな校地を有しており、グラウンドなどは県民のため開放されている。校舎については、事務・図書館棟、教育棟、新看護学部棟、体育館及びクラブ棟が配置されている。

校舎・施設・設備については、平成 27 年 4 月より新看護学部棟の供用が開始されているが、その他の施設は開校から 18 年が経過し、特に設備に関しては老朽化・陳腐化が顕著になってきている。そのため、各施設の劣化度や故障による大学運営や人的被害への影響などを総合的に勘案し、優先順位を付け、大規模修繕計画（資料 7-3）を平成 25 年度に作成し、平成 26 年度から教育研究に支障のないよう更新整備を進めているところである。

また、平成 26 年度には地震対策事業として、情報伝達のための電子掲示板を校内 2 か所に設置し、学生の利用が多い食堂や講義室等にガラス飛散防止フィルムを設置するなど安全対策のための整備を行った。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

図書館は、静岡県立大学短期大学部附属図書館及び静岡県立大学附属図書館小鹿図書館として、主な教育研究分野である医療・保健・福祉関係とその関連分野の専門図書、学術雑誌を中心に、教育・学習に必要な資料をバランスよく収集するよう努めている。

図書館業務全般に電算システムを導入しており、本学図書館（資料 7-4）と谷田キャンパスの図書館資料は一括検索が可能で、どちらの図書資料も利用可能となっている。ちなみに、谷田キャンパスの図書の貸出や雑誌文献の複写は、直接オンラインで申し込むことが可能で、2、3 日中には申請者の手元に届くシステム（2 キャンパス便）が実現している。

データベースや電子ジャーナルは、本学図書館が契約しているタイトルのほか、谷田キャンパスが契約しているタイトルのほとんどが本学キャンパス内でも利用が可能で、図書館ウェブサイトを紹介して多くのコンテンツが利用できる環境が整備されている。

相互協力業務については、NACISIS-ILL システム、ILL 文献複写等料金相殺サービスを通して、依頼業務や複写料金等の授受業務が円滑に行われている。また、学内利用者からの申込みは、OPAC（蔵書検索）画面からオンラインで行えるため、パソコンやスマートフォンからの申込みが大多数である。

図書館事務長をはじめ図書館実務を担当するスタッフ（非常勤嘱託員 4 名）は全員司書有資格者で、資料の収集、分類・目録データの作成、ILL 業務、レファレンスサービス等の専門業務を適切に行える体制を整備している。

図書館の開館時間は、図書館利用規程（資料 7-5）により通常、平日は 9:00 から 20:45 まで、土曜日は、9:00 から 17:00 までとし、過密なカリキュラムを擁した学生や学外実習後に帰校する学生の利用の便を図っている。館内には蔵書検索性 PC やデータベース検索性 PC を設置しているほか、レポート作成等に利用可能なノート PC の貸出を行い、学生の学習を支援する環境を整備している。

キャンパス内の利用しやすい位置に設置された図書館は、明るく快適な学習環境が整備されており、開学当初から一般市民にも公開している（資料 7-6、7-7）。学外利用者

には有効期間 1 年の利用証を発行し、館内資料閲覧と複写サービスを可能にしている。図書の貸出サービスは、平成 23 年度から医学分野を除く一般図書限定で実施し、地域の教育文化の向上に役立てている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件を適切に整備しているか。

研究実施体制の整備については、「静岡県公立大学法人第 2 期中期目標」第 2 の 2—(2)で「目指すべき研究水準及び研究成果を達成するため、研究組織の弾力化を図るとともに、必要に応じ、国内外の研究機関等との人材の交流を推進する。また、産業界や国、自治体等との産学連携研究を積極的に推進する。」と定めている。

教育研究支援スタッフの人的配置については、専任のスタッフは配置されていないが、研究補助者が必要な場合は、各教員の研究費を活用して臨時職員を雇用して対応している。

教員の研究費は、職位に応じて配分される基礎的研究費である一般研究費（研究旅費を含む）と学部内の公募により配分される競争的研究費である教員特別研究推進費に区分される。平成 27 年度の一般研究費（研究旅費を含む）と配分基準等は、資料 7-8 のとおりである。

教員特別研究推進費は、(1)教員特別研究推進、(2)教員特別研究推進費（全学的な重点課題対応分）、(3)研究集会助成、(4)プロジェクト支援の 4 区分がある。

教員特別研究推進の募集区分は、

区分 1 教育推進（新任・若手研究者支援を含む）・大学改革・キャンパスライフの向上に寄与する研究

区分 2 地域の産業・文化・教育の振興に寄与する調査・研究及び学外機関等との共同研究

区分 3 本学の教員が計画する独創的かつ将来の発展が見込める先進的な単独又は学内・学外機関との共同研究（部局・分野横断的研究を含む。）

であり、研究テーマとしては、

1. 静岡県公立大学法人第 2 期中期計画の「2 研究に関する目標を達成するための措置」の「(1) 研究の水準及び成果」に記載する研究テーマ

2. 平成 27 年度年度計画の同項目に記載することを想定している研究テーマである。

また、教員特別研究推進費（全学的な重点課題対応分）の募集区分は、教員特別研究推進の区分 1 もしくは区分 2 と同様で、研究テーマは、静岡県公立大学法人第 2 期中期計画の前文に記載されている「全学的な重点課題」の達成に寄与する研究テーマとされている。一方、研究集会助成は、本学教員が中心となっていく全国的学会・シンポジウム等の研究集会開催に要する経費を助成するもので、プロジェクト支援は、文部科学省が所管する大型の補助事業等への申請にかかる経費を助成するものである。

応募教員は、教員特別研究推進計画書等を作成し、所属の学部長等に提出する。なお、いずれの教員特別研究推進計画の採択も学長が決定し、配分を行っている。

ちなみに、平成 27 年度の短期大学部の教員特別研究推進の採択件数は 32 件で、教員特別研究推進費（全学的な重点課題対応分）の採択件数は 5 件であった。

専任教員研究室は、教育棟の 4 階から 6 階に 62 室あり、教授、准教授、講師は 1 人 1 室、助教及び助手については 2 人で 1 室の個人研究室が配備されている。その他に自然科学研究室、形態病理研究室、恒温機械室、低温室等の研究施設が整備されている。

また、教員が、研究論文・研究成果を公表・発表する機会として、「静岡県立大学短期大学部研究紀要」を発行している。これは、附属図書館長、各学科教員等から構成される図書館・紀要委員会（資料 7-9）の審議を経て刊行される。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

倫理面で配慮が必要な研究に関しては、「静岡県立大学研究倫理規程（短期大学部も含む）」で必要な事項が定められており、審査申請が義務付けられている（資料 7-10）。なお、この規程は、人間を直接対象とした研究、教育及び実践についての、ヘルシンキ宣言の趣旨に沿って定められている（規程第 1 条、目的）。

審査申請は、学長あてに行い、学長がそれを静岡県立大学研究倫理審査委員会（短期大学部から委員一名）（資料 7-11）に諮問し、審査結果が学長に答申される。

直近 3 年間の短期大学部より申請・審査された研究倫理件数は、平成 24 年度：審査件数 12 件、承認件数 12 件、平成 25 年度：審査件数 10 件、承認件数 9 件、平成 26 年度：審査件数 11 件、承認件数 11 件であった。

2. 点検・評価

●基準 7 の充足状況

本学の教育研究等環境については「静岡県公立大学法人第 2 期中期目標」にその方針が明確に述べられており、これは内容において認証評価における「短期大学基準 7」を含んでいる。その方針に従って諸施設・制度が整備されており、教育研究に係る施設、研究支援制度、図書館等は短期大学としては十分整っていると思われる。中期計画等の自己評価は、中期・年度計画推進委員会を実施しており、静岡県公立大学法人評価委員会による評価も受けている。教員の研究倫理については、研究倫理規定を定めて研究倫理審査委員会を設置し、厳正に審査しており、研究倫理を遵守するための規定及び体制を整備している。よって基準 7 を満たしているといえる。

①効果が上がっている事項

施設・設備の老朽化対策については、平成 25 年度に大規模修繕計画を作成し、現状と緊急性を強く説明した結果、設置団体より平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間、県立大学と合わせて毎年 1 億 2 千万円の補助金を確保し、平成 26 年度には中央監

視設備の更新工事を行った。

また、地域貢献の一環として休日に学内での行事がないときに限り、地域住民に無料でテニスコートや体育館、グラウンドの貸出を行っており、平成 26 年度には合計 164 件、延 3,002 名の利用があった。

施設面において、歯科衛生学科は、平成 24 年度に従来のフィルム式エックス線装置をデジタルエックス線装置へと更新し設置した。これを用いた学内実習により、臨地実習施設の歯科医院の多くがデジタルエックス線装置を使用していることへの対応が可能となった。また、平成 23 年度より、LL 教室の語学支援システムを従来型カセット式からデジタル方式に変更した。これにより、デジタル教材の使用が可能になった。さらに、介護実習室は、平成 26 年度より開講した新規科目「医療的ケア」に必要な物品を整備し、それらの保管場所も確保できた。また、介護用電動ベッドの整備、モジュール型車いすへの更新、プロジェクター等の A V 機器が整備され、より効果的な授業展開が可能となった。

図書館業務システムは、平成 25 年 4 月の更新に際してクラウド化を行い、館内のサーバー負担を軽減した。谷田キャンパス、小鹿キャンパス共通の図書館システムを運用することで、相互貸借を迅速化した。物流的にも谷田キャンパスとの資料搬送回数を週数回にし、2 キャンパス間の相互利用を活性化している。

②改善すべき事項

校舎については設置基準を大きく上回る規模ではあるが、こども学科の新設、小鹿キャンパスへの看護学部に移転などで必要なスペースが増加してきた。そこで、さらに効率的な施設設備利用の方策の検討が必要と考える。

各学科の多様な研究用学術資料とともに、学生の知性を養う体系的な基本図書の収集は、重要な大学図書館業務である。資料予算減少の中で電子資料に押され気味の書籍であるが、双方の特性を吟味しバランスのとれた資料収集を図ることが必要と考える。また、平成 28 年度より設置されるこども学科で必要とする各種資料を、迅速に提供できるように計画的に収集することも責務と考える。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

大規模修繕計画に基づき、空調設備更新工事を進める。

現在は学内で出た紙ごみを全て廃棄してしまっているが、平成 28 年度より段ボールなど一部の紙ごみをリサイクル業者に売却することにより、更なる収入を見込むとともに紙ゴミの削減を行うことを検討している。

図書館における学術情報サービスは、アンケート調査等により、学生・教職員の声を把握・分析し、図書館の利便性を高めていく努力をしている。また、広報、新入生ガイ

ダンス、学科別の図書館オリエンテーション、文献検索講習会の開催等により、学生に図書館の利便性を印象づけ、大学図書館利用の意義について理解を広めている。

②改善すべき事項

開学より 18 年が経過し、施設・設備の老朽化・陳腐化が顕著になってきている。今後、様々な施設・設備が耐用年数を超過することとなるため、計画的に修繕・更新を行い施設等の長寿命化を図る必要性がある。

また、本学は自衛消防隊の組織、備蓄食糧等の準備、実践的な防災訓練を行い大規模災害時に備えているが、休日など教職員が不在の場合の対応といった防災マニュアルの整備が不十分な状況であるため、早急に整備を行う必要がある。

図書館では、各学科の多様な研究用学術資料とともに、学生の知性を養う体系的な基本図書の収集が重要な業務である。資料予算減少の中で電子資料に押され気味の書籍であるが、双方の特性を吟味しバランスのとれた資料収集を図ることが必要と考える。また、平成 28 年度より設置されることも学科の必要とする各種資料を、迅速に提供できるよう計画的に収集することも責務と考えている。

4. 根拠資料

7-1 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期目標（第 2 期：2013-2018）」

（既出 資料 1-8）(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/001/upimg/201307011503022021062221.pdf)

7-2 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期計画（第 2 期：2013-2018）」

（既出 資料 1-9）(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/002/upimg/201508171551501324469634.pdf)

7-3 施設整備県大短大 5 年計画 (CD-R)

7-4 図書館利用ガイド

7-5 静岡県立大学短期大学部附属図書館利用規程 (CD-R)

7-6 学外の方のための図書館利用案内 (CD-R)

7-7 静岡県立大学短期大学部附属図書館市民利用細則 (CD-R)

7-8 教員研究費 (CD-R)

7-9 静岡県立大学短期大学部 図書館・紀要委員会細則 (CD-R)

7-10 静岡県立大学研究倫理規定 (CD-R)

7-11 静岡県立大学研究倫理審査委員会規程 (CD-R)

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

本学においては、「静岡県公立大学法人第2期中期目標（平成25～30年度）」第2の「大学の教育研究等の質の向上に関する目標」において、社会連携・社会貢献の方針を以下のように定めている（資料8-1）。

地域に開かれた大学として、県民のニーズに的確に対応した多様な学習機会を提供する。また、産学民官による連携を推進し、研究成果の地域への還元を積極的に行うとともに、地域の諸課題の解決に資するため、社会への提言活動を行うなど、大学の知的資源を活用した地域社会との連携を推進する。

この方針に基づき、公開講座の実施体制の充実、民間企業等学外の機関との連携を図るとともに、本学の知的資源や施設を活用して地域貢献を図るため、地域連携推進委員会（資料8-2）を組織して、定期的に事業の実施状況を点検し、現状の改善点や次年度計画等を協議している。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

方針に従って、教育研究の成果を社会に還元するため、「静岡県公立大学法人第2期中期計画」（資料8-3）第2の「3 地域貢献に関する目標を達成するための措置」の中で「(1) 地域社会との連携」を定めている。

〈1〉教育研究の成果を元にした社会へのサービス活動の実施状況

教育研究成果を社会に還元することは本学の重要な目標と位置づけており、本学全体で生涯学習機会の提供に積極的に取り組んでいる。

卒業生の随時訪問を積極的に受け入れ、フォローアップ教育に努めるとともに、各種のリカレント講座（資料8-4）を実施している。看護学科では、実習施設等（徳洲会病院、静岡市、島田市、長泉町）からの依頼で看護師や地域包括支援センター職員対象の研修を行った。歯科衛生学科では、静岡県歯科衛生士会・静岡県歯科医師会・静岡県介護福祉士会の後援を得て、リカレント教育講座を開催した。社会福祉学科介護福祉専攻では、介護技術講習会（資料8-5）等を実施している。

〈2〉地域や社会との交流を目的とする教育システムの整備

本学は看護師、歯科衛生士、保育士、社会福祉士、介護福祉士の養成を目的としており、こうした本学の知的・人的資源を活用して以下のような地域や社会との交流のための様々な取り組みを行っている。

健康支援センター分所活動の一環として、一般県民で更年期症状や健康管理に悩む更年期女性を対象とした更年期相談室を開設している。（資料8-6）

県内の中等学校及び高等学校から依頼があった場合には、大学見学会を随時開催し、

大学紹介、ミニ講義、授業見学、施設見学などを行っている。(資料 8-7) 引率の教員及び中高生には大変好評で、彼らの進路選択の一助となっている。(資料 8-8)

8 月 21 日の「県民の日」には毎年度各種事業を実施(資料 8-9)している。平成 21 年度から平成 27 年度までの「県民の日」には、「健康フェア」というテーマで、一般県民に対し、体成分分析、骨密度測定、健康相談、歯科相談、食事相談、介護相談を本学教員が実施している。また、同時に高校生を対象に大学見学会も開催している。

そのほか、外国人医療を考えるワークショップ(資料 8-10)、こどもフェスタ&保護者によるわいわい子育て懇話会(資料 8-11)、難病患者・家族へのボランティア研修会(資料 8-12)、ミニオペレッタ(資料 8-13)などを実施している。

〈3〉学外組織との連携・協力による教育研究の推進状況

学外組織との連携・協力については、国、県、市町村等地方公共団体と本学教員が、それぞれ自治体などの要請に応え様々な連携協力を行っている。その内容は、本学の学科の特殊性から看護、歯科、介護、社会福祉に関する審議会委員(資料 8-14)や各種職能団体の第三者評価委員などがあげられる。また、介護サービスの苦情処理委員や歯科衛生士としての特別養護老人ホームの施設アドバイザーなどの連携協力も行っている。

産学連携として、短期大学部から産学連携推進委員を選出し、静岡県立大学全体の取り組みに参加している。これは産学連携室が窓口となり、各部局の代表者からなる産学連携推進委員会(資料 8-15)を通じて、各分野の専門家を紹介するシステムとなっている。

企業からの受託研究は、資料 8-16 の通りである。

〈4〉国際交流事業

国際交流事業では、主には本学教員が海外の大学と交流を持ち、国際シンポジウム(資料 8-17)等で、海外の研究者らを本学へ招聘すること等で国際交流を進めてきた。一方、平成 26 年 3 月に大邱保健大学(韓国)と大学間交流協定を締結(資料 8-18)し、平成 26 年 7 月には、本学から大邱保健大学へ 3 名の社会福祉学科学生を研修生として派遣した。帰国後、研修成果報告会を開催し、国際交流の啓蒙化につなげた。平成 27 年度は大邱保健大学の学生を受け入れる予定で、本学からも 8 月に派遣を予定し派遣学生も決定していたが、中東呼吸器症候群(MERS)の影響により平成 27 年度の本事業は中止とした。平成 28 年度以降の事業については、大邱保健大学と協議を進めている状況である。

2. 点検・評価

●基準 8 の充足状況

静岡県公立大学法人第 2 期中期目標の第 2「大学の教育研究等の質の向上に関する目

標」に定められた「地域貢献」に基づき、適切に行っている。中期計画等の自己評価は、中期・年度計画推進委員会で実施しており、静岡県公立大学法人評価委員会による評価も受けている。

本学は、開学以来地域連携・貢献を主要なテーマとして掲げており、その取り組みの結果は「事業年度に係る業務の実績に関する評価結果」(資料 8-19) にその要約があり、平成 26 年度報告書には、リカレント教育講座、介護技術講習会、HPS 養成講座(資料 8-20) 等が報告されている。これらの取り組みは、継続して行われているものが大多数で、さらに充実したものを目指して毎年度検討が続けられている。海外との交流事業も本格的に開始され、今後の成果が期待される。これらの結果から、基準は満たされているものと考えられる。

①効果が上がっている事項

公開講座(資料 8-21) は、毎回受講者に対してアンケート(資料 8-22) を実施し、公開講座に対する客観的評価を行っている。それによると、講義時間・開催日・開催時間帯・講座の回数・内容に関して、現状に肯定的な回答がほとんどであった。これより、本講座が社会のニーズに応えているといえる。

介護技術講習会は、国家試験の実技試験免除のための講習会であるが、受講生は新しい介護の知識を学ぶ機会を求めている。そこで、介護技術講習会のテキストの内容を踏まえつつ、新しい介護技術や介護過程の演習も組み込んでいる。限られた時間内ではあるが、受講者全員の受講感想(資料 8-23) より講習内容に満足している様子が窺える。また、国家試験のためだけの介護技術ではなく、継続したスキルアップの向上を図れるようなプログラムを組んでいる。このセミナーも毎回参加希望者が多い。

②改善すべき事項

介護技術講習会は、講師の要件が厳しく定められているため、介護福祉専攻の中でも限られた教員しか携われない現状がある。そのため、担当教員の負担が増大している。外部講師の数を増やすことで専任教員の負担の軽減を図りたい。出前講座については、その実施内容等を再検討し、高校生が本学の講義に触れる機会としての出前講座を検討する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

公開講座について教員数の偏りから学科の持ち回りによる講座の企画という従来の方法に加え、今後は学科の枠を超えて、さらに外部講師を組み入れる方向でも企画の立案が可能であるという方針が地域連携推進委員会から示された。

②改善すべき事項

介護技術講習会の講師であるが、外部講師数を増やすのみならず、内容においても再検討を図りたい。大学見学会については、高校生のみならず対象を広げる検討をするなどして、本学に対する興味を向上させるべく所管の地域連携推進委員会において協議予定である。

4. 根拠資料

- 8-1 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期目標（第2期：2013-2018）」
（既出 資料1-8）（http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/001/upimg/201307011503022021062221.pdf）
- 8-2 静岡県立大学短期大学部地域連携推進委員会細則(CD-R)
- 8-3 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期計画（第2期：2013-2018）」
（既出 資料1-9）（http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/002/upimg/201508171551501324469634.pdf）
- 8-4 本学ウェブサイト「リカレント教育講座」
（http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/for_worker/sika-recurrent/index.html）
- 8-5 本学ウェブサイト「介護技術講習会」
（http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/for_worker/005/index.html）
- 8-6 本学ウェブサイト「女性健康相談」
（http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/for_worker/006/index.html）
- 8-7 地域貢献(CD-R)
- 8-8 学外研修について（御礼）(CD-R)
- 8-9 本学ウェブサイト「県民の日」のイベントについて
（http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/for_worker/21kenminnohi/index.html）
- 8-10 外国人医療を考える会 第7回ワークショップ(CD-R)
- 8-11 本学ウェブサイト「県短こどもフェスタ」
（<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/event/childfesta/index.html>）
- 8-12 2015年度第4回難病懇話会(CD-R)
- 8-13 本学ウェブサイト「ミニオペレッタ」
（<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/event/019/index.html>）
- 8-14 26年度兼業（審査会委員等）(CD-R)

- 8-15 静岡県立大学産学連携推進委員会規程 (CD-R)
- 8-16 受託研究一覧 (CD-R)
- 8-17 本学ウェブサイト「HPSシンポジウム開催報告」
(http://bambi.u-shizuoka-ken.ac.jp/hps_site/sympo.html)
- 8-18 本学ウェブサイト「国際交流」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/kokusaikouryuu/index.html>)
- 8-19 静岡県ウェブサイト「平成 26 年度事業年度に係る業務実績に関する評価結果」
(既出 資料 1-12)
(<http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-130/documents/kendai.pdf>)
- 8-20 本学ウェブサイト「HPS 養成講座」
(http://bambi.u-shizuoka-ken.ac.jp/hps_site/lecture.html)
- 8-21 本学ウェブサイト「公開講座」
(http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/for_worker/003/index.html)
- 8-22 平成 27 年度静岡県立大学公開講座アンケート【小鹿キャンパス短期大学部会場】
(CD-R)
- 8-23 平成 27 年度介護技術講習会受講者アンケート結果 (CD-R)

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1 現状の説明

(1) 短期大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

本学の理念と目標の実現に向けた管理運営に関する方針として、基本理念及び基本方針が平成19年に制定された。

また、本学は、平成19年度に策定した第1期中期計画（資料9-1-1）の着実な推進に取り組んできており、引き続き平成25年3月に第2期中期計画（資料9-1-2）（平成25年度～30年度）を策定し、大学の理念・目標の実現に向けて取り組んでいる。

中期計画については、教育研究審議会、役員会及び経営審議会の審議を経て策定し、静岡県認可を受けたのち、本学ウェブサイトに掲載している。

一方、教授会については、学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されたことに伴い、省令も改正されたため、学校法第93条関係の教授会については、これまで「重要な事項を審議する」としてきたが、「教授会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、また、決定権者である学長等に対して意見を述べる関係にあること」が明確化されたため、教授会規定（資料9-1-3）の改正を行った。

学長の選任については、静岡県公立大学法人定款第11条の規定（資料9-1-11）に基づき設置する学長選考会議（資料9-1-4）の結果に基づき、理事長が任命することとしており、その資格及び任期等は「学長の選考及び解任に関する規程」（資料9-1-5）「学長の任期に関する規程」（資料9-1-6）で示されている。

学則第6条に基づく短期大学部部長の選任については、静岡県立大学短期大学部部長の所掌事項、任期及び選考に関する規則（資料9-1-7）第6条の基準に基づき、学長が短期大学部の専任教授の中から部長候補者を選考し、理事長に申し出て、理事長が任命することとなっている。所掌事項については、平成26年度に静岡県立大学短期大学部部長の所掌事項、任期及び選考に関する規則を改正し、第2条で「部長は、学長の職務を助け、公務を掌理する。」と定め、明文化した。

本学には学科長の役職は設けられていないが、大学運営上、各学科等の意見を取りまとめて連絡を行う等、学科の運営調整を図る者が必要であることから、選任の在り方は学科に一任して、「学科等代表」を置いている。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

平成19年4月の法人化により、関係法令に基づき学内規程の整備を行った。その後も必要に応じて規程を制定または一部改正を行い、平成27年5月現在286の規程等が整備されており、学内関係者に対してはウェブサイトでの諸規定の閲覧が可能となっている。また、関係法令等の改正の通知があれば、直ちに関係部署において対応し、遺

漏ないよう対処している。

大学意思決定は、法人副理事長である学長が、役員会での審議決定事項など法人の経営の観点を踏まえたうえで、教育研究審議会、大学運営会議等を通じ、教授会、各種委員会、事務局等との連携、調整を図りながら行っており、その運用は適切であると考ええる。

短期大学部の教学に関する通常意思決定プロセスは、各種委員会→短期大学部運営委員会→教授会→（大学運営会議）→教育研究審議会→役員会（資料 9-1-8）の過程をたどり、それぞれの機関ごとに定められた審議事項の所掌とその重要度に応じて各段階で決定される。

教授会は、教授会規程第 2 条で、学長、教授、准教授及び専任の講師及び助教により構成され、同規程の第 4 条により学長が招集することになっている。

各委員会から上がってきた報告・審議事項を、通常毎月 1 回開催される教授会で審議している。

(3) 短期大学業務を円滑に行う事務組織を設置し、十分に機能させているか。

事務局は、事務部、学生部及び附属図書館からなり、常勤職員 11 人、有期雇用職員 4 人、非常勤嘱託員 11 人で構成されている。事務部は、総務室、学生部は学生支援のための学生室、キャリア支援センター、健康支援センター分所を設置している。

また、事務組織の機能を高めるための対策として、各委員会に事務職員を配置し、その状況については、議事録を作成しほかの職員が閲覧できるようになっており、事務職員全員が学内の動きを把握できる体制をとっているほか、月に 1 度すべての事務職員が参集し、スケジュール、懸案事項、報告事項等を共有し、多様化する業務に対応できるよう努めている。

職員の任免・昇格等については、「静岡県公立大学法人職員就業規則」（資料 9-1-9）で定められており、第 6 条で採用について規定し、昇任・後任については、第 13 条及び第 14 条、解雇については、第 23 条で規定し、当該規程に沿って執行している。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

事務職員としての能力を高めるため、法人主催で行われている研修会や、県から派遣されている職員については県主催の研修に積極的に参加している。また大学運営の専門研修としては、全国公立短期大学協会主催の「公立短期大学幹部研修会・事務局中央研修会」に参加している。

本学の事務職員は、県からの派遣職員が多く、3～5 年で異動し、さらにまったく異なる職務内容の部署から大学事務担当となる職員が多いため、4 月上旬にスタッフ・ディベロップメント（SD）研修会を開催し、大学に関する基礎知識を早期に習得する機会を設けている。

2 点検・評価

●基準 9-1 の充足状況

静岡県公立大学法人第2期中期目標の第3「法人の経営に関する目標」に定められた「業務運営の改善」に基づき適切に行い、中期計画等の自己評価は、中期・年度計画推進委員会で実施しており、静岡県公立大学法人評価委員会による評価も受けている。

「静岡県公立大学法人中期目標」・「静岡県公立大学法人第2期中期計画」に基づき「年度計画」（資料9-1-10）を定めており、各学科、各委員会ならびに運営委員会において計画の策定、実施状況の確認を行う中で、管理運営方針に基づき運営がされている。よって、同基準をおおむね充足している。

①効果が上がっている事項

学長決定権限が変更されたことによって、意思決定が迅速になった。

必ずしも大学職員としての経験が十分でない県派遣職員、有期雇用職員に外部の資源を活用して、必要な知識やスキルを習得させるとともに、蓄積したノウハウを学内研修等で伝承するなどにより、安定的な大学運営を図っている。

②改善すべき事項

本学の事務職員は、県から派遣されている職員と法人採用の有期職員等であることから、異動サイクルが3年から5年と早いため、専門的なスキルを持つ人員が少ない。本学独自のSD研修会の開催を検討するなど、研修内容を随時見直していきたい。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

中期目標・中期計画に基づき、適切な「年度計画」を作成し、管理運営について今後とも確実に実施していく。

法人固有のプロパー事務職員が配置された場合、外部の研修資源を活用するなどして長期的な視野に立った育成に努める。

②改善すべき事項

事務局組織の専門性を高めるため、法人固有のプロパー事務職員を平成26年度に3名新規採用職員として雇用した。引き続き毎年度、法人固有の事務職員を採用していくこととしているため、本学（短期大学部）においてもプロパー化を検討していきたい。

4 根拠資料

- 9-1-1 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期計画（第1期：2007～2012）」
（既出 資料 2-4）（http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/002/upimg/201109071153281761324952.pdf）
- 9-1-2 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期計画（第2期：2013-2018）」
（既出 資料 1-9）（http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/002/upimg/201508171551501324469634.pdf）
- 9-1-3 静岡県立大学短期大学教授会規程（既出 資料 3-22）（CD-R）
- 9-1-4 学長選考会議規程（CD-R）
- 9-1-5 学長の選考及び解任に関する規程（CD-R）
- 9-1-6 学長の任期に関する規程（CD-R）
- 9-1-7 静岡県立大学短期大学部長の所掌事項、任期及び選考に関する規則（CD-R）
- 9-1-8 大学ウェブサイト「役員会名簿」
（http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/corporation_outline/002/index.html）
- 9-1-9 静岡県公立大学法人職員就業規則（CD-R）
- 9-1-10 大学ウェブサイト 「静岡県公立大学法人平成 27 年度年度計画」
（http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/003/upimg/201504271741291432777292.pdf）
- 9-1-11 静岡県立大学法人定款（既出 資料 2-5）

第2節 財務

1 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学の財政的な状況と中・長期的な財務計画について現状を説明すると以下のとおりである。

本学は、独立行政法人化しており、設立団体の長である県知事から、平成25年から平成30年までの6年間に於いて達成すべき業務運営に関する「静岡県公立大学法人中期目標」（資料9-2-1）を示されている。この「中期目標」を達成するため、本学は対応する「静岡県公立大学法人第2期中期計画」（資料9-2-2）を策定し、知事の認可を受けている。「中期計画」期間中の各実施年度においては、該当年度開始前に「年度計画」（資料9-2-3）をあらかじめ届出しており、「年度計画」には、当該年度の予算、収支計画及び資金計画が掲載されている。

この「中期目標」の資金計画における収入の大半は、県から交付される運営費交付金であり、平成25から30年度予算の総額28,257百万円は、収入全体の66.1%となっている。その他、授業料、入学金等の自己収入及び受託研究等収益で構成されている。

文部科学省及び日本学術振興会等所管の科研費、外部機関との受託研究等の外部資金については、資料9-2-4のとおりである。

(2) 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

予算配分と執行については、静岡県公立大学法人会計規則（資料9-2-5）、同実施規程（資料9-2-6）において、大学法人の会計に関する事項、規程を定め、法人の教育研究活動の円滑な運営を図っている。

予算は、地方独立行政法人法第27条に規定する年度計画に基づいて、理事長が策定した明確な予算編成方針（資料9-2-7）のもとに編成を行っている。予算を執行する単位は、法人本部、県立大学、県立大学短期大学部（本学）に分けられ、単位ごとに予算責任者が置かれ、本学に於ては、事務部長が予算責任者となっている。

法人業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期するため、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、監事が行う静岡県公立大学法人の監査及び意見の提出に関して静岡県公立大学法人監事監査規則（資料9-2-8）に必要な事項が定められている。監事監査は、監事が毎年度初めに監査計画を作成し、定期的に行うほか、監事が必要と認めた場合は臨時に、書面及び実地により行うこととなっており、監事監査報告書は別添のとおりである。（資料9-2-9）

また、地方独立行政法人法第35条の規定に基づき、会計監査人による監査を行っており、監査報告書は別添のとおりである。（資料9-2-10）

このほか、法人会計規則第57条及び静岡県公立大学法人内部監査規程（資料9-2-11）により、予算の執行及び会計の適正を期するため、内部監査を行うものとしている。

この場合の監査は、監査室に属する職員が監事及び会計監査人と密接な連携を保ち、監査効率の向上を図るよう努めつつ、予算単位をもって対象とし、原則として監査の対象部門の職員に対して事業報告書（資料 9-2-12）や財務諸表（資料 9-2-13）等関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な行為を求めながら、実地を行っている。

2 点検・評価

●基準 9-2 の充足状況

教育研究等を安定的に実施するために、中期目標、中期計画、年度計画があり、予算収支計画及び資金計画を策定し、執行についても事務局で把握し、適性執行に努めている。また、ウェブサイトにて財務諸表、決算報告書、事業報告書、監事及び会計監査人の意見書を掲載し公表（資料 9-2-14）しており、同基準をおおむね充足していると考えられる。

①効果が上がっている事項

予算編成方針に基づき作成した予算案について、経営審議会及び役員会の議を経て決定している。

執行体制については、事務局において事業別に執行管理を行うとともに教員研究費などの競争的配分研究費についてはプロジェクト別に執行状況を把握し、適正執行に努めている。なお、大学間競争の激化の中で当初予算策定時に想定していなかった必要経費への迅速な対応も課題となるが、追加予算編成で対応し、法人化後は弾力的・機動的な対応が可能となっている。

また、平成 27 年度より自動販売機の設置業者を公募で決定し、財産収入を大幅に増加させたことに加え、電気供給業者を入札で決定することにより、電気事業者間での競争が働き電気料金を圧縮させることで、施設関係での財務状況の改善が行えた。

社会人を対象とした社会人専門講座に新たに週末開講講座を加えて実施し、自己収入の増加を図っている。

②改善すべき事項

会計監査については、監査室の内部監査を受けるとともに会計監査人及び静岡県公立大学法人監事の監査を受けている。会計監査人からは、適性に処理しているとの報告書が提出されている。平成 27 年度の監事監査においては、職員の事務処理に関する改善について意見が出されている。

平成 28 年度からこども学科が新設されるが、これに伴い予算についての再構築が必要と考えられる。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

教員研究費の配分については、教員からの申請書提出期限を前年度中に前倒ししたことにより、新年度4月早々に研究費を配分し、教員が速やかに研究に従事することができるようになった。

予算編成と執行に関して、年度途中で新たに必要が生じた予算については、執行見込調査による予算残を把握した上で、ヒアリングを実施して事業の必要性・緊急性を判断し、予算の再配分等、効率的な予算執行を図っている。

社会人専門講座については、自己収入確保のため引き続き実施していく。

②改善すべき事項

平成25年度から平成30年度までの6年間の第2期中期計画において、運営費交付金は第1期に引き続き人件費を除く大学運営経費の1%相当額が毎年度削減されることとなっているが、東日本大震災の発災後の光熱費の単価上昇や消費税率の改定といった外的要因による各種経費の負担増が著しいにも関わらず、設置団体である県からの追加交付は得られず、教育研究への影響が懸念される。

県補助金での工事を行う際は、交付要綱等を遵守し、事業完了予定時期を変更する場合は、速やかに変更申請書の提出を行うよう関係職員に周知徹底をする。

4. 根拠資料

- 9-2-1 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期目標（第2期：2013-2018）」
（既出 1-8）(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/001/upimg/201307011503022021062221.pdf)
- 9-2-2 大学法人ウェブサイト「静岡県公立大学法人中期計画（第2期：2013-2018）」
（既出 1-9）(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/002/upimg/201508171551501324469634.pdf)
- 9-2-3 大学ウェブサイト「静岡県公立大学法人平成27年度年度計画」
（既出 9-1-10）(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/003/upimg/201504271741291432777292.pdf)
- 9-2-4 外部資金獲得状況(CD-R)
- 9-2-5 静岡県公立大学法人会計規則(CD-R)
- 9-2-6 静岡県公立大学法人会計規則実施規程(CD-R)
- 9-2-7 平成27年度静岡県公立大学法人予算編成方針(CD-R)
- 9-2-8 静岡県公立大学法人監事監査規則(CD-R)

- 9-2-9 監事監査報告書（平成 22 年度～平成 27 年度）（CD-R）
- 9-2-10 監査報告書（平成 22 年度～平成 27 年度）（CD-R）
- 9-2-11 静岡県公立大学法人内部監査規程（CD-R）
- 9-2-12 大学ウェブサイト 「平成 26 年度事業報告書」
(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/005/upimg/201509302104201368602377.pdf)
- 9-2-13 財務諸表（平成 22 年度～平成 27 年度）（CD-R）
- 9-2-14 大学ウェブサイト 「財務情報」
(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/005/index.html)

第 10 章 内部質保証

1 現状の説明

(1) 短期大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、内部質保証として二つの取り組みを持ってあたっている。

一つは、静岡県立大学の全学的取り組みとして、①中期計画・年度計画に基づく改善活動の実施、②全学 FD 委員会（資料 10-1）による FD 活動、③教員活動評価（資料 10-2）を、また、本学（短期大学部）独自の取り組みとして、①自己点検・自己評価委員会（資料 10-3, 10-4）による点検評価、②本学（短期大学部）FD 委員会（資料 10-5）による FD 活動を、毎年度行っている。

〈1〉自己点検・評価の実施と結果の公表

本学は、平成 21 年度に公益財団法人大学基準協会の短期大学認証評価を受け、短期大学基準に適合しているとの評価結果を得た。当評価による認定期間は平成 22 年 4 月から平成 29 年 3 月までとなっている。この際の「点検・評価報告書」と「大学認証評価結果」は、本学ウェブサイトで公開している。

一方、中期目標、中期計画及び年度計画に基づき実施した各事業年度の業務実績については、当該事業年度終了後とりまとめて自己評価を行い、業務の実績に関する報告書として静岡県公立大学法人評価委員会による評価を受けている。

また、静岡県公立大学法人の第 1 期中期目標期間（平成 19～24 年度）に係る業務実績に対して、静岡県公立大学法人評価委員会による評価を受け、全体として、「中期目標の達成状況が良好である」との評価を受けている。

各事業年度の業務実績に関する報告書等については、評価委員会の評価結果とともに、ウェブサイトで公開している。

さらに本学独自としては、自己点検自己評価委員会が行っている点検評価結果を、冊子と本学ウェブサイトで公表している。

このほか、前述のように学生委員会が「目安箱」を設置し、学生の匿名の訴えに対応している。また、教職員と学生からなる FD 集会を実施し、学生からの生の声を聞き、迅速な改善を目指している。

FD 活動で行っている 6 つの活動のうち、授業公開の実施、FD 講演会の実施、学生・教職員・参加型 FD 集会の開催については、アンケートを実施し、その結果を検証し次年度以降の改善、実施につなげている。

〈2〉情報公開・広報の充実

教育研究活動や業務運営等に関する情報（資料 10-8、10-9）については、ウェブサイト、パンフレット等により適時に公開するとともに、静岡県立大学開催の情報公開に関

する研修会に参加し、教職員の意識啓発と周知徹底に努めている。

本学の情報公開、情報提供については、「静岡県情報公開条例」の実施機関として実施体制を構築するとともに積極的な情報公開を行っており、情報公開請求及び個人情報の開示については、条例の規定に基づき処理を行っている。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

〈1〉 内部質保証の方針等

本学では、全学的取り組みとして平成 19 年度の法人化以降、第 1 期中期計画が終了し、この中期目標をもとに引き続き第 2 期中期計画（平成 25～30 年度）を策定し、さらに毎年度、年度計画を定めている。これらを着実に推進し、毎年度業務実績報告書を作成し、教育研究審議会、役員会及び経営審議会での審議を経て、静岡県公立大学法人評価委員会へ提出している。

内部質保証の方針として、中期目標では、「自己点検・評価及び情報の提供に関する目標」として、「定期的に実施する自己点検・評価や、第三者機関による外部評価等の結果を活用し、教育研究及び業務運営の改善と充実を図る」としている。また、中期計画では、「評価の充実に関する目標を達成するための措置」として、「教育研究活動全般の自己点検・評価を実施し、認証評価機関による評価を受ける。また、その評価結果を積極的に公開するとともに、各部局の教育研究活動及び業務内容等の改善を図る」としている。

自己点検・評価や第三者による評価の結果は、教育研究審議会、役員会及び経営審議会でも内容を検討し、中期計画や年度計画に反映している。

一方、本学独自の内部質保証に関するシステムは、法人化以前と以後とで異なり、法人化以前は自己点検自己評価委員会のみが、これを担っていた。

自己点検自己評価委員会は、平成 9～13 年度までは他の委員会と同等の扱いで、各学科から選出された委員が、互選で委員長を決定し、毎年度独自に点検項目の決定と点検の実施を行っていた。一方、平成 14 年度以降は、短期大学部部長が委員長となり、短期大学部部長の指揮下で大学の理念・目的の実現に向けた改革・改善に当たる委員会との方針転換が図られた。また、平成 20 年度からは、教学に関する事項は新設の FD 委員会に委ねることとなり、この二つの委員会が本学の改革・改善を実施する直接機関となっている。

そして、自己点検・自己評価・第三者評価に基づく改善を実施するために、自己点検・自己評価・第三者評価の結果に関する改善実施委員会（資料 10-6）を設けている。

〈2〉 構成員のコンプライアンス意識の徹底

静岡県立大学教職員行動規範を平成 19 年 7 月に制定し、コンプライアンスの推進に努めている。

構成員のコンプライアンス意識の徹底については、各種研修会・説明会に職員が参加し、知識の習得・能力向上に努めるとともに、研修会資料を所属職員にも供覧するなどして、法令・制度等の周知を図っている。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

毎年度、業務実績報告書を作成し、教育研究審議会、役員会及び経営審議会での審議を経て、静岡県公立大学法人評価委員会へ提出し、業務実績評価を受けている。

また、平成 21 年度に公益財団法人大学基準協会の短期大学認証評価を受け、短期大学基準に適合しているとの評価結果を得ている。そして、この時受けた勧告及び助言事項については、改善実施委員会等においても改善状況を確認するなど全学的に問題意識を共有し随時改善に取り組み、平成 25 年 7 月末に短期大学基準協会へ改善報告書を提出し、平成 26 年 3 月に「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との通知を受けている。(資料 10-7)

また、勧告及び助言事項については、毎年度、静岡県公立大学法人評価委員会へ、改善状況を報告している。

教員評価については、平成 23 年度から「静岡県立大学教員活動評価規程」により、毎年度、教員活動評価を行っている。評価領域は「教育活動」、「研究活動」、「社会貢献等の活動」及び「大学運営等への寄与」の 4 領域とし、各領域に評価項目を設定し、学長を委員長とする「静岡県立大学教員活動評価委員会」で評価結果を審議している。高評価者に対しては、平成 26 年度から学長表彰を行っている。

2 点検・評価

●基準 10「内部質保証」の充足状況

中期目標、中期計画及び年度計画に基づき実施した各事業年度の業務実績の報告書を作成し、その中で自己点検・自己評価を行っている。それらは、ウェブサイトで公開することで社会に対する説明責任を果たしており、同基準を概ね充足していると考えられる。

①効果が上がっている事項

点検・評価結果等については、毎年度ウェブサイトに掲載し公表している。

第 1 期中期計画の評価において、短期大学部の FD 活動は、法人本部監査においても「教員の意識が向上し、大学全体としての教育力が強化されている」との高い評価を得ている。

②改善すべき事項

教員活動評価については、評価精度等の向上を図るため、現行の評価項目の評価基準、3 段階総合評価や評価ウェイトの設定方法についての再検討を行う。また、評価結果の具体的な活用方法を検討する。さらに、事務職員の評価制度についても、検討

を行う必要があると考える。

3 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

今後も自己点検・評価への教職員の意識向上に努めるとともに、学長を中心とした体制のもと、内部質保証システムの一層の充実を図る。

②改善すべき事項

教員活動評価について、評価精度等の向上を図るため、現行の評価項目の評価基準、3段階総合評価や評価ウェイトの設定方法についての再検討を行う。また、評価結果の具体的な活用方法を検討する。さらに、事務職員の評価制度についても、検討を行う。

4 根拠資料

- 10-1 静岡県立大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程 (CD-R)
- 10-2 静岡県立大学教員活動評価規程 (既出 資料 3-9)
- 10-3 静岡県立大学短期大学部自己点検・自己評価に関する規程 (CD-R)
- 10-4 静岡県立大学短期大学部自己点検・自己評価委員会細則 (CD-R)
- 10-5 静岡県立大学短期大学部 FD 委員会細則 (既出資料 3-11) (CD-R)
- 10-6 静岡県立大学短期大学部自己点検・自己評価・第三者評価の結果に関する改善実施委員会要綱 (CD-R)
- 10-7 「改善報告書」の検討結果について (既出 資料 1-16) (CD-R)
- 10-8 大学ウェブサイト「財務情報」(既出 資料 9-2-14)

(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/corporation_info/plan_results/005/index.html)

- 10-9 本学ウェブサイト「教育情報」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/jyouhoukouhyou/index.html>)

第 11 章 特色ある取り組み

本学は、社会に広く開かれた大学として、社会、地域に根ざした活動あるいは社会、地域とともに種々な取り組みを行っているが、その中のいくつかを紹介したい。

(1) HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）事業

1. 現状の説明

本学においては、平成 19 年度から 3 年間（H19 ～H21 年度）、文部科学省「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」受託事業（資料 11-1-1）として HPS（ホスピタル・プレイ・スペシャリスト）※養成を実施し、継続して平成 22 年度からは本学独自の社会人専門講座として「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（HPS）養成講座」（資料 11-1-2）を実施している。

本養成講座は、英国 HPS 教育財団・病院・施設との提携により HPS 教育カリキュラムを実施している、我が国初の本格的 HPS 養成講座（本学単独事業）である。対象者は保育士・看護師等の資格を持ち、保育・医療現場等で実務経験のある社会人として、医療・心理・援助技術などの講義と場面設定による遊び技術・関わり方などの演習を通して HPS に求められる専門知識・技術を学び、実習では遊び計画策定・実施などの必要な応用技能を実践で身につけさせている。そして、講座修了者には学校教育法 105 条に基づく履修証明書を授与しており、これまでに 129 名の社会人が HPS の学びを終えている。（平成 26 年度末現在）

受講生は、北海道から沖縄まで全国から集まっており（資料 11-1-3）、例年、15 名の募集人数以上の希望者が集まるため、面接と書類審査を課して、受講者を選定している。

なお、組織運営としては HPS 養成講座実行委員会（資料 11-1-4）が担っている。

また、毎年度国際シンポジウムを開催しており、平成 27 年度は、「ホスピタル・プレイ・スペシャリスト第 8 回国際シンポジウム&ワークショップ“医療的ケアを必要とする子どもの「生」の発見ー生きる意味の躍動と遊びー”」を開催（資料 11-1-5）し、全国から 144 名が参加している。

さらに、平成 21 年度に文部科学省の大学教育推進プログラム事業として採択された「体系的な HPS 養成教育プログラムの開発」による事業成果として、平成 24 年度から、「ホスピタル・プレイ入門」を履修科目として導入した。また、こうした取り組みが、平成 24 年度に文部科学省が実施した「大学教育推進プログラム実施状況調査」で、「特に優れて波及効果がある事業」（資料 11-1-6）として認められた。

また、文部科学省が、平成 25 年度に、先導的大学改革推進委託事業の一環としておこなった、「大学における特色ある教育事例の把握などに関する調査研究」において、本学における HPS への取り組みが、履修証明書を活用している点をキャリア形成教育として、また HPS 養成講座を修了した社会人を、学生教育である「HPS 入門」の講師として活用している点を循環型教育として、特色ある教育事例として評価を受けている。

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

養成を始めて8年目となるが、ホスピタル・プレイ・スペシャリスト（HPS）という資格名称の認知度が向上し、全国から受講希望者が集まっている。

養成講座修了生の取り組みを事例集としてまとめ、出版する活動が5年目を迎え、ホスピタル・プレイ活動の普及だけではなく、継続的な学びにも貢献している。

また、修了生がホスピタル・プレイ活動を教える機会が増え、実践的な学びを必要とする看護師や保育士に提供している。

シンポジウムやワークショップを定期的に行うことにより、遊びによる病児・障害児に対する支援の可能性を社会に対して示している。

在校生が受講することのできる「ホスピタル・プレイ入門」は授業評価が高く、歯科衛生士や保育士などのキャリアに付加価値をつけられることがわかった。

静岡県立大学経営情報学部附設研究センターでも、要請を受けホスピタル・プレイに関する講座を開講（資料 11-1-7）しており、部局間連携が進んでいる。

②改善すべき事項

HPS 養成講座は年に1回の開催で、日程も集中型で柔軟性がないため、働きながらの受講を希望する者すべての要望に応えられていない現状にある。医療あるいは福祉の現場で働くという、時間的制約の強い社会人を対象にした講座であることを考えると、より柔軟な日程での養成講座の開催が必要であり、パイロット事業として週末講座を開講したところである。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

働きながらも受講を希望する声にこたえて、平成 27 年度にパイロット事業として週末講座（資料 11-1-8）を開講した。定員の2倍以上の応募があったことから今後も週末講座の開講については、継続を検討する。

また、「小児医療をやさしく提供するための玩具・ツールの開発」というテーマで、イノベーション・ジャパン 2015 に出展（資料 11-1-9）し、ホスピタル・プレイに使用するおもちゃについて発表を行った。その後、静岡市内の企業と連携し、「医療かるた」を作成した。

文部科学省の「職業実践力育成プログラム（BP）」に認定（資料 11-1-10）され、厚生労働省の「専門実践教育訓練」指定講座（資料 11-1-11）となった。

②改善すべき事項

平成 27 年度にパイロット事業として開講した週末講座の開講については、継続化移行を検討する。また、本週末講座は、NPO ホスピタル・プレイ協会に委託し、講座の一部を他大学で行うなど、これからの HPS 養成講座の広がりを模索するものであり、効果を検証したい。

4. 根拠資料

- 11-1-1 本学ウェブサイト「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/monkasyousaitaku/daigakukyoikugp/index.html>)
- 11-1-2 本学ウェブサイト「HPS 養成講座」(既出 資料 8-20)
(http://bambi.u-shizuoka-ken.ac.jp/hps_site/lecture.html)
- 11-1-3 本学ウェブサイト「ホスピタルプレイスペシャリストの養成」
(http://bambi.u-shizuoka-ken.ac.jp/hps_site/pdf/news/hps-data.pdf)
- 11-1-4 ホスピタル・プレイ・スペシャリスト養成講座実行委員会設置要項(CD-R)
- 11-1-5 本学ウェブサイト「HPSシンポジウム開催報告」(既出 資料 8-17)
(http://bambi.u-shizuoka-ken.ac.jp/hps_site/sympo.html)
- 11-1-6 本学ウェブサイト「大学教育推進プログラム」
(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/outline/monkasyousaitaku/daigakukyoikugp2/index.html>)
- 11-1-7 大学ウェブサイト「社会人講座」
(<http://crms.u-shizuoka-ken.ac.jp/lectures/727/>)
- 11-1-8 本学ウェブサイト「HPS 養成週末講座募集要項」
(http://bambi.u-shizuoka-ken.ac.jp/hps_site/pdf/news/20150522.pdf)
- 11-1-9 大学ウェブサイト「イノベーション・ジャパン 2015」
(http://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/news_topics/innove20150910/index.html)
- 11-1-10 文部科学省ウェブサイト「平成 27 年度「職業実践力育成プログラム」(BP) の初回認定について」
(http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/1365280.htm)
- 11-1-11 厚生労働省ウェブサイト「教育訓練給付制度について」
(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/index.html)

(2) 学生主体の地域住民参加型防災訓練

1. 現状の説明

本学は、特に防災については、自然災害、中でも静岡県では東海地震が予想されているため、防災委員会（資料 11-2-1）を中心として、これに対する体制を整えている。具体的には、全教職員を対象とした自衛消防隊（資料 11-2-2）の設置により防災意識及び技術の向上を図っており、学生に対しても自身とその周りの人の安全の確保のため、全学生参加による防災訓練（資料 11-2-3）を実施し負傷者搬送・応急救護など実践的なメニューを行っている。

平成 27 年度の訓練では、大規模地震の発生を想定し、地震被害想定・避難方法などを確実に把握するとともに、被災した状況の疑似体験をすることにより落ち着いた行動を取れるように以下の通り訓練をおこなった。

また、本学グラウンドは静岡市の一次避難地となっており、大規模災害時にどのように対応をすればよいか検討するため、本学より訓練の参加を呼びかけ平成 26 年度から地域住民も訓練に参加している。

訓練実施日	平成 27 年 10 月 1 日（木） 9：50～12：10
訓練内容	防災講習会、避難訓練、情報伝達訓練、担架搬送訓練、AED 操作訓練、消火器体験訓練、地震体験訓練、煙体験訓練、地域住民避難・誘導訓練
参加者	学生 300 名、教員 25 名、事務職員 28 名、地域住民 59 名 計 412 名

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

本学における防災訓練において効果が上がっているものは以下の 2 点である。

- (1) 学生が防災訓練の計画段階から参加していることにより、学生の防災に対する意識を高めることができている。
- (2) 地域住民にも参加してもらい訓練を行うことにより、共助することの必要性や学生自身も地域住民の一員であることを再認識させることができた。

②改善すべき事項

訓練当日に急遽天候が崩れ、野外での訓練（地震体験訓練及び消火器体験訓練）を中止しなければならなくなった。

室内で行う雨天時の訓練を用意していたものの、訓練途中の天候の崩れは想定しておらず、訓練を中止し訓練終了を前倒しするしか方法がなかった。

天候に左右されない訓練内容の検討等どのような環境下でも訓練が行えるよう改善が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

訓練後のアンケート結果（資料 11-2-4）より、避難・誘導訓練において「校舎外の階段を使用した方が早く避難できる」などといった意見が出ており、学生自身が自ら防災について考えている機会となっていることが判明した。

今後も防災訓練を定期的に行うことにより、より防災意識を高めていくことができる。

②改善すべき事項

地域住民が本学の訓練に参加して2年目となるが、地域住民からは「地域の防災訓練にも参加してほしい。」といった意見が多数出ているため、学生の地域防災訓練への参加を促したい。

また、現在は訓練計画段階から学生が参加しているが、より学生主体の防災訓練にしていくことにより、学生自身の防災意識の向上を目指す必要性がある。

4. 根拠資料

- 11-2-1 静岡県立大学短期大学部防災委員会細則 (CD-R)
- 11-2-2 自衛消防組織の編成 (CD-R)
- 11-2-3 平成 27 年度静岡県立大学短期大学部防災訓練実施計画 (CD-R)
- 11-2-4 平成 27 年度静岡県立大学短期大学部防災訓練参加者 (学生) アンケート (CD-R)

(3) 子どもフェスタ & 保護者によるわいわい子育て懇話会

1. 現状の説明

①わいわい子育て懇話会の実施

本学においては、平成 25 年度から学内の教員特別研究費の助成を受け、地域子育て支援事業として「保護者によるわいわい子育て懇話会」（資料 11-3-1）を年 1 回開催してきた。この懇話会は、地域の乳幼児・小学生の保護者を対象とし、静岡県教育委員会（社会教育課）と連携して実施している。

実施目的は、地域の保護者同士が子育てや家庭教育について意見交換をしたり、悩みや不安について相談したりする場を提供することである。実施する際には、本学（一般教育等、看護学科、歯科衛生学科、社会福祉学科社会福祉専攻）の教員がそれぞれ作成した「子育て支援ワークシート」（テーマ例：食育、手洗い、歯磨き、児童心理、保育など）を用いる。このワークシート（資料 11-3-2）には身近なエピソードや資料が掲載されており、この内容をもとに、保護者たちは 4～5 人のグループ（テーマ別）で話し合い、交流しながら子育てや家庭教育についてお互いに学び合ったり、悩みを解消したりする。過去 2 年間の参加希望保護者は、計 30 名程度である。

②子どもフェスタの実施

わいわい子育て懇話会と同時開催とし、学内の教員特別研究費の助成を受け、平成 26 年度から「県短子どもフェスタ」を開始した。これは、地域の乳幼児・小学校低学年の子どもを対象とし、わいわい子育て懇話会が実施されている会場の前方ホール部分を使って、本学社会福祉学科社会福祉専攻の学生ボランティアが保育実践活動を提供するというものである。保育実践の内容は、学生たちの自作自演によるオペレッタ、手遊び、製作した遊具を使っの遊びなどである。

この 2 つの事業には、ボランティア学生約 40 名と本学教員の他に、学外者として元静岡市立保育園園長や静岡県教育委員会社会教育課家庭教育担当者も参加し、学生たちはその助言を得ながら遊びを実践している。平成 26 年度は、平成 26 年 12 月 6 日（土）に開催し、近隣地域から乳幼児・小学生約 30 名が参加した。平成 26 年度の「子どもフェスタ & わいわい子育て懇話会」のタイムテーブルは以下の通りであった。

平成 26 年度「子どもフェスタ & わいわい子育て懇話会」のスケジュール

9 : 30～	受付開始	
10 : 00～10 : 10	始めの挨拶・本日の進行説明	
10 : 10～11 : 45	県短子どもフェスタ 学生ボランティアによる出し物 と保育実践	わいわい子育て懇話会 「子育て支援ワークシート」に よるグループ・ミーティング

	対象：園児・小学校低学年児童 の皆さん（会場前方）	対象：保護者の皆さん（会場 後方）
11：45～12：00	講評ならびに終わりの挨拶	
12：00	終了	

2. 点検・評価

①効果が上がっている事項

2つの地域子育て支援事業開催にあたっては、内部質保証のためのPDCAサイクルを回すことも特色としてあげられてきた。そこで、学外からの出席者（元保育園園長、静岡県教育委員会社会教育課家庭教育担当者）の意見を取り入れると共に、学生ボランティアの生の声を次回に反映させるために参加保護者と学生に対してアンケート調査を実施するなど、質保証のためのシステムを機能させている。アンケート結果によれば、保護者からは「子どもフェスタについて、準備もよくされており、子どもは楽しんでいた」という意見が多く、学生からは「子どもたちは十分楽しんでもくれたが、製作遊具については、壊れやすい物・汚れやすい物があることがわかり、勉強になった」という意見が多かった。また、静岡県教育委員会家庭教育担当者からは、「保護者による懇話会を子どもフェスタと同時開催していること自体にも意義がある」という講評があった。

②改善すべき事項

参加保護者からのアンケート調査結果によれば、「わいわい子育て懇話会は、グループによってテーマが異なっており、話し合いの雰囲気も異なった」との意見があった。また、元保育園園長からは、アルコール消毒スプレーだけでなく「突発的な感染症対策のための準備」と「災害避難経路の保護者への案内」が必要であるとの指摘があった。

3. 将来に向けた発展方策

①効果が上がっている事項

「わいわい子育て懇話会」を始めて3年目、「県短子どもフェスタ」を始めて2年目となるが、近隣の保育園・住民からの問い合わせが少しずつ増え、地域貢献としても浸透し始めている。学内では、学生が授業内でのオペレッタに関して、子どもフェスタを意識して準備を始めるなど、保育士養成校としての教育に良好な影響を与える効果も見られる。

②改善すべき事項

わいわい子育て懇話会では、グループごとにワークシートのテーマが異なるため、保護者は他のグループのテーマを知ることができなかった。そこで、次回からは他のグル

ープのワークシートも配付し、全グループの話し合い内容も把握できるようにする。

また、事業開催時の防災対策のシナリオとマップの準備が必要である。また、現在の開催時期は寒い時期であるため、感染症に対しては更なる対策が必要である。

4. 根拠資料

11-3-1 本学ウェブサイト「県短こどもフェスタ」(既出 資料 8-11)

(<http://oshika.u-shizuoka-ken.ac.jp/campuslife/event/childfesta/index.html>)

11-3-2 県短子育て支援ワークシート (CD-R)

終 章

序章に述べたように、本学は平成 28 年に 65 周年を迎える。情々その歩みを回視するならば、我が国における教育思潮の変化、時代の要請に機敏に応えたものであったと言える。少子高齢化社会を見据え、医療、福祉、幼児教育の充実を図っていることは繰り返すまでもないが、たとえば昭和 50 年にいち早く看護学科を新設し、静岡県立大学看護学部の礎を築いたのみならず、県内外の看護婦学校の人的供給源としての役割を果たしてきた。また、文化教養学科、食物栄養学科は、高学歴志向と県西部の文化系大学設置の要望に応え、平成 12 年 4 月両学科を母体とした静岡文化芸術大学を発足させた。しかるに、開学以来の校是を一貫して戴き、組織一丸理念の実現につとめて続けてきたことが、県民の信頼を得てきた理由であることも銘記すべきである。

本報告書において、先ず第 1 章で本学の教育に携わる者すべてが仰ぐべき理念を述べ、第 2 章以降その実現の方途とすべき教育研究活動及び業務運営全般を検証した。これらを保証するシステム、すなわち内部質保証の体制について第 10 章に詳述したが、未だ課題は少なくない。教育研究活動、業務運営に関する点検評価は早くから積極的に取り組んでいるが、それぞれの連携をはかりながらいかにシステムとして機能させていくかについてはなお改善の余地がある。予てより自覚している問題と今回の点検評価によって浮き彫りになった課題とにいかに取り組むかについては構成員全ての責任と自発性、及び命令指揮システムの整備にある。いわゆるガバナンス改革それである。学則や規程などの必要な整備は行っているが、まだ道半ばである。

今後本学が取り組むべき課題は各章に述べた。それぞれを振り返ることはしないが、最後にこれまで触れなかった本学が抱える大きな課題を二つ挙げておく。

看護、歯科衛生、社会福祉という学科は職業教育という性格が強く、学生も教員も実用主義的志向が否めない。このような状況において校是たる教養主義をどう体現させていくのかが問われている。現状では単に「視野を広げる」程度にしか認識されていないが、高等教育における教養教育の意義を問う際には、教養という概念そのもののメタ的検討が重要である。理念・目的の検証の究極の意味はここにある。それによって、教育活動において自明と思われていることを問い直し、そしてそれらを通じて「教育とは何か」という根本的な問いを持ち続けることが、教育あるいは教授技術の向上の源泉となる。

高度化する学問、科学技術の進歩に対応するためには、教員個々の研究の進展が不可欠であるのは言を俟たない。それには自己の研究を相対化する営みが欠かせない。教員活動評価には研究の評価もあるが、定量的な評価であり、質は問われていない。研究の質を問い評価を行うことは難しいことであるが、最低限個々の教員が研究者として必要な基礎的な訓練を受けているか、あるいは研究者としての資質を備えているかを評価する必要がある。

本学は今静岡校開学以来の大きな変革の時を迎えている。看護学科の看護学部との統合による廃学科と、こども学科の新設とである。短期大学のままで社会のニーズに応えられるのかという自問の中で、歯科衛生、社会福祉の両学科は現行の体制を継続し、新たな学科を派生させたのである。もちろん、短期大学という形態を墨守しようとするものではなく、四大化を含めた組織改革の検討は開始されている。しかし、将来への展望を描くためには足下の問題を一つ一つ着実に解決していかなければならない。今回の点検・評価は、本学のさらなる展開の拠り所になるものと信ずる。